

令和6年 第1回臨時会 第3回定例会

宇検村議会議録

令和6年9月17日開会
令和6年9月17日閉会

臨時会

令和6年10月1日開会
令和6年10月9日閉会

定例会

宇 検 村 議 会

令和 6 年第 1 回宇検村議会臨時会

令和 6 年 9 月議会

令和6年第1回宇検村議会臨時会会期日程

9月17日（火）開会～9月17日（火）閉会 会期1日間

日 次	月 日	曜 日	会 議 ・ 休 会 ・ その他
第1日	9月17日	火	本会議（開会・議案審議）

令和 6 年第 1 回宇検村議会臨時会

第 1 日

令和 6 年 9 月 17 日

令和 6 年第 1 回宇検村議会臨時会会議録
令和 6 年 9 月 1 7 日（火曜日）午前 9 時 3 0 分開議

1. 議事日程（第 1 号）

- 開会の宣告
- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長の選挙

1. 追加議事日程（第 1 号の追加 1）

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 副議長の選挙
- 日程第 5 常任委員の選任
- 日程第 6 議会運営委員の選任
- 日程第 7 大島地区衛生組合議会議員の選挙
- 日程第 8 奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員の選挙
- 日程第 9 大島地区消防組合議会議員の選挙
- 日程第 10 選挙管理委員会及び補充員の選挙
- 日程第 11 同意第 1 号 宇検村監査委員の選任について

（説明・質疑・討論・採決）

- 日程第 12 議会を代表する各種委員の選任について
- 日程第 13 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○閉会の宣言

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	川 上 真 理 議員	2 番	倉 本 富 夫 議員
3 番	壽 山 新太郎 議員	4 番	海 原 隆 家 議員
5 番	肥 後 充 浩 議員	6 番	杉 浦 治 俊 議員
7 番	吉 永 常 明 議員	8 番	喜 島 孝 行 議員

1. 欠席議員

なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	保 枝 力 人 君	書 記	森 妙 子 君
---------	-----------	-----	---------

1. 説明のため出席した者の職氏名

村 長	元 山 公 知 君	企画観光課長	辰 島 月 美 君
副 村 長	植 田 稔 君	教育委員会事務局長	藤 貴 文 君
教 育 長	村 野 巳代治 君	建 設 課 長	栄 平四郎 君
総 務 課 長	原 田 俊 昭 君	住民税務課長	小 松 洋 仁 君
保健福祉課長	松 井 学 君	産業振興課長	柳 栄 治 君
会 計 課 長	柳 百々代 君		

△ 開 会 午前9時30分

○事務局長（保枝力人君）

ご起立願います。一同、礼。

おはようございます。事務局長の保枝です。本臨時会は一般選挙後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中の年長の議員が臨時議長の職務を行うこととなっております。年長の杉浦治俊議員をご紹介します。杉浦治俊議員、議長席へお願いします。

〔杉浦治俊議員、議長席着席〕

○臨時議長（杉浦治俊君）

ただいま紹介されました杉浦治俊です。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

ただいまから、令和6年第1回宇検村議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

△ 日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（杉浦治俊君）

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

△ 日程第2 議長の選挙

○臨時議長（杉浦治俊君）

日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（杉浦治俊君）

ただいまの出席議員数は8人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に川上真理君及び倉本富夫君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配布〕

○臨時議長（杉浦治俊君）

投票は単記無記名です。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（杉浦治俊君）

漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（杉浦治俊君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（保枝力人君）

1番川上真理君、2番倉本富夫君、3番壽山新太郎君、4番海原隆家君、5番肥後充浩君、7番吉永常明君、8番喜島孝行君、6番杉浦治俊君。

〔投票〕

○臨時議長（杉浦治俊君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（杉浦治俊君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

川上真理君及び倉本富夫君、開票の立会をお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（杉浦治俊君）

選挙の結果を報告します。

投票総数8票、有効投票8票、無効投票0です。

有効投票のうち、肥後充浩君1票、吉永常明君2票、喜島孝行君5票。

以上のとおり選挙の法定得票数は3票です。

したがって、喜島孝行君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開場〕

○臨時議長（杉浦治俊君）

ただいま議長に当選された喜島孝行君が議場におられます。

会議規則第33条の2項の規定によって、当選の告知をします。

議長当選承諾及び挨拶をお願いします。

○議長（喜島孝行君）

会場の皆さん、こんにちは。このたび議長に選出いただきました喜島孝行でございます。以前、一応議長職も経験しておりますので、先の経験を生かしながら皆様とともに議会運営にあたっていきたいと思っております。まだまだ宇検村にはいろいろ課題がありますので、村当局とも一緒になって頑張っていきたいと思っておりますので、議員の皆様のご協力をひとつよろしくお願い申し上げます。以上、どうもありがとうございました。

〔拍手〕

○臨時議長（杉浦治俊君）

これで、私の職務は終了しました。

喜島孝行議長、議長席にお着き願います。

〔議長着席〕

○議長（喜島孝行君）

それでは、暫時休憩に入ります。再開時については、庁内放送にてお知らせいたします。以上。

休憩 午前 9時42分

再開 午前11時15分

○議長（喜島孝行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

これより先は、お手元に配布してあります追加議事日程により議事を進めてまいりたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

△ 日程第1 議席の指定

○議長（喜島孝行君）

日程第1、議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定によって、ただいま着席のとおり指定します。

△ 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（喜島孝行君）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、川上真理君、倉本富夫君を指名します。

△ 日程第3 会期の決定

○議長（喜島孝行君）

日程第3、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

会期は、本日の1日間と決定しました。

△ 日程第4 副議長の選挙

○議長（喜島孝行君）

日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に肥後充浩君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました肥後充浩君を、副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました肥後充浩君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました肥後充浩君が議場におられます。

会議規則第33条第2項によって当選の告知をします。

副議長当選承諾及び挨拶をお願いします。

○副議長（肥後充浩君）

場内の皆さん、こんにちは。ただいま名誉ある副議長に推挙いただきました。誠にありがとうございます。開かれた議会を目指して、議長の補佐役として皆様とともに頑張っていきたいと思いますので、今後とも議会運営にご協力をよろしくお願いいたします。本日はありがとうございます。

〔拍手〕

△ 日程第5 常任委員の選任

○議長（喜島孝行君）

日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元にお配りした名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

したがって、常任委員はお手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

これから、委員会条例第8条第2項の規定により、常任委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。

委員会の場所は、総務文教常任委員会が議長室、建設経済常任委員会が議員控室と定めます。

暫時休憩します。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時20分

○議長（喜島孝行君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

各常任委員会の委員長及び副委員長は、次のとおりに決定した旨、通知を受けましたので、お知らせします。

総務文教常任委員長に壽山新太郎君、同副委員長に倉本富夫君、建設経済常任委員長に海原隆家

君、同副委員長に杉浦治俊君、以上のとおり決定しました。

△ 日程第6 議会運営委員の選任

○議長（喜島孝行君）

日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元にお配りした名簿のとおりに指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、お手元にお配りしました名簿のとおりに選任することに決定しました。

これから、委員会条例第8条第2項の規定により、議会運営委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。

委員会の場所は議長室と定めます。

暫時休憩します。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時22分

○議長（喜島孝行君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長は、次のとおりに決定した旨通知を受けましたので、お知らせします。

議会運営委員長に肥後充浩君、同副委員長に壽山新太郎君、以上のとおり決定しました。

△ 日程第7 大島地区衛生組合議会議員の選挙

○議長（喜島孝行君）

日程第7、大島地区衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

大島地区衛生組合議会議員に、肥後充浩君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました肥後充浩君を大島地区衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

ただいま指名しました肥後充浩君が大島地区衛生組合議会議員に当選されました。

△ 日程第8 奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員の選挙

○議長（喜島孝行君）

日程第8、奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員に壽山新太郎君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました壽山新太郎君を奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

ただいま壽山新太郎君が奄美大島地区介護一部事務組合議会議員に当選されました。

△ 日程第9 大島地区消防組合議会議員の選挙

○議長（喜島孝行君）

日程第9、大島地区消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

大島地区消防組合議会議員に倉本富夫君を指名します。

ただいま議長が指名しました倉本富夫君を大島地区消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

ただいま指名しました倉本富夫君が大島地区消防組合議会議員に当選されました。

△ 日程第10 選挙管理委員及び補充委員の選挙

○議長（喜島孝行君）

日程第10、選挙管理委員及び補充委員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名推選することに決定しました。

宇検村選挙管理委員に泉としじ君、内田おさお君、菊池たかみつ君、田畑せいこう君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を宇検村選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

ただいま指名しました泉としじ君、内田おさお君、菊池たかみつ君、田畑せいこう君、宇検村選挙管理委員に当選されました。

次に、宇検村選挙管理委員補充員には次の方を指名します。

第1順位、松井寿一君、第2順位、中田みつる君、第3順位、植田ひでよし君、第4順位、新元つぐみち君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました方を宇検村選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

ただいま指名しました第1順位、松井寿一君、第2順位、中田みつる君、第3順位、植田ひでよし君、第4順位、新元つぐみち君、以上の方が順序のとおり宇検村選挙管理委員補充員に当選されました。

△ 日程第11 同意第1号 宇検村監査委員の選任について

○議長（喜島孝行君）

日程第11、同意第1号、宇検村監査委員の選任についての件を議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

皆様、こんにちは。提案理由のご説明の前に、このたびの議会議員選挙におきましてご当選されました皆様方、誠におめでとうございます。議会と行政は車の両輪とよく言われます。しっかりとそれぞれの立場で宇検村発展のためともに頑張ってまいりましょう、よろしくお願いいたします。皆様方のご健勝、ご活躍をお祈り申し上げます。

それでは、同意第1号について、提案理由のご説明をいたします。

同意第1号は、宇検村監査委員の選任についてですが、監査委員に宇検村大字名柄239番地、倉本富夫氏を選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで、提出者の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

これで討論を終わります。

これから、同意第1号、宇検村監査委員の選任についての件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

同意第1号、宇検村監査委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

△ 日程第12 議会を代表する各種委員の選任

○議長（喜島孝行君）

日程第12、議会を代表する各種委員の選任を行います。

お諮りします。

議会を代表する各種委員の選任についての件は、お手元にお配りした名簿のとおりを選任したい
と思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

したがって、議会を代表する各種委員の選任については、お手元にお配りいたしました名簿の
とおりを選任することに決定しました。

△ 日程第13 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（喜島孝行君）

日程第13、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、次期議会の会期日程と議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第1回宇検村議会臨時会を閉会します。

○事務局長（保枝力人君）

ご起立願います。一同、礼。

閉会 午前11時32分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宇検村議会議長 喜 島 孝 行

宇検村議会議員 川 上 真 理

宇検村議会議員 倉 本 富 夫

令和 6 年第 3 回宇検村議会定例会

令和 6 年 1 0 月議会

令和6年第3回宇検村議会定例会会期日程

10月1日（火）開会～10月9日（水）閉会 会期 9日間

日 次	月 日	曜 日	会 議 ・ 休 会 ・ その他
第1日	10月1日	火	本会議（開会・一般質問）
第2日	10月2日	水	本会議（一般質問・議案審議）
第3日	10月3日	木	決算審査特別委員会
第4日	10月4日	金	決算審査特別委員会
第5日	10月5日	土	休 会
第6日	10月6日	日	休 会
第7日	10月7日	月	休 会
第8日	10月8日	火	現地視察・常任委員会委員・全員協議会
第9日	10月9日	水	最終本会議（議案審議）

令和 6 年第 3 回宇検村議会定例会

第 1 日

令和 6 年 10 月 1 日

令和6年第3回宇検村議会定例会会議録
令和6年10月1日（火曜日）午前9時30分開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣告

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 会期の決定

○日程第 3 諸般の報告

○日程第 4 行政報告

○日程第 5 一般質問

7番 吉 永 常 明 議員

3番 壽山 新太郎 議員

2番 倉 本 富 夫 議員

1番 川 上 真 理 議員

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	川 上 真 理 議員	2 番	倉 本 富 夫 議員
3 番	壽 山 新太郎 議員	4 番	海 原 隆 家 議員
5 番	肥 後 充 浩 議員	6 番	杉 浦 治 俊 議員
7 番	吉 永 常 明 議員	8 番	喜 島 孝 行 議員

1. 欠席議員

なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 保 枝 力 人 君 書 記 森 妙 子 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

村 長 元 山 公 知 君	企画観光課長 辰 島 月 美 君
副 村 長 植 田 稔 君	教育委員会事務局長 藤 貴 文 君
教 育 長 村 野 巳代治 君	建 設 課 長 栄 平四郎 君
総 務 課 長 原 田 俊 昭 君	住民税務課長 小 松 洋 仁 君
保健福祉課長 松 井 学 君	産業振興課長 柳 栄 治 君
会 計 課 長 柳 百々代 君	

△ 開 会 午前9時30分

○事務局長（保枝力人君）

ご起立願います。一同、礼

○議長（喜島孝行君）

ただいまから令和6年第3回宇検村議定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお配りしたとおりです。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（喜島孝行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって壽山新太郎議員、海原隆家議員を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（喜島孝行君）

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から10月9日までの9日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

会期は、本日から10月9日までの9日間と決定いたしました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（喜島孝行君）

日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元にお配りしてあります報告書の通りです。

お目通しを願いたいと思います。

これで、諸般の報告を終わります。

△ 日程第4 行政報告

○議長（喜島孝行君）

日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。

これを許します。

○村長（元山公知君）

皆様、おはようございます。それでは、令和6年6月定例議会報告後の行政報告を行います。

皆様のお手元にお配りしているとおりでございますが、主だったものを報告いたします。

6月29日、北部九州宇検村会が福岡市であり、出席いたしました。

7月14日、大島郡グラウンドゴルフ大会が宇検村であり、出席し選手団を激励いたしました。

7月17日、東京において国関係者への令和7年度奄振要望活動が行われ、出席いたしました。

7月28日、村内全域において警報級大雨災害を想定した防災訓練を行いました。

同日、自衛隊瀬戸内分屯地体育館会館記念式典が瀬戸内町であり、出席いたしました。

7月29日、国土交通委員会との意見交換会が奄美市であり、出席いたしました。

8月2日、離島行政懇談会が鹿児島市であり、出席いたしました。

8月15日、宇検村戦没者追悼式をやけうちの里で行いました。

8月22日、沖縄県対馬丸慰霊祭が那覇市であり、出席いたしました。

8月23日、沖縄県玉城デニー知事と島内市町村長との意見交換会を行いました。

8月24日、平和学習交流事業と宇検村対馬丸慰霊祭に出席いたしました。

9月3日、奄振特別委員会が東京であり、出席いたしました。

9月10日、救急医療懇談会並びに講演会が奄美市であり、出席いたしました。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（喜島孝行君）

これで、行政報告は終わりました。

△ 日程第5 一般質問

○議長（喜島孝行君）

日程第5、一般質問を行います。

順番に質問を許します。

7番、吉永常明議員。

○7番（吉永常明君）

おはようございます。改選後の初の定例会にあたり、一言所見を申し上げたいと思います。8月に行われた議会議員選挙で、無投票ではありましたが5期目の当選をさせていただきました。村民の皆さんには、感謝を申しあげます。この先4年間、村民の声を大事に、安全で安心して暮らせる村づくりに、行政とともに取り組んでいきたいと思います。また、この度能登豪雨で亡くなられた方、被災された方、そして、9月に発生した台風で被災された村民の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。一日も早く日常生活が送れますように願っております。

それでは、通告しています一般質問をさせていただきます。

まず最初に、防災についてですが、先月、台風13号による家屋や農作物、道路等の被害があったと聞いています。その状況と対応について伺ってきたいと思います。

2点目に、7月28日に実施された防災訓練の放送の呼びかけということを書いているんですけども、呼びかけじゃなくて、放送訓練の放送の仕方について、当局の、を伺ってきたいと思います。

次、道路交通網の整備についてですが、1番目に県道名瀬瀬戸内線の名柄久慈間、村道湯湾大柵線の現状と今後について伺っていきます。

2点目に、村道宇検船越線、屋鈍曾津高崎線の発注状況がどういうふうになっているか伺ってきたいと思います。

3点目に、県道佐念タエン浜間の道路の街路樹の伐採について、伺いたいと思います。

次に、助成金についてですが、台風13号の影響により、豊年祭が中止になった4集落について助成する考えはないか、伺ってきたいと思います。

次に、マイナンバーカードについてですが、12月からマイナンバーカードが保険証に代わる予定ですが、本村の普及率と対応について伺ってきたいと思います。

最後になりますが、学校の運動会について、村内小中学校の運動会が、去年より午前中開催で終了になっているのはなぜか、伺ってきたいと思います。

あとは通告席にて再質問をさせていただきます。

○議長（喜島孝行君）

ただいまの吉永常明議員の質問に対して、答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

吉永常明議員の質問にお答えいたします。

まず、防災についての①台風13号における家屋、農作物、道路等の被害状況と対応について伺うとのご質問ですが、台風13号における被害状況は、家屋は16戸に被害がありました。内訳は住家が12戸、非住家が4戸、損壊状況は半壊1戸、一部損壊15個であります。農作物の被害につきましては、台風通過後に各集落の圃場を巡回し、聞き取り調査を行いました。サトウキビの倒伏や柑橘類の倒木が見られたものの、収量には大きく影響する被害ではないものと把握しております。道路等は県道湯湾新村線で崖崩れ2件、部連須古線、石良油井線で崩れがありましたが、現在は通行可能であります。

対応につきましては、台風13号は9月14日の午前中、強風域に入りましたが、進路的に直撃コースでしたので、2日前の12日から風雨が強くなる前の台風対策を防災無線で呼びかけました。そして、13日の夕方には自主避難のために公民館を開けておくようお願いし、14日午前中、村内全域に公民館が開いており、いつでも自主避難できることを伝え早めの避難に備えました。その後は、午後、高齢高齢者等避難を発令し、明るいうちの避難を呼びかけました。その間、消防団とも連携

し、避難行動支援や災害対策を行いました。

次に、②7月に実施された防災訓練の放送の呼びかけについて伺うとのご質問ですが、実際には半日から1日かけて早めに避難の呼びかけを行います。防災訓練では警報発表から注意喚起放送、高齢者等避難、避難指示、避難指示解除まで約30分の間に放送を行いましたので、聞きなれない言葉にどういう行動を取ればよいか、戸惑ったと思います。毎回、訓練前に全戸にチラシを配布して訓練内容をお知らせしていますが、次回からは以前配布した警戒レベルと避難行動の内容を機会あるごとに周知するよう努めてまいります。

次に、道路交通網の整備についての①県道名瀬瀬戸内線名柄久慈間、村道湯湾大棚線の現状と今後について伺うとのご質問ですが、県道名瀬瀬戸内線、宇検村名柄地内において、令和5年6月20日から21日の梅雨前線豪雨により、路面に亀裂が、段差、法面崩壊が発生したことから、信号機により片側通行を行っているところです。現在、地滑りとの関係性を検討するため、伸縮計、構内傾斜計、水位計、雨量計を設置するとともに、4カ所のボーリング調査を終え、観測を行っているところです。今後、地滑りによる変状が確認され次第、学識経験者の助言・指導や国との協議を踏まえ、災害による申請を行い、災害復旧工事を予定しております。

村道湯湾大棚線については、令和5年6月の梅雨前線豪雨により被災し、地滑りの恐れがある2カ所を被災直後より地滑り観測調査を実施してきました。観測を継続する中で、今年6月の梅雨前線豪雨時に地滑りの兆候のある観測データが確認され、学識者、鹿児島大学の教授と協議した結果、地滑りであると判断されたことから、現在、国土交通省と復旧工法の事前協議を実施している段階であります。また、復旧工法決定や現場条件を考慮した復旧工事費が決定した段階で災害査定を受験する予定となっております。

次に、②の村道宇検船越線、屋鈍曾津高崎線の発注について伺うとのご質問ですが、継続事業で行っております村道屋鈍曾津高崎線は、9月に4工区に分けて915m発注済です。村道宇検船越線は、今月から12月まで4工区に分けて発注する予定となっております。

次に、③の県道屋鈍曾津高崎線、佐念タエン浜間の道路脇の街路樹伐採について伺うとのご質問ですが、県が管理する道路については、安全で快適な交通を確保するため、定期的なパトロールに加え、台風や豪雨等により道路交通に支障を与える恐れのある状況が発生した場合も、パトロールを実施し、路面や法面、側溝、樹木の状態など点検しております。これらのパトロールにおいて確認された道路交通に支障となっている樹木については、道路維持補修管理業務委託等で伐採しているところであります。

一般県道曾津高崎線の佐念からタエン浜間についても同様に管理しており、県としては引き続き道路パトロールでしっかりと現状を把握し、状況に応じて伐採等を行うなど、適切な維持管理を行うことで、安全で快適な交通の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、助成金についての台風13号の影響により豊年祭が中止となった4集落について、助成する考えはないか伺うとのご質問ですが、4集落について、台風の影響でやむを得ず豊年祭が中止になった

のは、誠に残念であります。年に1度の集落を挙げての行事だけに、中止も相当悩まれて決定したことと思います。今回、豊年祭が中止になったことによる寄附金の減少が集落運営にどれだけ影響するか調べておりませんが、豊年祭の内容も違いがありますので、今回の寄附金と経費なども含めて、まずは丁寧にお話を伺いたいと思っております。

次に、マイナンバーカードについての、12月からマイナンバーカードが保険証に代わる予定ですが、本村の普及率と対応について伺うとのご質問ですが、12月より国民健康保険、後期高齢者医療の保険証がマイナンバーカードに移行することに伴い、新たに保険証を発行することはできなくなりましたが、マイナンバーカード未発行者や保険証と未連携の方には、資格確認証を発行する計画であります。普及率については、令和6年8月末で92.0%であります。

学校の運動会については、教育長が答弁いたします。

○教育長（村野巳代治君）

それでは、村内小中学校の運動会が去年より午前中開催で終了になったのはなぜか伺うとのご質問ですが、お答えをいたします。

昨年度は阿室校が昼食を挟んで午後2時頃まで開催されましたが、ほかの学校においては午前中の開催となっておりました。また、本年度は全学校で午前中の開催になりました。理由としましては、そもそものきっかけとしては、令和2年の新型コロナウイルスの感染拡大がありました。感染拡大防止の観点からも新しい生活様式が推奨されたこともあります。また、近年は地球の温暖化現象に伴い、外気温の上昇もあると考えられます。児童・生徒たちが熱中症で倒れられることが心配されるため、安全面を考慮したことと、児童・生徒、保護者、先生たちの負担を軽減するためにも、午前中の開催となっているものと思われまます。以上です。

○議長（喜島孝行君）

再質問がありますか。

○7番（吉永常明君）

まず最初に、台風被害について伺っていきます。村長の答弁によりますと、13号における家屋の被害が16戸という答弁でしたが、内訳が12戸、そのうちの半損が1戸ということなんですけど、本村でそういう規定があるかどうか分からないんですけど、半損以上の家に対しての何らかのお見舞金とか、そういう制度は本村にありますか。

○総務課長（原田俊昭君）

お答えいたします。半壊ということでございます。この点につきましては、社会福祉協議会のほうよりお見舞金支給されることになっております。村においては、浸水被害がお見舞金の対象となっております。

○7番（吉永常明君）

ということは、村からの助成は、今のところないということだろうと思うんですけども、今後やっぱり異常気象が続いている中で、やっぱり想定外の台風が予想されます中で、村としても何等

かそういうのを考えていく必要があるんじゃないかと思うんですけども、そこらへんはどうでしょう。

○総務課長（原田俊昭君）

お答えいたします。昨今は大雨についても豪雨、台風についてもスーパー台風とか、年々大きくなっております。それによって被害も拡大してくると思います。やはり被害といいますと、村民の生活に影響いたしますので、それは今後も十分考えていかなければいけないと思います。

○7番（吉永常明君）

今後のことを考えて、是非庁舎内で検討をお願いしたいと思います。

次に、農作物等については、さほどというか、農家の収入に対しての被害はなかったようですので、それはそれでよかったかなというふうに考えています。

道路についても、通行には支障ないということなんですけど、今後もやっぱり想定外の台風等がこれから先、考えられますので、十分気をつけていただきたいなというふうに思います。

次に、県道の名柄と久慈間のあれは何だ、崩落じゃなくて、下に落ちているところがあるんですけど、この答弁を見たら、まだはっきりした返事がないということなんですけど、もう1年半以上経つんですけど、これについて、全然今のところめどは課長、立っていないんですか。

○建設課長（栄 平四郎君）

お答えいたします。現在、鹿児島大学教授、学識経験者と県道のほうの地滑りも打ち合わせ等、協議等、助言等をもらってやっていますが、まだ上のひび割れをしたところまでは確認できているんですが、その下の地滑りの最終地点がまだ判明してない段階で、まだ調査に時間を要するというところで聞いております。

○7番（吉永常明君）

今のそれ、名柄と久慈間の話よね、今のは。上のほうが崩れているというのはどういうことなんですかね。

○建設課長（栄 平四郎君）

上で今、片側通行をしている場所が上ということで、向こうから下のほうに崩れている状況が見受けられると思いますが、その間が地滑りを起こしているのではないかということで、今調査をしている段階です。

○7番（吉永常明君）

あの道路は、結構建設業のダンプを砂川に土砂の搬入で使ったりしているので、やはり大型車がしょっちゅう通るので、それははっきりしていない時点では、工事に取り掛かることはできないと思うんですけど、なるべくやっぱり早めに工事に取り掛かるように県のほうにもお願いをしていたきたいなというふうに思います。

次に、大瀬と湯湾線ですけど、今鯨戸の上のほうで、多分地滑りになっていると思うんですけど、それ以外はもう工事は終わっているんですか。

○建設課長（栄 平四郎君）

お答えいたします。湯湾大柵線では災害が4カ所ありました。その内で2カ所が地滑りではないかということで、現在調査をして、また経験者の意見を聞いて地滑りであるという判断をありましたので、これから災害の、地滑り災害の査定を受ける予定になっております。あと2カ所については、現在工事中で、入口の湯湾大柵線の入口の災害に関しては完了しております。以上です。

○7番（吉永常明君）

そしたら、名柄線も湯湾大柵線も今のところ全然見通しが立っていないということでよろしいでしょうか。

○建設課長（栄 平四郎君）

地滑りとしての見解を一応もらっておりますので、今、国土交通省と工法の検討と、あと工事費の決定をしている段階で、年度内中には1カ所は地滑りの災害査定を受ける予定になっています。それですが、あと1カ所は、今まだ工法検討に時間を要してしまして、まだ災害を受ける時期がまだ決まってない状況です。以上です。

○7番（吉永常明君）

今の課長の答弁で、2カ所あって、1カ所、あの鯨戸の上のあの中の1カ所ということですかね。

○建設課長（栄 平四郎君）

路線でもう1カ所見えないところにあるんですね。今のあの大きい崩れのほかに、その先にもう1カ所あります。

○7番（吉永常明君）

県ともよく相談して、早急の開通に向かって努力をお願いしたいと思います。

次に、宇検船越線と屋鈍曾津高崎の改良工事なんですけど、これはもう令和5年度、令和6年度と予算は入っているんだけど、なかなか工事が入ってないということで、今回答弁で9月に発注を済ませたということなんですけど、なぜ明繰やったやつが5月に発注できないで、この時期にずれてきているのか。あの線は、毎回毎回僕聞くけど、ずっと明繰明繰できているけど、そこら辺は何が原因でそういうふうになっているんですかね。

○建設課長（栄 平四郎君）

まず現在、工事をやるのに工期的な問題として、週休2日制が導入されていまして、なかなか半年のうちに発注しないと、半年間では、あと残り半年間では繰り越すという問題が出てきております。それとあとこちらの都合で担当とか、違う災害工事とか、いっぱい増えた段階で遅れているという状況もあります。以上です。

○7番（吉永常明君）

ここにずっと明繰と、この資料があるんですけど、これを見ていったときに、やっぱり宇検村、ここ何年か、災害が多くて、工事の量が非常に多いんですね、これを見たら。そうした中で、やはり今の業者の宇検村の業者では、県の仕事、県の災害の仕事、県の砂防の工事とかあって、県の

仕事で村内の業者が道路工事をやっているのは、平田工区1カ所なんです。あとは災害工事なんですけど、そうした中で、本当にこれだけの災害の量を今の宇検村の業者で対応できるのかというのが、何年か前もそういう質問をしたんだけど、それは問題ないというけど、実際に業者がいなくて工事ができないような状況になっているんじゃないかと思うんですけど、そこら辺は課長はどのように捉えていますか。

○建設課長（栄 平四郎君）

お答えします。県の事業に関しては、クラス分けをして発注している状況で、業者数は足りていると思っております。ですが、村内の村の発注、一般の発注になりますが、7業者しかありません。工事費が高んだ多い分だけ、それだけに日数がかかります。ですが、その今の状態を崩して、村外の業者さんを入れるということは、今のところは考えておりませんので、繰越だけが悪いわけではなくて、平準化に取り組んでいる面もありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○7番（吉永常明君）

課長、非常に苦しい答弁分かります。分かるんですけど、この曾津高崎線、これは南部3町村でも県に南部の3町村の懸案事項として上げているわけですよ。他市町村も何とか早くあそこをやってほしいという思いもあり、あの線は2年前、10年前に阿室屋鈍間が通行止めになって、約1週間とか3日間、迂回路になっているわけですけど、そういうところも踏まえて、できるとか、これ予算付いてないんだったら僕何も言いませんけど、予算が付いているんだから、そういうところを優先に、やっぱり工事を進めていくべきじゃないかと思うんですけど、ちょっと村長の考えをお願いします。

○村長（元山公知君）

吉永知の質問にお答えいたします。先ほども課長も応えたと思うんですけども、以前の業者数より減っているというのもまた一つの原因だと思っております。それプラス、今また人材不足でですね、なかなか業者の方もいろいろ進めたいけど進めきれないといういろいろなところもありまして、今苦しい状況であると思いますが、先ほどおっしゃった屋鈍曾津高崎線ですね、瀬戸内町ともいろいろ協議しながら、また瀬戸内事務所とも、またあそのほうをしっかりと早め早めにやっていこうという話は今、進んでいますので、そこはまた議員がおっしゃったとおり、しっかりと優先を考えながらやっていきたいと思っております。

○7番（吉永常明君）

先ほど課長が言われたように、やはり村内の業者を使ってほしいのは、私も同じなんです。それでもやはり、毎年当初の予算見たときの工事の量と村の業者と見ていったときに、なかなか当初予算で組んでいる工事が村内の事業がなかなか発注というか、工事に手がけてないというのが、ちょっと多々あるので、村内の業者では追いつかないのかなというふうな思いがあって、質問をさせていただきました。いろいろ問題があると思うんですけど、やっぱり工事スムーズにできるように、課長にはお願いしていききたいと思います。よろしく。

次に、県道の佐念とタエン浜間、向こうの道路は結局、ほかの道路と違って、1点土砂崩れになっ

ているんですよ。そうすると今、大型車が離合する時に、山裾から結構木が県道に覆いかぶっているんですよ。それを伐採できないかということなんだけど、答弁を見たら、道路の維持管理業者がやってくれるんですか。

○建設課長（栄 平四郎君）

お答えします。県道のほうは一般業者のほうでパトロールを3日に1回程度回っております。村内の焼内湾沿いの県道になりますが、村内の業者3業者で路線で区間を決めて、その区間で何か崩れとかあった場合には対応するようにやっておりますので、まずはそういう枝とかが山から出ていたかということを気付かれた場合には、役場のほうに連絡してもらって、県のほうに連絡するか、そのパトロールのほうに連絡して、県のほうに連絡してもらって、伐採をしてもらうかということになります。

○7番（吉永常明君）

ここに書いています村長の答弁の中で、道路維持補修管理業務委託と今草なぎやっている道路維持管理とは別業者なんですか。

○建設課長（栄 平四郎君）

道路維持管理業務委託というのが村内で3業者、県のほうから委託を受けている業者になります。役場から発注しているのは、権限委譲で道路の県道の草刈りを役場のほうからは、地元業者のほうに依頼して除草をしていただいております。

○7番（吉永常明君）

課長、私がこの通告書を出してから、あの間に行きました。

○建設課長（栄 平四郎君）

1度だけは見ております。その後に通告が出てから県の課長も来て現場のほうをパトロールしたと、パトロールして役場のほうに寄って話をしていきました。

○7番（吉永常明君）

県の課長も来て見て、役場にきて話をしていかれたということなんですけど、結局、やる方向で話をされたか、やらない方向で話をされたのか、そこら辺をお願いします。

○建設課長（栄 平四郎君）

やるかやらないかと言われますと、やる方向でということで聞いております。

○7番（吉永常明君）

特にタエン浜に佐念から来て、タエン浜におりるカーブはかなり道路に覆い被る低くなっています。あれは多分、バスと普通乗用車が通っても、どっちかが屋根に当たる。そのぐらい下がっています。そういうところがあるので、早急な対応をお願いしたいと思います。

次に、助成金についてなんですけど、村内去年から豊年祭が各集落で行われています。今回、今年も全集落やる予定で、台風によって4集落だけ開催ができなかったわけですが、このコロナ禍の中、豊年祭ができない間は、各集落の維持のためということで、行政側から助成金が出ていた

わけですけれども、今回、たまたま台風中止で4集落が行われなかった。ほかの集落はとりあえず10集落については豊年祭をやって、やっぱり村内各地から給付金をいただいて、何とか助成金をもらわないでも集落の維持には十分貢献できると思うんですけれども、そうした中から、やっぱり4集落の、開催できなかった4集落の件も、そういう観点からもやっぱり村民は理解されると思うので、是非庁内で検討して考えていただきたいと思いますけど、村長、ちょっと見解だけ。

○村長（元山公知君）

先ほども答弁でもいたしましたようにですね、しっかりとまた各集落のそれぞれ事情等、また寄附をいただいたところ、またそうじゃないところ、いろいろ聞いていますので、そこをまたしっかりと我々は丁寧にお話をお聞きしながら、しっかりとまた協議していきたいと思っております。

○7番（吉永常明君）

集落に、是非前向きにご検討をお願いしたいと思います。

次に、マイナンバーカードについてなんですけど、先の内閣によって、12月からマイナンバーカードが保険証代わりになるという閣議決定されています。新内閣が今日発足するわけですけど、その中で、それがそのまま継続してやるかやらないか分からないですけど、12月からやる方向なので、村内での対応についてなんですけど、92%の人が入っていて、それ以外は入っていないわけなんですけど、そういう人たちのための対応の仕方というのは、ここに書いている資格確認書、それが発行されるという、それは村から発行されるわけですか。

○保健福祉課長（松井 学君）

まずですね、前提としまして、すでにマイナンバーカードで医療機関に受診することは可能となっております。現在、村民の方が持っている国民健康保険証だったり、後期高齢者の保険証につきましては、今年の7月の末に保険証の更新をしております。その際に、保険証を今年の8月1日から翌年の7月末までの有効期間の保険証を渡しておりますので、今持っている保険証は有効期間が切れるまでは使えます。ここで12月からポイントとなるのが、新たに保険証を発行する人たちが保険証が発行されなくなりますよ。マイナンバーカードと連携を取っていない人が、その際に窓口のほうで制度を説明して資格確認証を交付して、そちらを使っていただくということで、当面の運営をされていくというものと思われま。

○7番（吉永常明君）

そうした中で、今現在マイナンバーカードを持っている人が、それを保険証代わりにする手続きというのはどのようにするか、その辺のほうの告知というのは、どのようにされるんですか。

○保健福祉課長（松井 学君）

昨年の事業でマイナンバーカードと保険証を連携したりすると1万5,000円プラスとか、そういう国がキャンペーンをしまして、大多数の方がそれを手続しておりますので、マイナンバーカードの保有者で、大体の方が多分連携をされているのではないかと推測しています。ただし、あくまでも保険証の連携は本人の意思によって行うものですので、行政がどなたが保険証と連携しているとい

う実際の数値というのは、把握していない状況です。

○7番（吉永常明君）

そしたら、マイナンバーカードを持っていて、それを保険証代わりに使わない人は、さっき言った資格確認証、それがもらえるということ。

○保健福祉課長（松井 学君）

新たに発行する方ですね、が対象となりますので、新たに保険証を12月以降の発行される場合、マイナンバーカードを持っていない場合は、資格確認証を交付した上で窓口のほうで制度説明をして、マイナンバーカードを発行する場合は住民課のほうにおつなぎして、そちらで手続をしてもらうという流れになってくるかと思います。

○7番（吉永常明君）

いや、僕はマイナンバーカード持っているんだけど、何もしてないわけ、使ってないわけね。そういう人は、12月までにその保険証になるような手続をしなきゃならないということよね。

○保健福祉課長（松井 学君）

昨年のキャンペーンでお金をポイントもらった方は、もうつながっていますので、そのまま病院に行けば使えます。そのポイントを還元してもらわなかった方たちが対象となるので、その場合は住民税務課におつなぎして、マイナポータルサイトというのがありますので、窓口で設定できるように準備、住民税務課がしておりますので、そちらで紐付けをしていくという流れになります。

○7番（吉永常明君）

僕は今聞いて分かったんだけど、それを村民の多くの方が分かっているかどうか別として、村民の方にちゃんと告知をする、12月までにはするべきだと思うんだけど、それはどういう形でやっていかれるつもりですか。

○保健福祉課長（松井 学君）

7月末の保険証切り替えのときにですね、もう既にパンフレットを作成して、資格を持っている方には全て配布をして、制度説明をしております。

○7番（吉永常明君）

なるべく村民の方が12月になって保険証がないとかならないように、十分気をつけて進めていってください。

次に、ちょっと運動会の件について教育委員会の方に聞いていきたいと思います。さっき教育長の答弁の中にも書いてあったように、去年ぐらいから本村では午前中ということなんですけど、結構、地域の方から、何でそういうふうになったのかという話を聞くので、今回こういう質問をさせてもらったんですけど、県の指導でこういうことになっているかどうか分かりませんが、やっぱり県は県、地域は特にこの宇検村の各学校は地域によってある程度成り立っているところがあるので、やっぱりPTA、職員の意見もそうですけど、やっぱり地域の方々の話を聞いて、どうしようかというのも判断してもいいんじゃないかと思うんですけど、教育長、そこら辺どうですか。

○教育長（村野巳代治君）

運動会は、こういう地方、へき地というかね、そういったところの運動会は、ここにいらっしゃる皆さんご存じのとおり、地域の方々の協力があって成り立っていると思います。運動会とかというのは地域の楽しみも一つでもありますし、今、吉永議員の発言の中にありました国がとかですね、県がとか、そもそも学校行事なので、それについては文科省が必ず午後までしなさいとか、そういうのはなくてですね、最終的には学校の中で、村の教育委員会としても午前中で切り上げなさいとか、午後までしなさいとかいうことの指導とか、そういうことはできないわけです、学校行事なのでですね。先だって、一昨日も村内の4カ所ですね、5校全部、日曜日にあったわけですけど、全部が午前中でありました。その中には、ちょっと大きめの学校については、見ますとプログラム等を拝見しますと、地域の種目は一つも入っていない学校もありましたし、先だっての高齢者スポーツ大会の協議をほとんど入れている学校もありましたし、4カ所運動会を見ましても、こういう狭い村内で運動会もいろいろ違っているなというのは感じました。今、議員がおっしゃるように、学校の運動会をどうするかについては、学校だけでなく地域の後援とかですね、そういったことももちろん聞いて判断していくようには、こちらとして、教育委員会として助言をしていきたいと考えております。以上です。

○7番（吉永常明君）

僕がUターンしてきて、初めて学校の運動会に行ったのは、もう20年ぐらい前なんですけど、そのときはやっぱり子供たちが10人未満でした。そうした中で、子供たちの運動会を見たときに、かわいそうに本当だったんですよ。それから、今のように活性化委員会が立ちあがって、阿室校ではもう20何名おられるんですけど、そのころの運動会って、地域の方が中心になって子供たちを盛り上げて、一緒になって盛り上げて運動会をやってきたんですけど、でも昨今、今どういふのかと言えば、それも多分分らないけど、子供たち中心、もちろん運動会ですから、子供たち中心の運動会でなければならぬけど、やっぱり地域の方なんかは学校とのつながり唯一あるのが学校の、であって、今阿室校に例えたら種目が1種目となったら、地域の方はわざわざ、子供がいない家庭は、わざわざそれのために行かにやならないのという意見もあるんですよ。そうした中で、それをずっと学校がやってけば、地域と、せつかく地域のつながり、つながりと言いながら、地域と離れていくような気がするんですけど、先ほどの答弁もそうなんですけど、それについてどうなんですかね。

○教育長（村野巳代治君）

その今議員おっしゃったことに関しては、私も同じような考えであります。特に今回は阿室の学校は4番目に参加させていただいたんですけども、行く車の中で、阿室に行ったら、また縄ないができるかなと思ってなわないがなくてですね、ちょっと個人的には残念な気もしたんですけどね、その学校にお子さん、お孫さんがいらっしゃる地域の方々、やっぱりその地域の出番である種目が、地域の方々が出る種目があれば、選手だから行こうかということにもなると思いますし、今お

っしやったことについては、私の立場として、また学校長等の研修会等にも、今回のことを踏まえ出でですね、今回のことを踏まえて、また話し合いをしてまいりたいと考えております。以上です。

○7番（吉永常明君）

教育長が答弁されたように、是非やはり地域と学校、学校というのはやっぱり特に小さな本村においては大事だと思うので、田検小中みたいにして、小中一緒に合同運動会のところは、もう児童生徒で十分、運動会というのは実施できると思うんですよ。久志校、名柄校、阿室校に関しては、やっぱり地域のつながりがあってやっていけるんじゃないかと思っていますので、是非今後、どうなるかわかりませんが、なるべく地域の意見を取り入れて、学校づくりに進んでいただけたらなと思います。

これで私の一般質問は終わらせていただきます。

○総務課長（原田俊昭君）

すみません、先ほどの最初のほうの私の答弁、見舞金のところで訂正させていただきたいところがございます、本村浸水被害見舞金ないと申し上げましたが、しっかり半壊も規定にございまして、しっかり被災者に対して対応させていただきたいと思います。申し訳ありませんでした。

○議長（喜島孝行君）

よろしいですか。

これで、7番、吉永常明議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時40分

○議長（喜島孝行君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番、壽山議員。

○3番（壽山新太郎君）

場内の皆様、おはようございます。令和6年第3回定例会にあたり、一言、所見を申し上げます。まず、冒頭に9月21日に石川県能登半島を中心に発生しました豪雨災害により、犠牲になられた方々へのご冥福をお祈りするとともに、被災されました皆様方、また避難を余儀なくされている皆様方に対し、心よりお見舞いを申し上げますとともに、被災者の皆様の安全と被災地の一日も早い復興復旧を切に願っております。こういった災害は、毎年のように発生し、多くの犠牲者が出ております。本村におかれましても、このような災害がいつ起こるか分かりません。他人事とは思わず、村民一人一人が常日頃から防災意識をより一層高め、防災に対する意識強化を図っていくことが重要であると思っております。この防災対策につきましては、行政とともに重要課題として今後

取り組んでまいり所存でございます。

さて、8月20日に執行されました宇検村議会議員選挙におきまして、無投票ではございましたが、2期目として当選をさせていただきました。村民の皆様方には多くのご支援、ご協力をいただき、誠にありがとうございました。村民の皆様方に感謝を申し上げますとともに、2期目として責任の重さを強く感じているところでございます。2期目も村民の皆様の御期待に添えるよう、行動範囲を広げ、若い力、発想力を最大限発揮し、村民の地域発展のために行政と一体となった取組を展開してまいりますので、今後4年間、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして3点について一般質問を行います。

まず1点目に、簡易水道事務処理についてお伺いをいたします。

1項目めに、村民の方からの御相談で、水道料金の過剰請求が送付されてきたが、役場の事務処理は大丈夫かとの御相談を受けましたが、過剰請求そのものがあつたのか、事実をお伺いをいたします。

2項目めに、過去にも同様な過剰請求の話を村民の方からお聞きしましたが、担当課の事務処理等に問題等はないか伺います。

2点目に、防災対策について伺います。

1項目め、台風13号、14号の家屋被害、また農作物被害の調査結果について伺います。

2項目めに、その被害調査はどのような形で調査を行っているのか。また、被害者の方々に対し、どのような対応を行ったのか伺います。

3項目めに、村道湯湾大棚線の崩土の危険により、湯湾鯨戸地区の住民の方々は、警報が出されるたびに避難を余儀なくされ、精神的にも大変であると聞きますが、今後、湯湾鯨戸地区の方々に対し、精神的苦痛等を与えないような支援策を講じていくべきではないか伺います。

4項目めに、停電対策について、宇検消防分駐所の発電機は容量が小さく、停電が長期化すると救急業務やその他の事務処理等において支障をきたすことが懸念されますが、容量の大きい発電機を導入するなど、業務に支障をきたすことがないよう、対策を講じるべきでないか伺います。

5項目めに、いかこうの質問の案件で、防災の営農体制、対策について、各集落の水源池を一本化できるよう中山間総合整備事業の中で計画していくとありましたが、今現在の検討結果、進捗状況について伺います。

3点めに、高齢者介護者に対する福祉支援について伺います。

1項目めに、各集落において、現在、在宅での車いす利用者は何名ほどいらっしゃるのかお伺いをいたします。

2項目めに、その在宅の車いす利用者の方々への病院の通院や、買い物等への移動手段はどのような支援があるか伺います。

最後に、在宅介護者の家族が購入する福祉車両につきましては、特殊な車両であり高額な車両ですが、福祉車両の購入支援は検討できないかお伺いをいたします。

以上でございますが、あとは通告席にて再質問をいたします。

○議長（喜島孝行君）

ただいまの壽山議員の質問に対して、答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

壽山議員のご質問にお答えをいたします。

まず、簡易水道料金事務についての①の村民の方からの相談で、水道料金の過剰請求がきたとのことを聞いたが、事実か何うとのご質問ですが、議員ご指摘のように、これまで水道料金の徴収事務において、検針データの入力ミスや入力後の確認不足等により、課題に請求し納付していただいたこともあり、水道使用者からの連絡によって誤りを認識したという事例がございました。その後、水道使用者には丁寧な対応はもとより、納入後であったため、還付手続を取らせていただいた次第であります。

次に、②の過去にもそういった事案の話聞いたが、事務処理等に問題等はないのか何うとのご質問ですが、今後は検針データの入力時のチェックや納付書印刷時の担当者のみならず、二重にチェックするなど徹底してまいりたいと考えております。

次に、防災対策についての①の台風13号、14号の被害調査結果（家屋被害・農作物被害）を何うとの御質問ですが、台風13号における被害状況は、家屋が16戸に被害がありました。内訳は住家が12戸、否住家が4戸、損壊状況は半壊1戸、一部損壊15戸であります。農作物の被害につきましては、台風通過後に各集落の圃場を巡回し、聞き取り調査を行いました。サトウキビの倒伏やかんきつ類の倒木が見られたものの、収量には大きく影響する被害ではないものと把握しております。道路等は県道湯湾新村線で崖崩れ2件、部連須古線石良油井線で崩れがありましたが、現在は通行可能であります。

次に、②の被害調査はどのような形態で調査・対応を行っているのか何うとのご質問ですが、被害調査については災害対策本部7対策部のうち農林水産対策部と土木対策部は主に農地や林道、村道などの調査を実施し、ほかの対策部の職員で観光施設と家屋の被害調査にあたっています。まず、被害調査に入る旨を防災無線でお知らせした上で、区長さんと連絡を取ること、必ず写真を撮ることなどに注意して、各集落を5班に分けて調査を行っております。

次に、③の村道湯湾大棚線の崩土の危険により、鯨戸地区住民の方は警報が発令されるたびに避難を余儀なくされ、精神的にも大変であると聞くが、今後、鯨戸地区の方々に対して精神的苦痛等を与えないような支援・対策を講じていくべきではないかとのご質問ですが、昨年の6月豪雨以降、今回を含めて、これまで4回鯨戸地区に避難指示を発令しております。基準としましては、大雨警報のみではなく、土砂災害警戒情報の可能性が高いときと、伸縮計で1時間に4mmの動きがあったときに避難指示を発令するようにしております。避難指示発令時には、対象地域750mを通行止めにするので、避難を余儀なくされ、精神的にも気が休まらず大変であろうと思っております。当初、大型土のうの設置も検討いたしましたが、地滑り範囲の土量からして到底住民が安心するには至りま

せんので、一刻も早く根本的に地滑り対策を進めるということで、現在に至っております。対象範囲が地滑りと判断されるまでに時間を要しましたが、ようやく工事の工法を検討する段階になっていますので、今後、工法の決定に従い工事を進めてまいります。ただ、大規模工事となりますので、時間を要します。その間は、鯨戸地区の皆さんにはご不便をおかけし、避難指示へのご理解ご協力をお願いすることになりますが、住民の不安を少しでも解消することができないか、県とも協議を続けてまいります。

次に、④の停電対策について、宇検消防分駐所の発電機は、容量が小さく、救急業務等に支障をきたすと聞かれますが、要領の大きい発電機を導入するなど、業務に支障をきたさない対策を講じるべきではないかとのご質問ですが、現在の発電機は島内の各分署と同時期に同様に設置され、現在も使用している分署もありますが、平成17年に設置されて、19年が経過していますので、老朽化による影響が出てきているものと思われます。短時間の停電には問題なく使用できていましたが、今回の停電のように長時間続くと、負荷に耐えられなくなる問題も出てきましたので、今後の業務に影響が出ないように対策を講じてまいります。

次に、⑤の過去の質問の中で、防災の営農体制について、各集落の水源池を一本化できるよう、中山間総合整備事業の中で計画していくとのことであったが、検討結果を伺うのご質問ですが、村では令和2年度からふるさと探検隊のワークショップを実施し、住民からの要望等を取りまとめた上で、中山間地域総合整備事業の令和10年度新規採択を計画しており、各集落から農家の減少や高齢化により農業用水施設の管理に支障をきたしているという意見を聞いています。現在の計画としましては、各集落複数ある水源を一本化することにより、農家や緑サークル活動による管理を簡素化できるよう、実施に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に、高齢者・介護者に対する福祉支援についての、①の各集落において、在宅での車いす利用者は何人いるのか伺うのご質問ですが、外出時に車いすの利用が望ましい対象者は、村内で9名と把握しております。

次に、②の在宅の車いす利用者の方々への病院や買い物等への移動手段は、どのような支援があるのか伺うの御質問ですが、平成23年に地域における自立生活及び社会参加の促進を目的として、宇検村移動支援事業実施要綱を制定し、外出のための支援制度を制定しておりますが、事業運営を行う団体がないため、未実施となっております。また、平成22年に既存の交通機関を利用することが困難なものが、移動手段を確保する目的で、宇検村福祉車両利用助成金に関する要綱を制定し、福祉車両を利用した場合、1回につき5,000円を限度に年2回支給する事業がございます。

次に、③の在宅介護者の家族が購入する福祉車両の購入支援は検討できないか伺うのご質問ですが、福祉車両は通常の車両に特殊な改造を行うため、高額になることは承知しておりますが、現在の制度では介護に関する福祉車両の個人での購入助成や税金の減免制度はございません。

以上であります。

○議長（喜島孝行君）

再質問がありますか。

○3番（壽山新太郎君）

村長、ご答弁ありがとうございます。まず初めに、簡易水道事務について、何点か聞かせてください。村長からの答弁によりますと、かなりそういう請求漏れとか、請求漏れじゃない、過剰漏れとかですね、事務ミスがあるというご答弁でございますが、私のほうにはですね、芦検の方なんです、この方は今年の3月に引っ越して来た方でございます、4月分ですね、請求書を私のほうに持って来られました。その金額を見てですね、ちょっとびっくりしたんですけど、使用水量がですね、9,229m³、水道料金が152万3,335円、これは超過料も含むという納付書に書いておりましたが、大体統計でいいますと、この方は1人世帯の方なので、大体、ひとり暮らしのですね、世帯の方の月平均の水道の使用料、使用水量はですね、大体8から9m³ぐらいとなっております。まず、そもそもですね、この過剰請求の原因は何なのか、説明をお願いします。

○建設課長（栄 平四郎君）

はい、お答えします。現在、検針に回っている方が村内で2人いらっしゃいます。それで、検針のたびに検針用の機械に入力をしますが、その段階での間違いが半数を超えます。それが主な原因だと思っております。

○3番（壽山新太郎君）

今の説明であまり理解ができなかったんですけど、その住民の方がですね、担当の職員からの説明によりますとですね、この水道メーターを交換したらしいんですよ。交換していたのが計算に、データに入っていないくて、前のメーター、結局この、いえ、過去7、8年空き家だったので、その前のメーターからの数字を読み込んでいるから、とんでもない計算になったという、担当者からの説明があったということではありますが、これは具体的にどういうことなのか、説明をお願いします。

○建設課長（栄 平四郎君）

そのことに関して、まだ担当のほうから聞いていませんでしたので、後から報告させていただきたいと思います。

○3番（壽山新太郎君）

多分、これは引っ越しの際の水道料金の手続が多分あると思いますが、私が考える中ではですね、多分この150万という1カ月で請求がきておりますので、まず、そもそものこれがまず1点目の大きな問題だと思います。多分、7、8年ずっとこの家は空き家だったもんですから、多分前の家のメーターのやつが、漏水か何か、ちょっと原因は分からないんですけど、ずっとメーターが回っていたということですよ。結局、9,229m³も要はメーターが回っておりますので、そこ辺りの前の家のあれとか、そういうのはどういった、引っ越しの際の手続は、どういった手続をされているんですか。

○建設課長（栄 平四郎君）

はい、お答えします。まず、メーターをその土地の引っ越しされる方が、閉栓の願いを出してもらって、それからそのメーターの数量はなくなります。新たに來たメーターを取り付けるという段階になるんですが、その前の住んでいた時のメーターを生かしたというか、間違えて入力したのではないかと思います。

○3番（壽山新太郎君）

だからそこが問題であってですね、前、家を出た方は、その使用停止か何かの手続をするんですよね、前住んでいた方。したら、役場はそのメーターのバルブですか、あれは閉めないんですか。

○建設課長（栄 平四郎君）

閉栓の願いが出た段階で、バルブを閉めます。

○3番（壽山新太郎君）

そしたら、この件はそういうバルブを閉めてないから、こういった過剰請求、水道料金が発生したという解釈でよろしいでしょうか。

○建設課長（栄 平四郎君）

バルブを閉めてなかったのかと、ちょっと担当に聞いていないんですけど、それが大きな原因だと思います。

○3番（壽山新太郎君）

そこあたりのやりとりはですね、また担当課のほうからヒアリングをしていただきたいと思います。もう1点、ちょっと気になるのが、この152万3,335円の水道料金なんですけど、これ、一応水道が回って、水道を供給したということですよね。これ、水道の会計上は問題はないんでしょうか。

○建設課長（栄 平四郎君）

それについても、担当に聞いて報告させてください。問題があるものと思います。

○3番（壽山新太郎君）

この村長の答弁の中にですね、今後は検針データの入力時のチェックや納付書印刷時の担当者のみならず、二重チェックをして徹底的に改善してまいりたいと答弁しておりますが、そもそもですね、3月に引っ越して来て、1カ月も住んでない方に対してですね、この150万という納付書を発送する自体が、ちょっと私には、ちょっとおかしいなというか、ちょっとどうであるのかというのがあるんですけど、今その、例えば検針しました。請求が上がってきます。納付書を発行します。そのプロセスというのは、こういった形で回しているんでしょうか。

○建設課長（栄 平四郎君）

まず、検針が終わりまして、そのまま数量を入力、自動的に入力いたします。それから出てきたやつを、請求を担当者、またそのほかの方と一緒に封書に詰めて、各家庭へ発送します。そういう流れです。

○3番（壽山新太郎君）

ということは、ダブルチェックとか、そういうトリプルチェックとか、そういったのをされてな

いということですよ。だからこういった過剰請求がぼつぼつ発生するということですよ。

○建設課長（栄 平四郎君）

送付の段階で再度見るようにはしているんですが、そこで見逃したということになります。また、それとは別に、メーターが多いことで、メーター数が多いことで家庭内の漏水とか、そういうところで気付いた点もあることはあります。

○3番（壽山新太郎君）

ちょっともう1点、問題というか、疑問に思ったのはですね、こういうミスはしょうがなくはないですけど、この方はですね、誠意なる謝罪がなかったということをおっしゃっております。担当者、今課長のご答弁では、この時案については話は聞いていないということでもありますので、それ自体もちょっと問題だと思いますが、一般企業的に普通はですね、まず謝罪から始まって、それに至った経緯説明とか、原因分析とかですね、調査、調査に対する結果説明、そして今後の対応、そういったプロセスに基づいてですね、最後には一番大事な再発防止策ですか、を策定して、またないことを図っていくのが、コンプライアンス的にも当たり前になっておりますが、まずこの謝罪、謝罪はされてないんですよ。

○建設課長（栄 平四郎君）

答弁にはあったと思いますが、丁寧な説明をしたというふうに聞いております。

○3番（壽山新太郎君）

そこあたりの件につきましては、再質問しませんが、最後にですね、普通の仕事というか、業務上ですね、事務ミスは発生すると思います。しかしながら、今のこの案件について、課長とやり取りをしている中では、やはり体制整備というんですか、ガバナンスがですね、全く機能しないような感じがしますので、やはりこういう過剰請求、これも事務ミスになると思いますので、普通は上司に報告しますよね。上司に報告して、原因究明をして謝罪に行くなりとか、そういうのが多分プロセスで社会通念上はしていると思いますので、本当はですね、こういった案件を一般質問でしたくなかったんですけど、住民の方からですね、意向もありまして、今回、取り上げさせていただきました。住民の方へのこういった経過説明はもちろんでありますけど、またそういうガバナンスを強化することによって、職員をですね、守って、職員も守っていただけますので、最初に申し上げたガバナンスの強化をですね、ひとつよろしく願いをします。

○村長（元山公知君）

今、壽山議員のまたご質問の中でも、やはり役場としての誠意が足りなかったという、またそういうご指摘だと思います。またこの案件につきましても、また庁内ですね、協議してという、またしっかりと話をして、先ほどおっしゃられた該当者の方にも、またお話を伺いながら、しっかりと対応していきたいと思います。

○3番（壽山新太郎君）

是非、誠意のある対応をよろしくお願いします。

次にですね、防災対策についてでございますが、今回、家屋被害が16件あるということで、先ほどの同僚議員の中でも、その保障の部分は回答を得ましたので、そこはちょっと飛ばさせていただきます。

この次の災害調査の形体についてなんですが、答弁の中で、班を分けてですね、回っているということなんですが、特に農作物の被害調査につきましては、農家が何件あってとかいう把握も多分できていないと思いますが、どの範囲というか、農家単位でどの範囲、農家単位でその災害調査に出向いたのか、そこはちょっとお伺いします。

○産業振興課長（柳 栄治君）

お答えします。台風や豪雨の際の災害調査につきましては、農林水産対策として産業振興課の職員で、通常ですと4班で2名ずつに分かれて、畑、そして林道を巡回します。畑については、農水担当の2人で宇検から久志、生勝と回って阿室、屋鈍まで巡回をしております。

○3番（壽山新太郎君）

その農家の範囲が特定するのはなかなか難しいと思いますけど、やはり、一部の農家の方からですね、役場職員がうちの畑にはですね、被害調査には来なかったという、ちょっと苦情というか、意見を聞いたもんですから、今回ちょっと形態のところを聞きましたが、以前もこれは同僚議員が質問したと思いますが、J Aとともにですね、営農指導員とともに村内を巡回とかしていると思いますが、その村内の農家さんの実態把握、例えば、この人は何をしているとか、そういった把握はしておられるのでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

現在、宇検村のほうでも地域計画というものを作成しておりまして、その中で、今年度また新たに農業委員会の方に地域の地図のほうを作成して、その中で誰が耕作をして、何の作物を作っているというところまで、詳細な調査は行います。実際の台風調査の場合は、時間も限られておりますので、各集落による時間帯によって畑にいらっしゃらない農家の方とかもおられると思いますが、そういった方に関しまして、どういった、台風等で被害を受けた場合には、農業委員、もしくは役場のほうに連絡をしていただければ、すぐ圃場のほうに行って、現地を確認したり、その被災の状況をどういうふうにして復旧していくか、そういったアドバイスもできるかと思います。

○3番（壽山新太郎君）

課長の前向きな答弁、ありがとうございます。やはり農家の方は、こちらから来てくれというのは、なかなかしないと思うんですね。ですので、農家の把握をしていただいてですね、やはりサトウキビとか、タンカンとか、主力の作物を栽培している農家の方がいらっしゃいますので、いろいろ少ない職員の中でそういう災害調査も大変かと思いますが、もう少しですね、農家の方々の把握をしていただいて、対応の強化をですね、ひとつよろしくお願いします。

つぎにですね、鯨戸地区の住民に対する対応なんですが、まずはじめに、村道湯湾大棚線の崩土の箇所、先ほども同僚議員から質問がありましたが、宇検村は宇検村の防災計画を策定していると

と思いますが、この危険区域名は先ほど答弁があったとおり地滑り危険箇所ですか、それで間違いはないでしょうか。

○総務課長（原田俊昭君）

お答えいたします。今回の湯湾大榎線の部分は、先生方の意見を持ちまして地滑りの認定を受けた箇所でございます。

○3番（壽山新太郎君）

その地滑り危険箇所ですよというのは、そういった情報が更新されるたびにですね、適時この鯨戸地区の方々には周知はしているのでしょうか。

○総務課長（原田俊昭君）

今回の鯨戸地区に対しましての避難指示の発令とかは、5年度の6月豪雨以降のことでございます。それ以降、地滑りの恐れがあるのではないかとということから始まりまして、1年経ちまして地滑りの認定を受けたわけでございます。その間、この認定を受けるまでの間、危険ということがありますので、県と話をしながらですね、大雨警報が出る際には、もう避難をしていただくことが一番の対応だと。村長の答弁でもありましたが、大型土のうとか、いろいろ考えましたが、地滑りが起きたときには、それを受け止めるだけの大型土のうというのは大変難しいので、やっぱり不安を解消するためには避難をしていただくという考えを持ってあたって、対応をしております。

○3番（壽山新太郎君）

この台風でもですね、警報が発令されまして、避難指示を発令されたと思いますが、多分、対象世帯が7世帯の13名ですかね、の方々がこの鯨戸地区の避難の対象者だと思いますが、今回の台風、9月14日発令されてましたよね、夕方。この地区の方々、7世帯13名ですか、全世帯避難をされたんでしょうか。

○総務課長（原田俊昭君）

お答えいたします。全世帯に電話で連絡をしまして、避難指示を発令しますということで、防災無線をする前にですね、電話を入れまして、避難指示を発令しております。ですから、通行止めにもいたしますので、全員避難されているものと、私どもは認識しております。

○3番（壽山新太郎君）

防災計画の中で、こういう地滑り危険箇所というのは、避難誘導計画とかですね、またちょっとマニュアルを読んだんですけど、この7世帯の13名の方が湯湾会館ですかね、ちょっと避難場所はちょっと分かりませんが、避難をされる際に誘導員、避難誘導員ですか、を指定するというのが防災計画の中に書いておりますが、また、この方は消防団とか、自主防災組織の方々とかだと思いますが、今回のこの避難のときには、そういう避難誘導員の方は誘導されたんでしょうか。

○総務課長（原田俊昭君）

避難に関しましては、避難指示の前に高齢者等避難というものもございます。その際、避難の支援が必要な方に対しましては、消防団員とも連携をしまして、防災訓練等で確認などをいたしており

ます。ですから、避難の支援の必要な方に対しては、避難の支援ということで行っておりますが、自主的に自分で避難できる方に対しては、避難を促す、今回の場合、特に防災無線放送と、あとエリアメールも流しております。そして、電話でも連絡しております。今、台風13号のことを申し上げましたが、台風10号のときも避難指示を発令いたしました、その際は、一度避難指示を発令したあとにですね、4mmの伸縮計の動きが確認されましたので、その際にはもう一度電話を入れて、必ず避難してくださいということでお伝えいたしました。そのようにして、積極的に避難を促しております。

○3番（壽山新太郎君）

総務課のほうも、その避難発令とか、そういう対応が非常に大変だと思いますが、やはりこの地区はですね、やはり本当に地滑り危険箇所、一般の集落とはかなり違い、危険な箇所でございます、本当に警報が発令されるたびに避難しなければいけないというですね、本当大変だということを聞いております。ただ、行政としまして、避難をするというのを促すだけではなくてですね、先ほど誘導員の話もしましたが、その世帯の方の電話をして、避難してくださいよと、その避難したあとの避難所に行ってですね、ちゃんとその方全員がちゃんと避難しているのかどうか、そこあたりですね、確認する必要があると思いますが、そこあたりの対応はどう思われますでしょうか。

○総務課長（原田俊昭君）

お答えいたします。この地域は対象が限られておりますので、電話等を入れてですね、確認ができます。先ほども台風10号の際に、一度電話を入れた後に、もう一度電話を入れて、必ず避難してくださいということも伝えてございます。そのようにしてですね、危険が迫っている際にはですね、必ず防災無線とか、エリアメールだけではなくて、直接避難を呼びかけるということ、根気よく続けていきたいと思っております。

○3番（壽山新太郎君）

いろいろ大変だと思いますが、対応をよろしくお願いします。今後もですね、この警報が発令されるたびに避難を余儀なくされる、この鯨戸地区の方々に対しては、宇検村の地域防災計画に基づきまして、更なるですね、対策対応の強化を、また支援策をですね、強化をよろしく願いをします。

次に、4点目なんです、停電対策ということで、この分駐所の発電機なんです、平成17年に設置されて19年が経過して、老朽化による影響が出て来ているというご答弁でございますが、今回、消防職員というか、関係者の方からですね、ちょっと声をいただいて、直接救急業務には影響はないというものの、やはり救急業務に備えて待機をされている職員とか、事務をされている職員がですね、ちょっと容量が小さくて、クーラー設備まで発電が回らないということで、できれば、あの元気の出る館の施設は、聞くとところによりますと、教育委員会と消防分駐所の発電機は別々と伺ったんですが、別々なんですか。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

お答えします。消防署と元気の出る館の発電機は別々ございます。以上です。

○3番（壽山新太郎君）

今後ですね、やはり老朽化もされておりますので、19年経過されております。役場は多分大きな発電機があつて、あれだと思いますけど、やはり元気の出る館の施設もですね、教育委員会と、今別々とおっしゃったので、できれば役場ぐらいの大きな発電機をですね、導入して、やはり職員の方も一生懸命頑張っておりますので、特に消防は、救急業務には支障はないと思いますが、その他、クーラーとかですね、暑いときには熱中症とか、そういった総合的なことも勘案してですね、今後は大きな発電機を導入することが、私はいいと思いますが、そこあたりはどうお考えでしょうか。

○総務課長（原田俊昭君）

お答えいたします。今回、停電ですね、これまで短時間でしたけど、今回1日半ぐらい停電が続きました。非常に停電による影響というのは耳にしております。その中で、この消防の発電機につきましても、かなり古くなっているということは伺っておりました。その中で、ほかの地区も一緒に入れたわけでございますが、住用分駐所とか、合同庁舎ができたときに一本化したとか、大和も今年、防災会館ができたときに一本化して、大きい発電機を入れているということもございます。今回、同じ建物の中で二つ発電機があるというのもございますが、今回、老朽化ということで、長時間の停電に対して負荷がかかって影響が出てくるということもありますので、そういったのにはしっかり対応するよう、議員がおっしゃってくれたようにですね、この館全体で考えるような発電機も、今後は進めていかなければいけないと、今回のことを通してですね、思っていたところでございます。

○3番（壽山新太郎君）

それでは、合わせてお聞きしますが、教育委員会は別だとおっしゃっていましたが、何か業務に支障がありましたか。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

教育委員会の発電機は、非常に小さい発電機でございまして、電気は非常灯のみの対応でして、あとは電気がつかない状況です。台風等、やっぱり関係職員が待機をしないといけないという状況の中で、夏場の台風はとてもちよっと待機する職員はちよっとかわいそうだなというところはございます。

○3番（壽山新太郎君）

やはりそういった職員のもですね、声も聞いて、やっぱりパソコンが使えないと、やっぱり業務は特に回らないと思いますので、発電機もそんな安いやつでもありませんし、高い買い物でございまして、費用対効果もですね、考慮しながら、関係機関と協議をしていただいて、対策のほうをよろしくお願いします。

次に、防災対策の最後なんですけど、その水源池の一本化についてでございますが、私、ほかの集落の水源池は、ちょっと視察というか、確認はしていないんですが、芦検地区はですね、大体5カ所ぐらいございます。この契約をしていくということなんですけど、ほかの集落はそういった水源池は何件ぐらいあって、集落ごとの水源池のあれは把握されておりますでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

お答えします。芦検以外の水源池につきましては、湯湾地区、湯湾干拓、そして石良、そして大畑、向こうまではアランガチの浄水場の上に1カ所あります。あとは各集落の圃場整備とか、事業を行った圃場ごとに水源池があるところも多くあります。以上です。

○3番（壽山新太郎君）

その芦検集落以外の集落のそういうような台風が発生して、土砂が崩れて、排水口が詰まったとか、芦検はそういうのがほとんどなんですけど、ほかの集落もそういった事案はあるということなので、認識でよろしかったでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

水源池の管理につきましては、大雨が降ったときに、その水源池のタンク、水を取るところに土砂が溜まったりとかいうことで、水が出なくなったり、営農用水の配管等の工事を行って30年余り経っているので、老朽化して各圃場の立ち上がりのところで管が壊れたりとか、そういったトラブルといいますか、事例は毎年多くなっております。

○3番（壽山新太郎君）

はい、ありがとうございます。確認なんですけど、芦検の5カ所の当間、大良、於弗田、板子久とありますが、その水源池の管轄というのは役場なんですよ。

○産業振興課長（柳 栄治君）

お答えします。通常の各集落の営農用水の施設に関しましては、そこで畑を利用されている農家の方に、簡易な管理は行っていただいております。また、緑サークル活動が実施されている集落におきましては、その緑サークルの作業の中で、水源池の土砂取りとか行っているところもあります。

○3番（壽山新太郎君）

分かりました。今回の台風でもですね、2カ所の水源池が、もうちょっと前から崩れてですね、水源池自体が水を吸い込むところがあるんですけど、施設が、そこが土砂で埋まって、反対方はもうすごく溜まっているんですよ。なので、役場、我々も、ユンボでもですね、ユンボも上がらないところなので、多分あそこはもう人力では、そういう石とか、砂がもう撤去できませんので、そういった、役場もですね、現場に行ってください、どういう対策どこから入れて水を吸い込むとかですね、多分、抜本的な改革は、その一本化、私が言う将来的に一本化が一番いいと思いますけど、一本化にも時間がかかりますので、今の現状の水源池をどうやって回していくか、かなり、こちら書いておりますが、本当に農家の方は高齢者が多くて、なかなか作業が大変なんですよ。その水

をあれする対策ですね、ですので、前回は質問した案件なんですけど、できるだけですね、水源地の現状を見ていただいて、把握をしていただいてですね、緑サークルとか、芦検もやっておりますが、なかなか人数も揃わず、2、3名でやってですね、苦慮しているところなんですけど、やはり、農地は水が大事でございますので、これはですね、この水源地の一本化に関しましては、これは本当に要望としてですね、強く求めたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは最後に、高齢者介護者に対する福祉支援でございますが、現在、在宅で車いすの利用が望ましい対象者は村内で9名ということでございます。私のほうからですね、なぜ車いすの在宅のほうで何名いるかというのを聞きしたかという、今後はですね、やはり皆さんご存じのとおり、高齢化率が高まると同時に、この車いすのですね、利用者は増えていくものだと認識をしております。ちょっと聞きますけど、宇検村において、今現在、高齢化率は何%であるか、伺います。

○住民税務課長（小松洋仁君）

令和6年4月1日現在の数字となりますが、65歳以上の人口が735人で46.46%になっています。

○3番（壽山新太郎君）

今後、10年後ですね、を見据えた、多分試算とかしていると思いますが、10年後は大体何%ぐらいになるか、分かれば教えてください。

○住民税務課長（小松洋仁君）

こちらのほうでは、ちょっと推定は出しておりません。今のところ。以上です。

○3番（壽山新太郎君）

多分ですね、10年後、今が46.4%ですが、10年後ですので、かなり50%はゆうに超えるぐらいのですね、高齢化率になるということが予測されますが、ここですね、関連しますが、ちょっと通告には出しておりませんが、ちょっと関連した事案なので質問しますが、高齢者の運転免許証の返納についてなんですけど、10年後、多分50%、60%いくであろう高齢化率になることが予想されますが、ということは、並行して高齢者の免許返納の案件もですね、増えてくると思います。それでですね、主に障害者の方が利用する電動車いすとは別に、電動車、高齢者の方がですね、自走で運転するタイプ、いわゆるシニアカーというやつなんですけど、その普及もですね、今後、増えてくると思われそうですが、そういったことは将来的には見据えていないでしょうか。

○保健福祉課長（松井 学君）

先ほど将来の高齢化率が上昇するということをご指摘いただいた上での質問なんですけれども、すみません、先ほどの質問で、令和15年がですね、46.9%になる推計人口が出ておりまして、ますますその歩行に関しての障害といいますか、老いに伴う歩きに対する支障が出る方というのは、恐らく今より割合は増えていくだろうと。大体介護保険3ぐらいになったら施設入所をされる方が多くて、介護4、5の方がですね、在宅ではかなり宇検村は少ない状況で、比較的在宅でいる方は少ない傾向にはあるんですけれども、今後、やはり車いすだったり、シニアカーといわれるものだったり、シルバーカー、そういった利用者がかなり増えてくるので、やっぱり地域福祉計画作成する上

の中でも、そういう支援が必要なのかとか、そこらへんの議論も深めていかなければいけない課題だと思っております。

○3番（壽山新太郎君）

ほかの市町村はですね、そういったシニアカーですか、そういったのとか、障害者の方が利用される電動車いすのレンタル事業とか、そういう介護給付のやつでやっている自治体があると聞いておりますが、是非ですね、先ほど課長が言ったとおり、その福祉計画ですか、その中で、レンタル事業なり、そういったですね、高齢者の方の要は将来の足ですね、をやはりしていかないと、かなり高齢化率は上がって来るのはしかたないことですので、ぜひですね、いろいろ福祉関係、大変だと思いますが、社協さんとやはり連携してですね、そういう計画をですね、していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（喜島孝行君）

これで、3番、壽山議員の質問を終わります。

暫時休憩します。午後からは1時10分と再開をいたしたいと思います。

休憩 午前 1 1 時 3 7 分

再開 午後 1 時 1 0 分

○議長（喜島孝行君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、倉本議員。

○2番（倉本富夫君）

場内の皆様、こんにちは。令和6年第3回定例会を迎えるにあたり、一言所見を申し上げたいと思います。

8月末に宇検村議会議員選挙に無投票ではございましたが、当選させていただきました。村民の皆様には感謝を申し上げ、村民の多くのご支援とご協力をいただき誠にありがとうございます。村民の皆様には感謝を申し上げ、これからの活動もより責任を持ち、精一杯頑張ってまいりたいと思います。今年も自然災害が日本各地で起こっており、能登のほうでも多くの方々が被害に遭われています。犠牲者の方々に哀悼の意を表しますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げ、一日も早い日常の生活を取り戻すことを願っております。ここ宇検村では、台風の影響で人的被害はありませんでしたが、生きている間は自然災害に悩まされると考えておりますので、少しでも村民の皆様が安心して暮らしていけるように、今後も行政、議会とともに、より災害に強い村を作りたいと思っております。

それでは、通告に従い一般質問をします。

まず、一つ、村内の教員住宅について。教員住宅の入居状況はどうなっているのか。また、空室

となっている住宅の活用はどう考えているのかをお聞きします。

二つ、チップ工場について。チップ工場の使用状況及び今後の対応はどう考えているのかをお聞きします。

三つ、防災について。台風時の対応について、以前と変わったような感じがするがどう変わったのか、お教えてください。

以上、3点でございます。あとは通告席にて再質問させていただきます。

○議長（喜島孝行君）

ただいまの倉本議員の質問に対して答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

倉本議員のご質問にお答えいたします。

まず、村内の教員住宅についての、教員住宅の入居状況はどうなっているのか。また、空室となっている住宅の活用について伺うとのことですが、村内の教員住宅の状況からご説明いたします。現在、田検校区に13戸、久志校区に6戸、阿室校区に8戸、名柄校区に10戸の計37戸の教員住宅がございます。しかし、入居できない教員住宅が田検校区の須古地区に3戸、名柄校区に親子山村留学の体験入学用時に使用するために2戸あり、入居可能な教員住宅は32戸となっております。年度当初の入居状況ですが、田検校区は全戸、久志校区全戸、阿室校区7戸、名柄校区5戸の入居があり、入居率は87.5%となっております。なお、名柄校区の教員住宅においては、昨年6月の豪雨災害で被災され、自宅を失った方や、民間でなかなか家を借りられない方2名の方も入居しております。

次に、チップ工場についてのチップ工場の使用状況及び今後の対応について伺うとのことですが、小部連の旧チップ工場跡地につきましては、現在、奄美大島森林組合の製材所及び有限会社島納開発によりますパークの生産と、原木の一時仮置きヤードとして使用されているところです。原木の仮置きヤードの占用料につきましても、令和5年度までは島内の林業活性化と安定したパークを生産するとの覚書のもと減免しておりましたが、令和6年度からは港湾施設と同等の占用料を請求しております。今後の奄美大島の林業の持続可能な発展と地域活性化の拠点として、環境に配慮した森林管理や新しいビジネスの創出、地元木材のブランド化の重要な役割を果たし、林業従事者の育成などにも努めていきたいと考えているところであります。

次に、防災についての台風時の対応について伺うとのことですが、台風時の対応は早めの呼びかけと体制を心がけています。台風の進路と勢力で対応は違ってきますが、基本的には測候所の情報を基に会議を開き、体制を取ることにしております。会議には消防も出席しますので、出勤人数の情報を本部と共有しますが、いつでも災害に対応できるよう、団員に待機を伝えております。以上であります。

○議長（喜島孝行君）

再質問がありますか。

○2番（倉本富夫君）

まず初めに、宇検村の教員住宅についてなんですけど、37件の教員住宅があり、32戸今埋まっていると書いてます。入居率も87.5%となって、結構高いとは思いますが、名柄校の教員住宅のほうで5戸、5件か、5件空室があるんですけど、その理由はどう考えているのか、ちょっとお聞きします。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

先ほど村長からの答弁もありましたが、名柄校区の住宅が8件ありまして、学校の先生が今3名住んでおられます。答弁の中にもあったとおり、昨年被災された方が1名と、あと民間の家をなかなか借りれない方が1名で、都合5名の方々が入っておりますが、今、名柄校区での空きの状況は、今3戸ですね、となっております。以上です。

○2番（倉本富夫君）

今年の頭に先生が来られたときに、名柄校の教員住宅に入るか入らないかというのを、多分視察しに来られたと思うんですよ。その視察した部屋が、ちょっと臭いがあったとか、そういうふうな感じでその先生は入らなかったというのを聞いているんですけど、定期的にハウスクリーニングなど、行っているのか。ずっと空いている部屋に対して、定期的にハウスクリーニングなどを行っているのかというのを伺います。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

お答えします。今ですね、入居者していない空き部屋に関しましては、定期的なハウスクリーニング等を入れておりません。入居が決まった段階で、掃除だったりとか、ハウスクリーニングを入れるようにしております。あと、重大な欠陥、欠陥でなくて、補修とかですね、必要な場合にも、入居が決まってから手を入れるような形となっております。以上です。

○2番（倉本富夫君）

それはそもそもの管理は、教育委員会のほうが管理しているのか、それとも名柄の先生とかに聞いたら、学校側が管理していますよ、みたいな感じで話されていた、管理をされているという話を聞いたんですけど、補修とか、そういうのがあったときには、教育委員会に話を上げて、補修してくださいというのを話して、補修してもらっているんですけど、管理自体はその学校側がやっているというふうな話を聞いたんですけど、それはどういうふうな分け方とか、そういうのがあるんですか。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

お答えします。それはですね、総合的な管理は教育委員会のほうで行っておりますが、共益費とか、そういった徴収関係に関しては、入居されている方々です、学校ではなくて、入居されている方々でお願いしている状況となっております。

○2番（倉本富夫君）

今後また学校の先生が入れ替わりますとかいうときに、部屋がきれいじゃないと、なかなかまた先生、新しく入って来ないと思うんですよ。定期的にその空いている部屋を見に行ったりとかは、

そういうことはしているんですか。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

お答えします。定期的には行っておりませんが、アンテナとかですね、台風の後だったりとか、アンテナの向きがおかしくて、テレビが映らないよという先生も、たまにいらっしゃいますので、その連絡が入ったときに見に行く程度でございます。

○2番（倉本富夫君）

やっぱり1年に1回しか、こういう入替え、先生の入替えとか、ないと 思うんですけど、空いている部屋に関しては、1年に1回でも、事務局の方が見に行つて、ここがちょっと悪いなとかいうのを、ちゃんとそういうのを調べて、補修したりするところも、補修をしていかないところもいけないと思うので、そういうのは1年に1回でもいいから、やったほうがいいと思いますけど、どう思いますか。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

はい、議員からのご指摘ありがとうございます。一応ですね、補修に関しましても予算が伴うこととでございますので、今後、財産管理費の中の修繕費等、予算を精査しながら計上していけたらと考えております。

○2番（倉本富夫君）

修繕費とかも伴うことなので、なかなか一遍にとかはできないと思うんですけど、名柄の場合、1棟丸々空いているとかいうのが、確かあったような、・・・ないんですか、今後あるかもしれません。そういうときに、教育委員会が今までやっていたものを、ちょっと譲渡を、建設課に譲渡し、住宅のほうに譲渡して、村の独身寮じゃないけど、そういうのに使えたりとかいうのはできないんですかね。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

お答えします。一応ですね、目的は公立学校の教職員のための住宅ということで建設しております。今、状況をちょっとお知らせいたしますが、現在、村内の学校で勤務している県費負担の教職員の数ですね、57名います。そのうち宇検村内に住まわれている方が33名、村外から通勤されている職員の数が現在24名となっております。ですので、またこの24名のうち誰か、今後ですね、この24名の方々が入りたいというのであれば、すぐ改修して入居してもらおうということも可能ではありますが、今の状況はそういった状況になっておりますので、ご了承ください。

○2番（倉本富夫君）

なかなか村外から通っている24名の方々が、お子さんとか、家庭があつて、宇検村のほうに来れないという事情が多分あると思います。何件かは空いていても、何件かは一般の人とかに貸せないのかという話が、集落の人とかからもあつたんですけど、そこはどうお考えですか。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

お答えします。先にですね、民間の方々を入居させた場合に、もし通勤されている学校の先生だ

ったりとか、新しく来た先生が入居したいということを申し出た場合に、先に入居している民間の方々が、次住む場所がみつからなければ、退去請求もできないということにのなりかねませんので、現在は空き家、空き部屋のままにしておりますが、今後ですね、また昨年同様、空き部屋があればなんですけれども、自然災害等で被災されて住居をなくされた方々などについても、今後ですね、期間を決めたりとかして、入居を検討していきたいと考えております。

○2番（倉本富夫君）

そうですね、期間を決めて、そうやって被災された方とかの住居がない方たちに貸していくは、もう本当にありがたいことだと思います。その期間を決めて、だから一般の方にも貸せないかなという考えになってしまうんですけど、どうですかね。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

今現在ですね、被災されている方ともう1人、民間の方が入居されているんですが、毎年、1年間の契約で入居していただいています。ただし、今住んでいる場所に関しては、もし学校の先生が希望すれば、すぐ入れるような状況ですが、今、家が借りられない、民間の家が借りられない状況で、もし学校の先生が入るとなったときに、その人たちに出て行ってくださいということは、1年間の契約であっても家賃をもらっている以上、なかなか言えないのじゃないかということもありまして、今の状況に至っているところでございます。

○2番（倉本富夫君）

大分理解できました。あと、本当にその住宅の内部が老朽化とかしているんですよ。その都度入っている教員住宅の人たちに関しては、多分、事務局のほうにいつてると思うんですけど、本当に今後、そういう新しい先生方を呼びたいというふうに考えているというか、そういうふうになった場合、やっぱりちょっと不具合があったら、なかなかいろいろと交通の便が悪いとか、交通というか、買い物とかが遠いとか、そういういろいろな問題で名瀬のほうに行かれたりというのがあると思うので、そっちのほうをちょっと改善していつてもらいたいと思います。

次に、チップ工場のほうについて話していきたいと思います。チップ工場、今年から占用料をちゃんと請求して、やっているということなんですけど、現在のバークとか、そういうやつは状況はどうなっているんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

お答えします。バークの供給量を申し上げますと、公社が購入しているバーク木くずの供給量ですが、丸平産業から214 t、新興産業から70 t、畠納開発から約15 tを購入しております。

○2番（倉本富夫君）

すみません、ちょっと聞き漏らしていたんで、もう一回、会社名と量を教えてもらえませんか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

6年度の8月末現在の供給量です。丸平産業が215 t、新興産業が、奄美新興産業が、申し訳ありません、間違いです。丸平産業が396 t、奄美新興産業が210 t、畠納開発が、すみません、ちょっと5

年度と6年度が混雑しております。もう一度申し上げます。丸平産業が214 t、奄美新興産業が70 t、畠納開発が14.8 t、約15 tですね、以上です。

○2番（倉本富夫君）

畠納開発さんと、今年の頭に多分話ししたと思うんですけど、年間、月に60 tでしたよね。

○産業振興課長（柳 栄治君）

令和4年度と5年度の覚書では、月60 tの生産をということをお願いしておりましたが、月60 t生産される月がなかなかなくて、3月に協議をした結果、できるだけ多く供給してほしいということはありませんが、月、最近でも20 tを作ってほしいという要望はしております。

○2番（倉本富夫君）

再三、話をしている、話を多分、鹿児島県のほうとも一緒に話しに、しに行ってると思うんですけど、なかなか、そうですね、この改善というか、パークの量が再三話し合いしているのに、改善されてないというのが、ちょっと問題だと思うんですけど、今後、村としてはどうしていきたいのかというのを、また、お話、聞きたいです。

○産業振興課長（柳 栄治君）

このパークを購入して、堆肥を生産、元気の出る公社が生産しておりますが、現在のところ、畠納開発が供給できていない分を、先ほどの丸平産業や奄美新興産業のほうから購入して、パークの、パークというか、堆肥の生産量は、元気の出る公社としては十分生産されているという現状であります。

○2番（倉本富夫君）

丸平さんのところと奄美新興開発さんのところから購入して、パークは今のところ堆肥を作るのに大丈夫ということなんですけど、まあ、高いですね、言っても。畠納開発から買うよりも、倍ぐらいの値段で、多分購入しているんじゃないかな、購入というか、燃料代とか、いろいろ込み込みで考えたら、大分高くなってくるんじゃないかなと思うんですけど、そこのほうはどう考えているんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

元気の出る公社より購入した木くずパークのトラック1台分の運搬費用を計算しておりますが、丸平産業から購入した場合は、運搬費用も含めて約6,500円、振興開発から購入した場合が約4,000円、畠納開発から購入した場合は約1,000円となっておりますので、そういった運搬に係る人件費だとか、持って来るその時間的なロスを考えると、畠納開発さんにいっぱいパークを作ってもらいにより、購入金額は削減されるんですが、現状としては供給が追い付いていないため、先ほどの2社から購入をしている状況であります。

○2番（倉本富夫君）

畠納開発さんから1,000円で買って、丸平さんのところに行ったら6,500円もすると、5,500円も、同じ畠納さんが出せば、大分、公社としては、またほかに違ったこともできたりとかもするわけじ

やないですか。なので、もっと畠納さんにバークを出せと、強く言わないと、やっぱり宇検村としても、公社は多分、再三言っていると思うんですけど、宇検村としてもうちより強く言っていかなないと、ずっとこの金額払っていたら、公社も将来的に潰れるかもしれないんですよね。なので、ここをちゃんと畠納さんと話し合って、ちゃんと出してもらえるようにするか、もう畠納さんを切って、新しいところと手を組むかということも考えられると思うんですけど、どうそこをお考えでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

畠納開発さんと覚書を交わしてから、令和4年、令和5年と、なかなか供給量が出て来なかったため、今年の2月に大島支庁と畠納開発と宇検村で協議を行いまして、今の場所を貸している契約が3月31日で終了する予定だったので、更新をしないという案も提案しながら協議を行いました。大島支庁としても、やっぱり現在、奄美大島の林業を担っているのは、宇検村のチップ工場で生産原木を出している畠納さんと、製材所を利用している奄美大島森林組合さんがなくなると、奄美大島の林業もどんどん乏しくなっていくという意見もあり、畠納さんとしてもできる限り、また今年頑張って生産していくという了解をいただき、また4月から契約を結んだところではありますが、昨年度まではそういった条件を、バークを生産をしていただけるという条件のもと、工場の使用料の減免をしておりましたが、バークが出されるまでは港湾施設などと同様の1日1㎡当たり72円の使用料を請求させていただきながら、バークが供給された場合は、その減免を考えていくという話し合いを2月に持ったところです。

○2番（倉本富夫君）

じゃ、今のチップ工場の跡地は、畠納さんが減額なしで、全部借りているんですよね。バークが出た量に応じて、減免したりしなかったりという契約を交わしているということですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

役場としましては、財産管理のほうで用地の占用申請が出ておりましたので、先ほど言った金額を基に、その面積で使用料を請求しております。先ほど申し上げました8月末の段階でも、十分な供給量がなかったため、今のところは減免をせず、役場が請求した金額を払ってもらうようお願いをしているところです。

○2番（倉本富夫君）

最近、あその前、通るんですけど、最近というか、毎日通っているんですけど、全然、そのバークを切っているような感じもない。木材もあまり搬入されていないような感じで見受けられます。何かな、あれ、原木を切って、たまぎりみたいにして、薪か何かになっているのかな、前回の質問のときに、多分、そういう話を聞いたんですけど、その薪の割合のほうが一番多くなっているような感じがするんですよ。薪を作るということは、もうバークを出さないというような感じに見受けられますので、そこをちゃんとしっかりと行政のほうからでも、また話をして、バークを作るよという話をしたほうがいいんじゃないかなと、僕は思います。あと、以前も何回も話している

んですけど、大型粉砕機ですね、を公社、村でも買ってもらって、それでもうパークを作ったほうが、パーク、木くずを作っていったほうが、やっぱり6,500円もかけて取りに行くよりは、そっちのほうが随分と今後、農家の防風林とかの伐採とか、いろんなのもあると思いますので、やっていったほうが、そこを進めていったほうが経済的にも楽なんではないかなと思いますけど、どう思いますか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

一般質問の中に、明日、肥後議員からも粉砕機の購入に関して質問がありましたが、村としても村外から木くずを購入する運搬時間やコスト面などを大きく向上させる可能性もありますが、初期投入のコスト、そして維持管理に係るランニングコストなどを慎重に協議をして検討していきたいと思います。また、議員の方を含めて、宇検村農業用大型機械運営協議会というのもありますので、そういった協議会の中で、今議員がおっしゃったような事案も話し合いながら、粉砕機の購入に関しても慎重に進めていきたいと考えています。

○2番（倉本富夫君）

是非進めていってもらいたいです。最近、公社の方に聞いたんですけど、作業員の方に聞いたんですけど、作業した、作業というか、防風林の伐採をしたりとかしたら、その場に置いていくみたいなんですよ。持ち帰りはなしでという話らしいんですけど、持ち帰って、やっぱり粉砕して、自分なんかの堆肥にも使えるとなったら、農業者の方もそれを処分する費用が、費用というか、何だ、作業、老人の方なんか、特にそういう作業とかがなくなって、また畑の中もきれいにすっきりしてとか、いいことづくめなのかなと思うので、是非購入するような方向で導入する方向でやっていってもらいたいと思います。

○村長（元山公知君）

大型機械の件と、畠納開発さんとの契約覚書の件ですけど、その大型機械の購入は、以前、予算でコロナ交付金の際の予算で上げさせていただいて、通していただいた、皆さんにまたご理解いただいたんですけども、そのときはまた、我々のまた、いろんな進めていく施策の中で、バイオマス発電で出る消化液で、また堆肥の代用になるというような、またことがあったので、ちょっとそのときにはまた、いろいろまたその大型機械の維持費とかも、大型機械を管理している、持っている会社から聞きますと、ちょっとかなりランニングコストもかかるということで、そのときはちょっと思いとどまったところでございます。今回、またそのときは畠納さんからも、しっかりとパークが入るという約束をしていただいていたので、それでこの堆肥の原料としては使えるんじゃないかなと言っていたんですけども、そのパークがなかなか供給されずにですね、現在まで至っております。その中で、先ほど課長も答弁したんですけども、我々は今、村から強く、今議員がそのように言うべきじゃないかとあったんですけども、もう何度も畠納さんのほうには、我々としては話を伝えております。段階的に我々と畠納さんだけでは、なかなか言った言わないとなるので、しっかりとまた県のほうを間に入れいて、その中でまた県のほうも、やっぱり奄美大島の林業振興

として、やはり頑張っていたきたいというのもありながら、我々も村民に対してしっかりと説明しなければいけないという話もですね、しながらですね、今現在に至っているところでありまして、先ほども減免の、今は向こうの賃借料ですか、それは丸々我々は減免なしで請求しているところでございます。それが我々のまたしっかりとした意思表示でありまして、今度はまた畠納さんがパークを約束どおり、しっかり納めていただいて、畠納さんがその上、減免の申請を出したら、我々はそれを考えるということなので、決してそのパークを今までどおり、約束どおり出したから、即、減免するとか、そういうことではありません。それまでの我々との約束を反故にしてきた畠納さんたちにも、またしっかりと責任を取ってもらいたいというのがありながら、我々もまた厳しい態度で畠納さんには臨んでいきたいと思っております。また今、議員がおっしゃったようにですね、やはり議員からこういう質問があったからこそ、また我々としては、これがまた本当、村民の意見ですよということで、しっかりとまた、その相手方も伝えれることかなと思っておりますので、またしっかりと対応していきたいと思っております。

○2番（倉本富夫君）

よろしくお願いします。すみません、今、話に出たバイオガスなんですけど、バイオガスのそのあれは、今どうなっているんですか。

○村長（元山公知君）

以前、バイオガス発電と、またいろいろと我々のゼロカーボンシティのまた一環の中で、いろいろとこの脱炭素プロジェクトの中で進めてきたところでございますけれども、やはりなかなか当初の計画と、我々が進めていく上で、なかなか、まだ村民に対しての周知が、村民の習熟度、理解して、それをやっへ行こうという、そういうふうな機運の高まりが、まだためにはというか、少ないというか、足りないということで、我々としては、それをもう少し、また次の計画を、またしっかりと立てていきながら、末永くこっちのカーボンゼロ、ゼロカーボンシティを目指してやっていきたいという中で、今回、大きなまたすごい予算のかかるプロジェクトだったもので、ちょっとそれに対しても少し時間を置いて、また同じ取組になるのか、また違う今度は方向性になるのかというのは、また今後協議して進めていきたいと思っております。

○2番（倉本富夫君）

はい、分かりました。最後に、防災について話して、質問していきます。避難指示を台風時、13号が来たときに出していたと思います。消防団のほうには招集とか、そういうのが来てなかったんですよ。高齢者避難などを考えると、やっぱりひとりでも手がほしいというのがあって、消防団とかを招集して、そういう声掛けとか、移動とか、そういうのをしてもらったほうがいいのかなど思ったんですけど、それはどうお考えでしょうか。

○総務課長（原田俊昭君）

台風13号についてでございますね。台風13号につきましてもですね、会議を開きまして、消防団のほうにも入っていただいて話をしております。その中で、しっかり避難誘導體制を取るという

ことで話をしていまして、実際、台風13号のときには36名、消防団員は出動しております。台風10号のときには67名出動しております。そういったことで、村内消防団も出動しております。数は違いますけど、その分、待機のほうもちゃんと伝えておりますので、いろんな災害等があったときには、すぐ対応できるような体制になっていると捉えております。

○2番（倉本富夫君）

36名、今回出られているということなんですけど、すみません、名柄分団で、名柄分団のほうに入っているんですけど、何も連絡がなかったということは、自宅で待機してくれということだろうなと思って待っていたんですよ。ちょっと風が強くなるにつれて、自分で外に出て避難所をちょっと見たり、高齢者のほうを回ったりとかいうのはしたんですけど、それはもうやっぱり自主的に自分たちでしないといけないのか。消防団でそういう招集がかかれば、自分なんかは、ちょっとやっぱり家で待機している間は暇だから、ああ、じゃ、消防団出て、回ろうかというふうな気持ちになるんですけど、家で待機と言ったら、だらだらやっぱりする、自分は特にそういう感じなんですけど、やっぱりそういうのに招集をかけていったほうがいいのか、避難指示とか、そういうときには招集をかけて、何名かでもいいから出てもらったほうがいいのかというふうに思いますけど、どうなんですかね。

○総務課長（原田俊昭君）

この災害に対する対応は、だんだん体制を上げていくという体制を取ります。それで、最初の話では分団各2名とかいうところから始まったと思いますが、それから結果的に36名出動をしてございますので、消防団員の中ですね、団長からの連絡を通して体制を整えていったものと思っております。

○2番（倉本富夫君）

それを消防団に通告するのは分駐所のほうで話をするんですかね。本部でそういう話が出たよというのを、今度、団長が分団の人に回してというような命令系統になるんですか。

○総務課長（原田俊昭君）

この消防団員の体制はですね、役場情報連絡体制からだんだん上がっていきますけど、その段階から台風の進路とか、規模とか、そういうのを見ながら、どういった体制で臨むか、役場の体制、消防団員の体制、どうするか、会議で話し合って決めます。結果的に連絡のほうは消防の連絡網があると認識しております。実際それ、LINEとか使って連絡体制を取っているということを確認してございますので、消防のほうから連絡が行くと思っております。

○2番（倉本富夫君）

はい、分かりました。あと、避難所での体制も、以前と違って、ちょっと変わっているような感じがしたんですけど、どういうふうに変ったのか、ちょっと教えてもらえませんか。

○総務課長（原田俊昭君）

避難所の体制としましては、基本的には変わっておりません。公民館は自主防災組織を中心に避

難所の管理をしていただく、災害の、災害といいますか、大雨、台風の規模が大きくなって、災害が予想される場合とかですね、そういったときには、体育館と、体育館といいますか、学校も避難所として開けて、職員が管理をするというふうな体制で、基本的には臨んでおります。それは何ら変わってはいません。そしてまた、それはあくまでも管理でございまして、どこに避難所が移ろうとも、自主防災組織の活動としては、の内容としては変わることはございません。

○2番（倉本富夫君）

今、この前、名柄の避難所に自分、行ったんですけど、避難所に1人だけ待機していたんですよ。何だろう、もし災害が出たり、何か、住民が呼びに来たりとか、避難所に来たときに、1人で対応できない状況が、今後あり得ると思うんですけど、消防団の方もそのときは招集がかかってなかったもので、自主的に自分がいたりとかはしたんですけど、職員1人でした。もし何かあったときに、その1人で対応できないという状況になったときには、どうまた対応していくのかというのが、今後また課題になってくるんじゃないかなと思うんですけど、そのこのほうはどう考えているのかというのを、ちょっとお話、お伺いしたいです。

○総務課長（原田俊昭君）

今回、台風10号が8月の26日から、台風13号が9月の13、14、15、来たんですけど、非常に短い間隔で台風が直撃コース来ました。10号に関しましては、非常に大きい強い台風ということで心配されましたが、ちょっとコースが通る側が変わったということもあったとは思いますが、10号にしても13号にしても、村民の防災意識がやはり人的被害がなかったもので、そこは防災意識が高くて、結果的に人的被害がなくて終わったんじゃないかなと、住民の方々の行動に非常に感謝しているところであります。そういったところで、役場も、役場といいますか、職員もですね、この避難所の管理運営に関わりますが、先ほど名柄のことを申されましたので、名柄はですね、公民館と体育館が、体育館といいますか、学校が非常に近い見えるところにありますので、どこを開けるかというときに、実際は二つ開いていたほうが一番いいとは思いますが、そこら辺で大きいところを開けたほうがいいのかという判断もございまして、学校を開けて運営をしたところであります。そういった関係で、公民館のほうは開けてございませんでしたので、自主防災組織も一緒になってやってもらったら、一番よかったかなとは思いますが、そこら辺は我々のほうも連携不足と申しますか、いろんな、議員がおっしゃるように、連絡体制とかですね、そういったのがちょっと足りなかったとは思っています。いろんなことを考える上で、今後は学校の管理に関して、職員が管理ということで進めてまいりますので、いろんな不測の事態も考えて、2人体制を必ず取っていきたいと思っております。

○2番（倉本富夫君）

是非そう、2人体制でお願いしていききたいと思います。本当に何かあったとき、1人じゃ対応できないという場合がありますので、そっちのほうはよろしくをお願いします。

名柄校にいたって、すみません、何度も、防災ラジオ全然入りません、まだ。以前にも多分話し

したと思いますけど、ラジオの入りがすごい悪いです。そこをちゃんと、各公民館じゃない、避難所になっているところのラジオの電波状況とか、そういうのを確認して、また防災、避難された方がいち早く、また情報とかを聞き取れるようにしてもらいたいなと思います。

あと、最後なんですけど、災害本部とか、避難所で泊った職員とか、いるじゃないですか。その人たちの、そのあとの福利厚生とかはどうなっているのかというのを、ちょっとお聞きしたかったので、聞かせてください。

○総務課長（原田俊昭君）

災害時の職員の体制についてであります。避難所に泊る職員も、役場に泊る職員も、同じ泊って、次の朝まで活動されたりします。そういったときにはですね、しっかり朝の8時半までと決めて、そのあとは休むとか、そういうことをちゃんと職員に話をして進めております。もちろん、災害時でありますので、ちょっと働く時間が長くなったりすることもございますが、労基ともいろんなそういうような話をしたところですね、もうそういう災害時とか、一時的なものであれば、そういったのは多少は大丈夫ということではありますが、職員の健康管理もございますので、そこら辺はしっかり話しているところでございます。

○2番（倉本富夫君）

それ、ちょっと聞いて安心しました。ずっと張ったり、災害で仕方がないとは言え、1日徹夜で頑張っって、次のね、また夕方までフルで出勤しているという方も、もしかしたらおられるかもしれません。なので、そこら辺のほうをしっかりと、また今後、住民にちゃんとしたサービスを、またできるように、次の日から仕事が出た、仕事を出た次の日からでも、またちゃんと住民にサービスできるようにしてもらいたいなと思いました。すみません、じゃ、これで自分の質問を終わりたいと思います。

○議長（喜島孝行君）

これで、2番、倉本議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。2時20分再開いたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時20分

○議長（喜島孝行君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、川上議員。

○1番（川上真理議員）

皆さん、こんにちは。8月に行われました宇検村議会議員選挙で、無投票ではありましたが初当選しました川上真理です。どうぞよろしくお願いいたします。一般質問に入る前に、新人議員として一言決意を述べたいと思います。私は長年医療従事者として、また、医療や介護の職場で働く労働

者で作る労働組合の専従として、地域住民の命と健康、そして労働者の処遇改善のために奮闘してきました。今後もその姿勢は変わることなく、村民の命と暮らし、生業を守る立場で村政及び村民生活に関わる諸問題に対し、様々な角度から取り組んでいくことをお誓いします。

それでは、一般質問に入ります。

まず、枝手久島へのメヒルギの植栽事業についてです。3月の第1回定例会での村長の施政方針の中で、令和6年度枝手久島の一面でのメヒルギの植栽と湯湾干拓調整地で自生しているメヒルギの移植を本格的に進めていくこと、そして産学官連携協定を生かし、宇検村が目指すゼロカーボンシティや環境保全、地域振興に取り組んでいくことが語られています。そこで質問です。

質問の一つ目は、枝手久島へのメヒルギ植栽事業の全体計画について伺います。

質問の二つ目は、枝手久島へのメヒルギ植栽事業について、地権者や漁業関係者含めた村民に対し、十分な説明と理解を得られているのか伺います。

質問の三つ目は、この計画の予算について伺います。

質問の四つ目は、枝手久海峡には、村の指定文化財にもなっている倉木崎海底遺跡やその周辺には美しい海浜が続いていますが、自然環境への影響調査は十分にされたのか、したのであればその調査結果について伺います。

そして、この後の答弁の内容にもよりますが、この間、私が見聞きした上で、この枝手久島へのメヒルギ植栽計画については、一旦立ち止まり、見直しを検討する必要があるのではないかとということで、現段階での見解を伺います。

次に、地域防災について伺います。

まず、令和6年度宇検村地域防災計画（一般災害対策編）について質問します。

質問の一つ目は、避難指示等の住民への情報伝達について、直近の避難の状況から、効果的な運用が図られているといえるか伺います。

質問の二つ目は、避難誘導體制について、その確率と定期的な研修等の実施がなされているか伺います。

次に、停電が長期化する場合、健康被害（熱中症対策等）を考慮した避難所開設についても、今後検討を行うべきと思うが見解を伺います。

次に、宇検村災害対策本部配置（令和6年5月1日）について。

質問の一つ目は、避難所支援について、各集落公民館については、自主防災組織とあるが、統一した支援体制のマニュアルがあるか伺います。

質問の二つ目は、避難所が集落公民館ではなく、学校等になった場合の自主防災組織の役割について伺います。

質問の三つ目は、避難所支援で職員の配置が1名のところがありますが、安全上や不測の事態に備えるためにも複数体制にする必要があると思いますが見解を伺います。

次に、防災会館建て替え、改修等の中・長期計画について伺います。

最後に、宇検村災害時避難勧告等の判断・伝達マニュアルについて、住民の命を守る視点で、早急に更新を行い、周知・徹底を図ること、ということで、以上質問となります。

あとは通告席にて再質問いたします。

○議長（喜島孝行君）

ただいまの川上議員の質問に対して、答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

川上議員のご質問にお答えいたします。

まず、枝手久島へのメヒルギの植栽事業についての、(1)の宇検村が目指すゼロカーボンシティーの取り組みの一つとして、枝手久島へのメヒルギの植栽計画についての、①のメヒルギ植栽事業の全体計画について伺うのご質問ですが、宇検村が令和5年度に策定した宇検村地球温暖化防止活動実行計画区域施策編の中では、2030年までに1haの植栽を目標としています。その達成に向けて、令和5年度から令和9年度までの5カ年で植林地の調査や土地所有者との調整、用地開墾を行い、1万5,000本のメヒルギを植栽し、CO₂の吸収量の0.05千t、2030年までに吸収量0.06千tを目指しております。

次に、②のメヒルギ植栽事業について、地権者や漁業関係者含めた村民に対し、十分な説明と理解を得られているのか伺うのご質問ですが、現在、植栽を行っている土地は、数十年前までは田んぼとして活用されていた農地で、個人所有の土地です。地権者は全員確認が取れており、先に口頭で快諾をいただいておりますが、書面にて同意書を随時返送いただいているところであります。このメヒルギ植栽事業は、令和4年度に策定した第6次宇検村総合振興計画の三つの重点プロジェクトの一つ、ゼロカーボンプロジェクトの取組です。宇検村総合振興計画を作成するにあたり、令和3年度に村民並びに村出身者に向けてのアンケート調査を実施し、令和4年度に1年間かけて、議会議員や各種団体代表、学識経験者で構成する審議会で計画を慎重に審議し、協議を重ね、宇検村の指針として妥当なものとして認められ、村民総意の計画であり、自然、歴史、文化を守り、次世代へ引き継ぐために、保全と利用のバランスの取れた施策の推進として理解をいただいていると認識しております。

次に、③のこの計画の予算について伺うのご質問ですが、令和3年度からこの植林活動に対し、伊藤忠商事から支援金をいただいております。備品購入や作業に係る経費、船の借上料等、全額この寄附金で活動させていただいております。

次に、④の枝手久島には、村の指定文化財にもなっている倉木崎海底遺跡やその周辺には美しい海浜が続いているが、自然環境への影響調査は十分にされたのか、したのであればその調査結果について伺うのご質問ですが、この取組は豊かな自然環境の保全、豊かな生態系を構築し、ブルーカーボン生態系として気候変動対策で注目されているマングローブを植林する活動です。枝手久島の一部に植林をするにあたり、事前に教育委員会と奄美博物館の埋蔵文化財担当者が現地調査を行っており、問題ないと回答をいただいているところです。また、上智大学地球環境学研究家博士の

専門家を中心に、土壌、水質、動植物を学術的な視点から調査、評価をしていただき、適正であることを確認しております。

次に、(2)の枝手久島へのメヒルギの植栽計画については、見直しはできないかのご質問ですが、先に申し上げたとおり、宇検村総合振興計画の重点プロジェクトの一つであり、環境創出の理念を持って取り組んでいる事業であります。長期的展望に立ち、計画の趣旨や内容を村民と共有しながら推進していくよう努めてまいります。

次に、地域防災についての(1)の令和6年度宇検村地域防災計画（一般災害対策編）についての①の避難指示等の住民への伝達について、直近の避難の状況から、効果的な運用が図られているといえるかのご質問ですが、直近では台風13号で土砂災害危険地域の湯湾鯨戸地区に9月14日18時に避難指示を発令いたしました。防災計画では、大雨警報が発表され、かつ土砂災害警戒判定メッシュ情報が赤色表示の場合に、高齢者等避難開始、避難指示の場合は、土砂災害警戒情報が発表され、かつ土砂災害危険仕様がレベル3を表示したときと示されております。避難指示発令の時点では、大雨注意報も発表されていませんでしたが、夜に発表される見込みがありましたので、夕方の時間で避難指示を発令いたしました。今回は、地区が限定されていまして、防災無線、エリアメールに加えて電話で住民へ避難指示を伝達しました。防災計画を基に早めに避難指示が発令できたと考えております。

次に、②の避難誘導體制について、その確率と定期的な研修等の実施がなされているかのご質問ですが、住民の避難行動を支援することについて、地震、津波以外は測候所からの気象情報によって早めに役場の体制を伝えて、そのレベルに合わせて消防団の支援体制を確立します。具体的には、役場の情報連絡体制のときから警報発表のタイミングを伝えて、夜の場合は夕方までに体制を取ることにしています。台風などの場合には、進路や最接近のタイミングを見て会議を開き、連携確認を行っています。また、避難行動の支援には、要避難支援者の把握や経路の確認も必要ですので、研修会や防災訓練を通じて各分団ごとに動ける体制を取っております。今後も適切な避難行動支援ができるよう研修を重ねて参ります。

次に、(2)の停電が長期化する場合、健康被害（熱中症対策等）を考慮した避難所開設についても、今後検討を行うべきと思うが見解を伺うのご質問ですが、避難所としての防災会館の場合は、建設時にクーラーが設置されていますが、ほかは設置、未設置の集落がある状況であります。設置された集落においても、発電機の配線や容量により、クーラーが使用できるところ、できないところがある状況であります。今後、台風の通過後も停電が長期化する場合は、発電機のある公民館を利用することで、夜間の不安、携帯電話等の電力供給、暑さをしのぐ場として集える場所になることが必要だと考えますので、集落と話し合い対策を行ってまいります。

次に、(3)の宇検村災害対策本部配置（令和6年5月1日）についての①の避難所支援について、各集落公民館については、自主防災組織とあるが、統一した支援対策のマニュアルがあるかのご質問ですが、避難所管理運営マニュアルは、新型コロナウイルス感染症対策を機に、令和2年に改定さ

れ、避難所開設装備品と一緒に各集落に配布されております。内容は、主に避難が長期に及ぶときの自主防災組織による運営、役割について記されています。

次に、②の避難所が集落公民館ではなく、学校になった場合の自主防災組織の役割についてとのご質問ですが、台風13号で学校を避難所として開設したのは、名柄校と田検中体育館です。名柄校は公民館と学校の距離が近いので、学校を避難所として開設しました。基本的には公民館は自主防災組織で、学校は職員が管理いたしますが、自主防災組織の役割としては、情報収集や公的機関との連携、避難誘導など、役場や消防団と連絡を取り合いながら動くなど、避難所が学校になっても、役割が変わることはありません。今後も避難所運営の在り方について、集落と話し合いながら、自主防災組織が積極的に動ける体制を整えてまいりたいと考えております。

次に、③の避難所支援で職員の配置が1名のところがあるが、安全上や不測の事態に備えるためにも複数体制にする必要があると思うが見解を伺うとのご質問ですが、台風13号で学校を避難所としたのは名柄校と田検中体育館で、名柄校への職員配置が1名でした。今後は高齢者避難の発表前に自主避難できるよう、公民館を開ける体制をお願いしながら、学校体制も複数人数配置してまいります。

次に、(4)の防災会館建て替え、改修等の中・長期計画についてとのご質問ですが、防災会館建設については、令和8年度から須古集落を建替える計画です。それ以降は重ならないように、順次建替えをしていく計画であります。順位は劣化度診断を基に、危険度と築年数から総合的に見極めて、建替えか改修かを判断してまいります。途中、外壁や天井などの爆裂等が判明したり、危険度が増した場合には、前後することもありますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、(5)の宇検村災害時避難勧告等の判断・伝達マニュアルについて、住民の命を守る視点で、早急に更新を行い、周知・徹底を図ることとのご質問ですが、現在のマニュアルは平成27年度作成されたものです。現行との違いは、避難準備情報や避難勧告など、現在、使用されていない文言も載っている点です。ほかマニュアルに載っている大部分の新しい内容は、宇検村地域防災計画に記載されていますが、判断と伝達部分を分かりやすくしたマニュアルでありますので、防災会議で更新を行い、ホームページで周知いたします。以上であります。

○議長（喜島孝行君）

再質問がありますか。

○1番（川上真理議員）

ただいま答弁いただきました。それでは今の答弁を踏まえて、まず枝手久島へのメヒルギの植栽事業について、再質問させていただきます。私はですね、令和4年の3月20日に、この宇検村がゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年までに二酸化炭素排出ゼロを目指すことを表明したことはですね、とても高く評価をしていますし、それを是非実現するために、私自身も微力ながら協力していきたいというふうに思っています。しかし、それがなぜ枝手久島へのメヒルギの植栽、移植なのかというところに疑問を呈しています。先ほど、村長の答弁で、このメヒルギ植栽事業については、第6次

宇検村総合振興計画の中で提案をしていて、議員も含めて、広くちゃんと周知をされているんだというお話でしたけれども、枝手久島というところに移植をするといった点でいけばですね、私は議事録を少し見させていただきまして、村長は令和4年の3月及び令和5年の3月の第1回の定例会の施政方針で、ゼロカーボンシティについては当然触れておりますけれども、枝手久島の植栽については、一言も触れておりません。それがいきなり令和6年の3月の定例会で枝手久島への植栽と移植を本格的に進めていくというふうに述べています。本格的にということは、今年の3月よりも前に村民に知らせることもなくですね、この事業は進んでいたというふうに受け取りますけれども、いかがでしょうか。進めていたのであれば、いつから実施したのかお尋ねします。

○企画観光課長（辰島月美君）

このメヒルギ植栽のブルーカーボンに関しましては、議事録だけで読み取れるわけではなく、いろいろな計画の中から説明は行っている状況です。まず、最初にマングローブ林の再生を計画したのが平成24年に5市町村で計画された生物多様性地域戦略計画で、宇検村のほうはマングローブ植林、マングローブの再生ということで打ち出しております。それから、子供たちを交えた緑の少年団とともにメヒルギの植栽という部分で行っているんですけれども、その時その時で、世界情勢であったりとか、環境であったり、いろんな世界規模の計画の中で、ゼロカーボンという部分が打ち出されてきました。宇検村の中で、このゼロカーボン考えたときに、徹底した省エネの推進、そして再エネの導入、それから森林吸収量の活用によるゼロカーボンシティを創造するという形で、計画をいろいろ立て直しながら、どういうふうに、今後、子供たちにこの美しい自然を残しながら継いでいけるかというのを検討しながら、いろんな分野で話し合い、長期計画にも載せました。地球温暖化計画のほうにもうたいながら、説明は十分行いながらという、今申し上げているんですけれども、その都度、話し合う機会なども再度設けながら、皆さんと一緒に、同じ気持ちになって将来についていく、実施していく計画として取り組んでいければと思っております。

○1番（川上真理議員）

今、課長から答弁いただきましたけれども、先ほども言ったように、私、ゼロカーボンシティについては、何も否定しておりませんし、是非そのメヒルギ植栽事業も進めていいかと思っておりますけれども、それがなぜ枝手久島だったのかというところに疑問を呈しています。それでは、簡潔に質問いたします。村長に伺います。なぜ枝手久島だったのか。そして、環境保全という言葉も何度も出てきますけれども、村長の言う環境保全というのは、どういったものでしょうか。

○村長（元山公知君）

はい、ありがとうございます。私の環境、まず、どうして枝手久島になったのかというのは、いろいろ宇検村でも候補地を探した結果、枝手久島が一番いいということが、我々の調査の中であったので、枝手久島に決定いたしました。環境保全についてはですね、我々はしっかりと、これまで先人方がつなげてきた宇検村の、また奄美大島全体の、また世界自然遺産登録に我々は、この奄美大島、また沖縄島も含めて、徳之島それを含めてなったわけですけども、そこをまたしっかりと、

我々はまた奄美大島をまた先にといいか、我々の村の自然保護、またそれを利活用する方法を考えて、しっかりとまた共生していきたいと思っております。

○1番（川上真理議員）

候補地を探したということでしたけれども、その候補地については、住民にどういったところがいいんだろうとか、そういった住民の意見を聞いたりとかいうことはしなかったんでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

まず、候補地については、メヒルギの植栽をしているときに、調整地のほうで随分自生をしていた、その条件はすごく整っていた、その理由は以前そこにマングローブがあったという、埋立をする前にマングローブがあったという、環境的にとても整っておりまして、かなり自生をして、計画の中では、そちらのほうでマングローブが広がっていけばいいなというふうに、最初、当初は計画したところです。しかし、調整地ということで、豪雨であったり、畑に近い、民家が近いという部分では、ちょっと災害に懸念があるということで、その調整地のほうは溜まった泥を掘削するという県の事業が入ることになりました。このマングローブをやっていく中で、環境教育をしながら、また二酸化炭素の吸収量が高いということで、その活動はとても続けていきたい。しかし、民間に災害が及ばさないところがいいであろうということで、各集落の区長さん、区長会なども通して、どこか候補地がないかということで、集落からも、こっちの川がいいんじゃないかとか、上流地がいいんじゃないかとか、いろんな意見をいただきながらだったんですけれども、その中で、以前、枝手久島で田んぼとして利用していたという、そういう候補地というのが枝手久島が候補地が上がって、そのほうに調査にまいりました。個人有というところで、まず個人の方々の理解が必要ということで、地権者の方々を調べて、そちらのほうに問い合わせたところ、もちろん、今利用していないところなので、自分が相続している土地とご存じない方もいらっしゃる中なんです、そういう中で、説明する中で、快諾をいただいたということで、以前利用していた、以前活用していたその土地を再度利用するという、そこも価値があるということで、皆さんで確認をしながら、そして専門家で調査を入れながら、問題がないだろうという確認をして、この事業を展開しているところです。

○1番（川上真理議員）

枝手久島のメヒルギの植栽の場所ですけれども、個人所有の土地ということで、地権者は何人ですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

13筆となっています。

○1番（川上真理議員）

その13の地権者からの確認が全員取れているということですね。

○企画観光課長（辰島月美君）

はい、おっしゃるとおりです。

○1 番（川上真理議員）

メヒルギの性質上、4、5年経てば種ができて、それが落ちて流れて、違うところにまた芽が出て来てというふうに、そうやってマングローブって広がっていくと思うんですね。私、先日現地に行ってきた。これがその場所です。場所はですね、枝手久島のひやどりというところです。今から数枚写真をご覧ください。これ、ひやどりというところが本当に美しい砂浜がね、広がっている場所でした。この横を、この浜の横を流れている川があるんですけど、この堤防を、堤防というんですか、護岸か、護岸を壊れているところの奥なんですけど、そこ、川が流れています、こういうふうな。その横、右側にずっと奥に入っていくと、そんなに奥でもないですね、入っていくと、こういう湿地帯があって、既にこのようにメヒルギが植えてありました。でも、そんなにまだ、半日もあれば抜けるなというぐらいのものでしたけれども。手が回らないのか、こういう状態で置いて行かれている、放置されている苗木をね、ポットに入れた状態で、そのまま放置されているような、こういう状況もありました。私はこれこそが自然破壊なんじゃないかというふうにも思っていました。そして、こういう重機も入っていました。この重機はですね、少し離れた場所の山手側に置いてあったんですけども、確かに地権者の皆さんには説明があったかもしれませんが。ただ、あの枝手久島というの全体でいけば、ほかにもまだ地権者はいらっしゃいますよね。確かに、さっきのあの湿地帯のあの場所だけであれば、13の皆さんだけかもしれませんが、メヒルギの性質上、それがどこに流れ着くかは分からない。ほかの地権者のところにも影響を及ぼすかもしれない。漁協関係者のところにも、海にも影響を及ぼすかもしれない。そういった意味では地権者さえ連絡が取れば、確認が取ればいいのかという問題があるかと思います。まず、そこについて伺います。

○企画観光課長（辰島月美君）

そのような懸念を払拭するために、専門家の方を入れて調査を行っております。何か、事業を展開するときに、その専門家の方から三つのことがアウトだったら事業を取りやめるべきということで、その3点のうちの一つが生態系、山から陸に、そして海にという、この生態系が変動しないか、そして種の多様性が変動しないか、動物、鳥、昆虫、魚、そういうのに影響がないか、そして遺伝子ですね、DNA、その三つの3点ということは、国際的な環境の標準の基礎的な指針というんですか、それを基準にして、そこが影響がないかということで、3回にわたり土壌から、土、そしてフン、DNAという、いろんな角度で調査を行った結果、影響はないだろう、そして生物多様性、希少種も今のところは発見されていないし、環境が壊れることはない。そして環境を創出することができるということで、新たな環境創出ということで認められるということを受けて、今、本格的に事業を展開しているところです。去年から、海の計画ということで、各種団体、そして各集落から聞き取り調査をして、今まで海を利用して島の人々は豊かに生活をしていたが、今後この海の利用という、利活用という、どういうふうに活用していくかという聞き取り調査をする中で、漁協とも話をする機会もありますし、その中で説明をやっていきながら、問題がないんだったら、宇検村の

今後の計画に従って展開していこうということで、同意は得ているところです。

○1番（川上真理議員）

じゃ、一つ質問を変えます。この重機は実際にこの現場で使われているものでしょうか。使われているとしたら、どこの所有のもので、植栽はどこが行っているのか、お答えください。

○企画観光課長（辰島月美君）

予算のお伺いの質問のお伺いの中であったと思うんですけども、伊藤忠商事様から、支援金ということで、このブルーカーボンに対しての支援ということで、寄附を平成3年からいただいております。人力ではどうしても開墾が難しいということで、ススキ系の根っこの深い植物が、山のほうにもう原野化になっていて、土もとっても固くて、最初は人力で行っていたんですけども、そこを開墾しないことにはメヒルギが植栽ができないということで、重機を入れる必要があるということで、今年度重機を、今年になってから、重機を入れて、先月もそちらのほうに、現地のほうに行き、ほったらかしというよりは、その都度、活動しに職員が今入っている状態となっています。

○1番（川上真理議員）

じゃ、伊藤忠商事さんから、予算300万でしたかね、入って来ていたんでしたっけ。

○企画観光課長（辰島月美君）

はい、そのとおりです。

○1番（川上真理議員）

じゃ、それで、この事業は伊藤忠商事さんが今やっている、植えているのは職員、伊藤忠商事さんがやっているということでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

この計画にもありますように、主体は宇検村です。あくまでも伊藤忠商事さんからは、支援ということで寄附をいただいているということで、事業を展開しているところです。

○1番（川上真理議員）

じゃ、これは村のものですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

はい、おっしゃるとおりです。

○1番（川上真理議員）

じゃ、あの無人島にこの重機はどうやって運びましたか。

○企画観光課長（辰島月美君）

筏を購入いたしまして、この筏を購入するために令和5年度は300万の寄附をいただいているところです。

○1番（川上真理議員）

筏というのは、この浮棧橋のことでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

はい、そのとおりです。

○1番（川上真理議員）

これ、宇検集落の港にですね、積んでありました組み立て式の浮棧橋だというふうに思います。この浮棧橋を作って渡すのですから、当然、先ほど漁協関係者にも説明しているというふうに、課長言われてましたけれども、私が聞いた話では、こういった話は漁協の理事会でも出て来ないというふうにも聞いております。こういったものを海を使ってですね、浮棧橋を使って重機などを、これをですよ、運ぶということになれば、当然、漁協関係者であったり、また、それ以外の関係機関への説明とか、届とか、行う必要があるかというふうに思いますけれども、その点はどうでしょうか、ちゃんとクリアされているんでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

事業展開する中では、各種団体長などには、しっかりと話を通しております。その中で、話はその組合員の全員に話を通ったかどうかというのまでは、今のところ把握はできていないんですけれども、浮棧橋でユンボを運ぶという部分でも、漁協の方々のご協力をいただいて、船を渡していただいている経緯があります。申請の関係なんですけれども、浮棧橋をずっと浮かしたままというときには、建設課のほうに届け、もしくは漁協のほうに確認という必要があったのかもしれませんが、今のところは引き上げているので、そのときに体制というのはクリアできているものと認識しております。

○1番（川上真理議員）

今までのあれで、団体交渉をやっているような感覚で申し訳ありません。漁協関係だけではなく、例えば、こういったものを運ぶとなったら、海上保安庁とか、そういったところにも連絡をしなければいけないとかいうようなことをちらっと聞いたんですけれども、そういったのは特になかったんでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

海上保安庁の件は、ちょっと確認はしていないんですけれども、もし、その届出が必要でしたら、ちょっと失念していたという件になるかと思います。再度確認をして、その部分が必要だったという案件になりましたら、また海上保安庁のほうに説明をあがって、今後このようなことがないようにということで、またしっかりと話をつけていきたいと思います。

○1番（川上真理議員）

わざわざですね、あの無人島の枝手久島に、ましてやその土地にそもそもなかったメヒルギを、やっぱり植えるということが、本当に今後将来、汚点を残すことにはならないのかどうかということを、すごく危惧します。私は、皆さんは地権者には説明をしたというふうにおっしゃっていましたが、その土地の地権者ではないですけど、あの枝手久島に土地を持っていらっしゃる方から、私はお話を伺いました。その地権者の方はですね、自分たちにとって枝手久島は命の島だと。あの島があったからこそ、命をつないできたんだと。ただの風景じゃないんだというふうにおっしゃっ

ていました。私は、この事業の一番のまずいところは、こうした地権者の、地権者や村民の声に真っ先にですね、寄り添い、宇検村の目指すゼロカーボンシティをどう作っていくのか、それを村民全体で知恵を出し合うことをやっていないじゃないかというふうに思うんです。先ほどから課長は住民にね、広くこのゼロカーボンシティのことを伝えてきたんだというお話もされていますけれども、でもこの枝手久島への植栽については、誰に聞いても、そんなこと知らないというふうにおっしゃるんですよ。そんな誰も、村民が多く知らないことを、こんな重機も運んでですよ、やっているということを、やっぱりもっとですね、知らせて、あそこにどういうものを、どういうビジョンを持って目指しているんだということを、しっかり打ち出して行く必要があると思います。逆に私は、これ、今手元に2023年9月19日、宇検村が産学官連携協定を締結した共同プレスリリース手元に持っていますけれども、この時点でもマングローブを植林する枝手久島というふうに、もう去年の段階でこういうところに出ているんですよ。村長の施政方針で、今年の3月に枝手久島に本格的に言ったにも関わらず、もう去年の9月ではここにもう枝手久島に植林する、マングローブを植林するよというふうに出ている。私は、この姿勢こそが村民軽視だし、議会軽視だというふうに思いますが、村長、いかがですか。

○村長（元山公知君）

やはりこの世の中の流れというのは、いろいろその場その場でしっかりとまた、悪いものは見直す、いいものはやっぱりしっかりと続けていくというのが大事だと思っております。新たにその9月にプレスリリースして、施政方針で3月に言ったというのは、その施政方針で3月に話しましたけれども、それ以前にも皆さんにちゃんとしっかりと説明しながら、徐々に徐々に話を広げていきながらということで、その3月の施政方針にうたっている、本格的にということをやっているということでありまして、それまではまたその、いろいろとその枝手久島の調査であったり、そういうのをまた進めているという段階でしたので、多分、そのプレスリリースではそのようになっていると思います。

○1番（川上真理議員）

まず、やはり先月ですね、マングースの根絶宣言が出ましたけれども、やはりあれは人間の手によって持ち込まれたものが、自然体系に大きな影響を及ぼした。その影響の大きさというのは、やっぱりそれに関わった、あの莫大な費用、それが物語っているというふうに思います。皆さんは、学識経験者からちゃんと意見を頂戴しているというふうに言っていますけれども、一つは埋蔵文化財については問題ないと、確かにあれはかなり沖のほうのありますから、それについては問題ないということかもしれませんが、上智大学は産学官連携協定を結んでいる大学かというふうに思いますが、ここについても土壌や水質、それから動植物を学識的な視点から評価したら、適正である。だからこれは、そこに植えることは問題ないよという程度の調査結果だというふうに私は読みました。そうでなくて、この先、メヒルギの性質上、この先、本当にあの枝手久島、この宇検村の環境に大きな影響を及ぼさないのかということに、すごく危惧をしています。そういった視点で

しっかりもう一度ですね、調査をする必要があるというふうに思いますし、ちょっとまとめたいと思いますが、調査する必要があると思いますし、改めてですね、村長に確認をしたいと思いますが、この事業についてはですね、やはり一旦立ち止まって、見直しを図ることも含めて住民への十分な説明や意向調査も行う必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○村長（元山公知君）

先ほどからずっと申し上げているとおりですね、我々はこのゼロカーボンシティ宣言として、またそのときの他の自治体とか、ゼロカーボンシティ宣言というのは、例えば、首長が議会で宣言するとか、そういうふうな宣言では、やっぱり我々の中では、やっぱり覚悟が足りないということで、しっかりと宇検村民が集まる大きなイベントの中で、やっぱり村民あげてそのブルーカーボンシティ宣言を行いますということで行って、また議員もおっしゃったように、それにはもう何ら異論はないということで、その中には、やはりしっかりとした、どうして村民は総意のもと、村民の一緒になってその後で宣言をしたかと言いますとですね、やっぱりその覚悟と、今後のまたこのゼロカーボンシティに向けての、いろんなそのときにあった、例えば、EV車を使つての、またそのゼロカーボンシティへの貢献とか、そのようなものをいろいろ含めながら、覚悟とやっぱり意義があるものと思っております。ですから、そこを私はしっかりとまた、この進めてきた計画の中では、何ら今後、我々はその先ほどマンガースのお話も出たんですけども、その当時のそのマンガースを入れた人、今我々が調査をしっかりと、そのメヒルギを植栽するというのは、全く別のことであります。しっかりと我々は調査をして、今後未来の生態系へ何ら影響がないという、またその調査結果もあるものですから、ここに進めていますので、見直すことはありません。

○1番（川上真理議員）

私はブルーカーボンも否定しているわけではないですし、是非進めていただきたいというふうにも思いますけれど、だからそれがなぜ枝手久島なのかというところが、やっぱりどうしても引かかる、ほかの地権者にもしっかりと説明責任を果たす必要があるというふうに思っています。ブルーカーボンを推奨するのであれば、例えば今、宇検村の平田地域で生モズクを栽培していますけれども、やっぱり石垣島かな、どこかあそこはこのブルーカーボンで生モズクをやっているというふうなものも聞いていますし、それが地域を活性化し、地域の経済にも直接見える形になってくるというふうに思います。なので、そういった意味でも是非もう一度、村民が知らない人たちが多いからこそ、もう一度このことについてですね、村民の意見をやはり聞いて、どういうゼロカーボンシティ、宇検村の目指すゼロカーボンシティを作っていくのかというところを、是非村民と一緒にやっていただきたいというふうに思います。

すみません、時間がなくなりましたので、次の質問に入らせていただきます。ただ、次の質問は、ほとんど倉本議員が再質問しておりましたので、聞くことはないかなというふうにも思っていますけど、ただ、総務課長と現地に、そのときに現地にいた倉本議員、私も土砂災害警報がでたときに、避難所に、住民の方がいらっしゃるかもしれないと思まして行きましたけれども、やは

り、消防団は動いてなかったんです。宇検村は本当に早い段階から高齢者等避難指示も、明るいうちからですね、出していて、そういった意味では本当に余裕があるうちにですね、声掛けもできる状況にあると思うんですけども、なかなかそこが動いていないというところでは、しっかりですね、周知徹底をそれぞれの役割をもう一度見直していただくというか、確認していただいて、周知徹底を図っていただきたい。それが村民の命を守ることにつながるというふうに思います。

あと、停電が長期化する場合の対応ですけれども、発電機の利用だとかというところで、必要だというふうに書いていますけれども、私は宇検村がゼロカーボンシティを目指すのであれば、各集落の避難所となる場所でもですね、蓄電を備えたソーラーパネルを設置してはどうかというふうにも思っています。災害から住民の命を守ることと、同時にですね、ゼロカーボンシティの実践にもやっぱりつながっていくと思っています。身近なところから再生可能エネルギーを村民に実感させて、宇検村の自然を生かした再生可能エネルギーでの地産地消を実現していく、その一歩にしていければというふうに思っています。私はブルーカーボンよりも、より村民に見えやすく、実感できるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

今の避難所の関係でしたら総務課長がお答えする案件でしたが、再生可能エネルギーという部分が出たので、2050年に向けての実質ゼロを迎える、その自治体の取組という部分では、一つのみならず、やはりブルーカーボンも含め、再エネの導入、そして消費を抑制するという、いろんな方向からの取組が必要と思っております。午前中にも出た一般質問でも、発電の部分、停電のときというお話があったので、新しい施設を建築する時には、再生可能エネルギー、そして省エネの建物づくりというのは、すごい必須となってくるので、そういうことも今後は視野に入れながら、提案ができるという部分では、しっかりと企画のほうも提案してやっていければと思っています。

○1番（川上真理議員）

是非ですね、それをお願いしたい。1日半の停電だというふうに言いましたけど、2晩停電すると、本当に大変でした。9月だったから、まだよかったですけど、あれが本当に8月中の停電だったとしたら、本当に私は車の中で、とりあえずがんがん体を冷やして戻ったという、車の中で寝たという方も、本当にいらっしゃいました。そういった意味では、高齢者等がどういうふうに過ごしたのかなというふうに思います。そういった意味では、是非計画の中にも、防災計画の中にも、その長期の停電のところを盛り込んでいただきたいというふうに思っています。

あと、避難所の職員の複数配置、ここについては、二人、複数配置をするというふうにご回答いただきましたので、是非そのようにお願いしたいと思いますが、やはり名柄はですね、女性が1人で配置されていたんですね。やっぱり女性が女性であるがゆえに起こる、起こってはいけない被害というの、やはり出てくることもなくはありません。ましてや避難所では避難が長期化することになればですね、そういった視点もまた必要になってくるかと思います。是非そういった意味でも防災計画については、ジェンダーも意識しながら、そういった計画をお願いしたいというふうに思い

ます。

それから、防災会館の建替えについてですけれども、須古集落を令和8年度からというふうにご回答いただきました。事前に総務課からいただいた資料を見るとですね、各集落にある公民館で40年以上が経過をしている施設が5施設あります。中長期的な計画が村が示していくことによって、各集落は余裕をもって建設予定地を選定などができるというふうに思いますし、集落民の意見を反映させた、その集落に合った、その防災開館の建設ができるというふうに思っています。是非またそういった機会をね、生かして、村が目指すゼロカーボンシティの実現に向けた施策を村民に浸透させていけばいいのではないかとこのように思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（原田俊昭君）

防災会館の建替えにつきましては、答弁でもありましたように、令和8年度に須古を建設する予定であります。そのあと、築年数と危険度を基に判断をいたしまして、重ならないように進めてまいります。その際に、改修で間に合うところと申しますか、その劣化度によりますけど、そういったところも順次進めてまいりますので、防災会館の建設としては重ならないんですけれども、改修は重なってもできますので、いいふうに計画どおりに進んでいくものと考えております。

○1番（川上真理議員）

いただいた資料では、確かに須古集落が入っていますけれども、それ以外のところは何年度という計画までは、当然できていないので、ある程度の目安であったり、先ほど言われたように、改修で済むものというところもあるかと思います。そういった意味では、そういった調査も早めにしていただいて、集落民が本当に予定地であったりというところなどもね、余裕を持って探せるようにしていただけたらと思います。なので、ある程度の計画というのを立てながら、ここについては建替え、ここについては改修というようなところを、是非示していただければというふうに思います。時間になりましたので、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（喜島孝行君）

これで、1番、川上議員の質問を終わります。

本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

散会 午後 3時17分

令和 6 年第 3 回宇検村議会定例会

第 2 日

令和 6 年 10 月 2 日

令和 6 年第 3 回宇検村議会定例会会議録
令和 6 年 10 月 2 日（水曜日）午前 9 時 3 0 分開議

1. 議事日程（第 2 号）

- 日程第 1 一般質問（通告順）
5番 肥 後 充 浩 議員
4番 海 原 隆 家 議員

- 日程第 2 議案第 1 号 令和5年度宇検村一般会計歳入歳出決算について
○日程第 3 議案第 2 号 令和5年度宇検村国保事業特別会計歳入歳出決算について
○日程第 4 議案第 3 号 令和5年度宇検村国保施設事業特別会計歳入歳出決算について
○日程第 5 議案第 4 号 令和5年度宇検村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について
○日程第 6 議案第 5 号 令和5年度宇検村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
○日程第 7 議案第 6 号 令和5年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
○日程第 8 議案第 7 号 令和5年度宇検村介護保険事業特別会計歳入歳出決算について
○日程第 9 議案第 8 号 令和5年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について

（以上8件一括上程・説明・委員会付託）

- 日程第10 議案第 50 号 令和6年度宇検村一般会計補正予算について
（説明・質疑・討論・採決）
○日程第11 議案第 51 号 令和6年度宇検村国保事業特別会計補正予算について
（説明・質疑・討論・採決）
○日程第12 議案第 52 号 令和6年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について
（説明・質疑・討論・採決）
○日程第13 議案第 53 号 令和6年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算について
（説明・質疑・討論・採決）
○日程第14 議案第 54 号 令和6年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
（説明・質疑・討論・採決）
○日程第15 議案第 55 号 令和6年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算について
（説明・質疑・討論・採決）
○日程第16 議案第 56 号 令和6年度宇検村集落排水事業特別会計補正予算について
（説明・質疑・討論・採決）

○散会の宣言

1. 本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

1. 出席議員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	川 上 真 理 議員	2 番	倉 本 富 夫 議員
3 番	壽 山 新太郎 議員	4 番	海 原 隆 家 議員
5 番	肥 後 充 浩 議員	6 番	杉 浦 治 俊 議員
7 番	吉 永 常 明 議員	8 番	喜 島 孝 行 議員

1. 欠席議員

なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 保 枝 力 人 君 書 記 森 妙 子 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

村 長 元 山 公 知 君	企画観光課長 辰 島 月 美 君
副 村 長 植 田 稔 君	教育委員会事務局長 藤 貴 文 君
教 育 長 村 野 巳代治 君	建 設 課 長 栄 平四郎 君
総 務 課 長 原 田 俊 昭 君	住民税務課長 小 松 洋 仁 君
保健福祉課長 松 井 学 君	産業振興課長 柳 栄 治 君
会 計 課 長 柳 百々代 君	

△ 開 会 午前9時30分

○事務局長（保枝力人君）

ご起立願います。一同、礼。

○議長（喜島孝行君）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお配りしたとおりです。

△ 日程第1 一般質問

○議長（喜島孝行君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許します。

5番、肥後議員。

○5番（肥後充浩君）

場内の皆様、おはようございます。通告に従いまして一般質問を行いたいと思いますが、その前に一言所見を申し上げたいと思います。このたびの村議会議員選挙におきまして、村民の皆様に多くのご支援御指示をいただきまして、誠にありがとうございました。お陰様をもちまして、無投票という結果ではございましたが、当選させていただきまして、この場に立つことができました。心より感謝申し上げます。今後とも、皆様の期待に添えるように精一杯、村民のための議員として頑張ってまいりますので、よろしくお願いいたします。また、先日の石川県能登半島の豪雨災害という大きな自然災害が起こりました。死者も13人を超える方々がお亡くなりになっております。被災や犠牲に遭われた方々に、心よりご冥福をお祈り申し、哀悼の意を表したいと思います。復興は始まったばかりですが、一日も早い復旧復興を心からお祈りいたします。また、村におきましても、台風13号、14号など来襲いたしました。被災されました方々にお見舞いを申し上げます。一日も早く日常の生活が送れますよう願っております。いまだにインフルエンザやコロナ等がまだまだ見受けられます。行事などが各集落で行われておりますが、引き続き感染予防対策を行い、安心で安全な日常生活を送れますよう、お願いいたします。

それでは、一般質問に移りたいと思います。

まず、携帯電話送受信施設についてですが、進捗状況をお答えください。また、今年の3月議会において、同僚議員からも質問がありましたが、その答弁として6月に交付決定になると答弁いたしましたが、交付決定はできたのか、教えてください。

2点目に、今後の計画スケジュールについて、11月に工事契約を行い、2月末完成とあるが、このスケジュールに変更はないのか、教えてください。

次に、防災についてお聞きいたします。

先般の台風13号は、村民の多くの方々が予想に反して強かったと言っております。そこで、13

号、14号の台風被害状況を教えてください。

2点目に、台風13号において、避難所を設置しておりますが、その避難所で避難をしている方がへの情報提供はどのような形で行ったのか、お答えください。

次に、農業振興についてですが、湯湾地区の農業用水が断水しておりましたが、村の早急な対応で早急の復旧が行われ、多くの農家が喜んでおりました。改めてお礼を申し上げます。

堆肥についてですが、昨日も同様の質問がありましたが、現在の元気の出る公社の堆肥の生産量は何tなのか、また、供給は十分なのか、その原料のチップなどの供給は十分にあるのか、お答えください。

2点目に、これも昨日質問がありましたが、粉碎機の購入についてですが、新たに購入計画はできないのか、役場や公共事業において出た雑木などは、田検の下水処理場の前の空き地や干拓等に多く積み上がっております。しかし、何回も言っておりますが、一般住民や農家の方々は、廃棄する場所がなく、自宅前で焼却したり、畑で焼却したりしております。また、今回の台風や盆、正月前の清掃においても、同様の処理を行っております。そこで、粉碎機を購入し、堆肥の補足材としても利用できますし、村民や雑木、畑で出るはかまや花木や植え替え時などの草類などの処理等ができるなど、利点が多いと考えられます。よって、粉碎機の購入の考えはないか、改めてお聞きいたします。

3点目に、ソバの実証実験についてですが、3月議会において、同僚議員が質問いたしました、その時の答申では2月にばんしょを行ったと答えておりましたが、芦検地区においても、阿室地区においても、ばんしょはいつ行ったのか、お答えください。また今後の計画はどのような計画か、教えてください。

4点目に、パッション苗供給のことですが、現在の生勝で行われている苗供給が今度で終了すると聞いております。その対策はどのようなになっているのか、教えてください。

5点目に、3月議会でも質問しましたが、現在、遊休地対策で公社が借り上げている地区、並びに面積は幾らぐらいになっているのか。地区はどこなのか、植栽品種は何を植えているのか、お答えください。

次に、コロナワクチン接種についてですが、65歳以上の方が定期接種対象者になっているが、村内においての人数を教えてください。

2点目に、65歳以下の任意接種者の人数を教えてください。

次に、公共事業についてですが、村工事の今年度発注の状況はどのようなになっているのか。

2点目に、県管理の河川や道路工事の災害工事並びに本工事の箇所数及び契約金額を教えてください。

あとは、通告席にて再質問いたします。

○議長（喜島孝行君）

ただいまの5番、肥後議員の質問に対して、答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

皆様、おはようございます。それでは、肥後議員のご質問にお答えいたします。

まず、携帯電話送受信施設についての①赤土山の携帯電話送受信施設の進捗状況はとのご質問ですが、現在、設計の段階で鉄塔建設の設計と通信施設の設計1件を契約締結しております。

次に、②の今後の計画スケジュールはとのご質問ですが、現在、環境省と建設候補地について協議しておりますが、候補地決定には至っておらず、当初の完成予定よりはずれ込むことが予想される状況であります。

次に、防災についての①の13号・14号台風の被害状況はとのご質問ですが、台風13号における被害状況は、家屋は16戸に被害がありました。内訳は住家が12戸、否住家4戸、損壊状況は半壊1戸、一部損壊15戸であります。農作物の被害につきましては、台風通過後に各集落の圃場を巡回し、聞き取り調査を行いました。サトウキビの倒伏や柑橘類の倒木は見られたものの、収量には大きく影響する被害ではないものと把握しております。道路等は県道湯湾新村線で崖崩れ2件、部連須古線、石良油井線で崩れはありましたが、現在は通行可能であります。台風14号における被害は発生しておりません。

次に、②の避難時の情報提供はどのように行っているのかとのご質問ですが、地域防災計画では、大雨警報などを基に避難を呼びかけることになっておりますが、実際には早めに避難を呼びかけております。台風13号は、9月14日の午前中、強風域に入りましたが、進路的に直撃コースでしたので、2日前の12日から風雨が強くなる前の台風対策を防災無線で呼び掛けました。そして、13日の夕方には、自主避難のために公民館を開けておくようお願いし、14日午前中に村内全域に公民館が開いており、いつでも自主避難できる状態にあることを伝え、早めの避難に備えました。その後は、午後高齢者等避難を発令し、明るいうちの避難を呼びかけました。その間、消防団とも連携し、避難行動支援や災害対策を行いました。

次に、農業振興についての①の公社の堆肥生産量並びに、供給の現状は。原料の供給はできているのかとのご質問ですが、まず、公社の堆肥生産量につきましては、毎年約700 t の堆肥生産を行っております。また、供給の状況につきましては、令和3年度に約603 t、令和4年度に約518 t、令和5年度に約464 t となっており、年々減少傾向にある状況であります。この要因としましては、村外への出荷数量の減少が大きく、村内外を問わず高齢化による離農者が増えていると推測されます。

次に、原料の供給につきましては、現在、奄美市、瀬戸内町及び宇検村内の3カ所の事業所より原料の確保を行っており、現状においては堆肥生産に係る原料においては賄えていると考えております。

次に、②の新たに粉砕機、購入計画はないのかとのご質問ですが、現在、元気の出る公社にて生産している堆肥の原料につきまして、令和5年度は年間約630 t の木くずを購入しており、そのうち村内から購入したのは約20 t となっております。粉砕機の購入に関しましては、今後、村外から木くずの購入の際の運搬時間やコスト面での効率性を大きく向上させる可能性があります。粉砕機

購入の初期投資や維持管理に係るランニングコストを慎重に評価する必要があるため、宇検村農業用大型機械運営協議会にて長期的な運用を視野に入れた計画について協議を行い、検討して行きたいと考えております。

次に、③のソバの実証実験の結果は、また今後の計画はとのご質問ですが、ソバの適正実証実験は、ソバの生育に適した土壌や気象条件を評価するための重要な試験であります。①土壌特性、②気象条件、③栽培管理、④収量評価のこれらのデータを基に、栽培に適した地域栽培法を明らかにし、効率化を目指した結果、秋撒きは目標収量を上回る反収80kgを確保できましたが、主茎長が本渡産に比べて低い要因結果が奄美の粘土質土壌によるものなのか、栽培を数年かけて行うなど、分析が必要であると県試験場の考察結果を得ております。今後の計画については、条件の検証を踏まえ、他地区での実証を検討し、他品目との組み合わせも考慮し、遊休農地における土地利用型品目として、気候や天候の影響を受けやすい農業において、持続可能な農業技術の確立を目指していきたいと考えております。

次に、④のパッション苗の来年度の計画はとのご質問ですが、パッション苗の来年度の生産計画を今期の受注量の2割増しを目標値に設定し、既存の苗木生産組合に合わせて、施設栽培を行う組合、生産者と苗木生産環境の分散等の協議を行い、変動の激しい近年の気象や災害にも考慮した上で、村内の需要を確実に満たし、今後の増産の可能性にも対応できる生産環境を整備したいと考えております。

本村においては、全体の約40%を露地栽培が占めるため、施設栽培用よりも前倒しで挿し木を行っており、例年より多く挿していたが、今年の猛暑の影響で発根率が極めて低い状況であったため、来期は熱暑対策用の被覆資材、施設内の温度管理対策の検証を行いたいと思います。

次に、⑤の現在、遊休地対策で借り上げ面積、また、地区、また、植栽品目はとのご質問ですが、令和4年度より宇検村元気の出る公社において遊休農地解消に取り組んでおり、これまでに阿室地区の基盤整備地内の遊休農地約4.2haを開墾して、現在、サトウキビの植付けを約1.3ha行っております。また、湯湾広下地区の遊休農地解消については、これまでに0.6haを開墾し、タンカン約270本の植付けを行っており、今年度も約0.5haに150本のタンカンを植付ける予定であります。

次に、コロナワクチン接種についての①の定期接種対象者は何人かとのご質問ですが、定期接種は65歳以上の方と60歳以上64歳以下で一定の基礎疾患がある方が対象となりますが、65歳以上の対象者は729名、一定の基礎疾患のある対象者は4名となっております。

次に、②の任意接種者の人数はとのご質問ですが、64歳以下の方が対象となり、851名であります。

次に、公共事業についての①の今年度工事予算の発注状況はとのご質問ですが、建設課、産業振興課にて主管している工事の発注状況になりますが、令和6年4月1日に役場入口掲示板にて告示した42件中、10月上旬で25件、約60%になります。また、残り25件も第3期10月から12月中に発注する予定としております。

次に、②の県管理の災害工事や本工事の発注状況の箇所数、金額はとのご質問ですが、令和5年度の災害普及工事が道路9件、河川4件で、全件発注済です。工事費が約4億8,000万円になります。また、令和6年度に発注する継続工事等件数は8件あり、うち未発注が1件で、工事費が約2億3,000万円になります。以上であります。

○議長（喜島孝行君）

再質問がありますか。

○5番（肥後充浩君）

まず、携帯電話についてなんですけれども、これは契約を締結してますとありますけれども、この契約の内容的なものはどういったもので契約されているんですか。というのは、基礎とか、そんなのも絶対必要でありますので、場所が決定してない以上、その土地をならしたりとか、その上にコンクリートをどれだけ敷くのか、そしてその上にどれだけの大きさの鉄塔を建てるのか、そういったのをみんな勘案して契約を結んだのか、その辺はどうですか。

○総務課長（原田俊昭君）

お答えいたします。この契約でございますが、この候補地がまだ決まってないということで、スケジュールのところでお答えしておりますが、そういった今、環境省とやり取りしている内容も、全て相手方に伝えながら進めてございます。ですから、協議が整い次第、すぐ進められるようにということで、ちゃんと伝えておりますので、その点は大丈夫でございます。

○5番（肥後充浩君）

契約の内容、結局鉄塔を建てる工事だけなのか、それともその周りの基礎とか、フェンスとか、そんなのも合わせた、その面積での契約なのかというのをお聞きしているところなんです。

○総務課長（原田俊昭君）

お答えいたします。これは、鉄塔を建設する上では、基礎もちろん必要ですので、そこも含めて契約を締結しております。ですが、それを執行するにあたっては、協議が整い次第としかありませんので、そこら辺の理解を求めているところであります。

○5番（肥後充浩君）

建てる場所によって、そのものの下の基礎とか、そういったものの造り方が全部全然違ってくると思うんです。ただ校庭みたいなところにぽんと置くんだったら、一定の一律の形でいいんだと思うんですけれども、その辺の面積とか、広さはどれぐらいの計画予定で、この契約を締結したのかで、その契約金が今度、確か2億ぐらいの予算だったと思うんですけれども、議会にもまだ上がってきていないですし、その辺はどういうふうな形になっているのか、その辺をお聞きします。

○総務課長（原田俊昭君）

今の契約につきましては、以前から進めている最適といわれるところで進めておりますが、もし候補地が変更となった場合は、変更契約で対応するというところで進めております。

○5番（肥後充浩君）

あまりにも、逆に私としては鉄塔だけの契約で、あと基礎とか、そんなのはその場所が決まったあとに、追加で変更で契約するのが当たり前のほうがいいんじゃないかと思ったんですけども、やはり、その基礎から全部まで入れて契約しているということは、なかなか場所を設定しているような形なんですよ。その場所というのは、役場が今計画しているのは、どのへんなんですか。

○総務課長（原田俊昭君）

場所はですね、展望台が見える、見えるといいますか、赤土山の展望台から望んで、正面より左のほうに樅の木が立っているのが見えるところがあるんですが、その場所が候補地であります。

○5番（肥後充浩君）

候補地としてはその1カ所だけを候補地としているんですか。それとも、もしそこがだめだったときには、また別の場所というの、全然考えてないんですか。

○総務課長（原田俊昭君）

この候補地の選定につきましては、この事業所とともに登って来るところから、その最適値の候補地のこの上のほうまで、全て7カ所、8カ所ぐらいですね、調査をいたしました。そうしたところ、赤土山の今不感地域となっている地帯をカバーできる最適の候補地がそこというところで決めたわけでございます。あらゆる場所を候補地として調査いたしました。

○5番（肥後充浩君）

分かりました。候補地としては分かりました。スケジュールなんですけど、2月末完成というのがずれ込むということで、今答弁されたんですけども、その大まかな予定で、今年度中にできるのか、それともできないのか、お答えください。

○総務課長（原田俊昭君）

現時点で、5カ月ぐらいはずれ込んでおりますので、今年度中の完成はちょっと難しいと思っております。

○5番（肥後充浩君）

分かりました。じゃ、そのスケジュールもまた後で議会のほうにもちゃんと説明できるような資料で説明してほしいと思います。我々もまた一般の方々から、今度できるちやという話で、今度から電波が通るよというようなことも言っていますので、いつと言ったら、2月ですよという話はもうはっきりしてますから、その辺はやはり我々としても、一般住民に対して答えをしなければいけないので、是非その辺は早急に対応してもらいたいと思います。環境省等の打ち合わせは、割と早くスムーズにいきそうですか。

○総務課長（原田俊昭君）

環境省と今話を進めております。環境省に新築の申請を許可の申請をしたのが5月であります。それ以降、打ち合わせを対面で3回、あとメールとか、いろんなやりとりで数回やって進めております。今はこちらから投げかけている状態になっておりますので、またあちらからの回答を待ちながら進めているといったふうな状況であります。

○5番（肥後充浩君）

結局あそこは2種地区だからということですよね。そうでなければ許可は要らないんじゃないですか。

○総務課長（原田俊昭君）

あちらのほうは、1種地区になっております。

○5番（肥後充浩君）

それと、その契約なんですけれども、金額的に多分大きくなっていると思うんですけれども、議会としてはまだその契約のことは全然知らされていないんですけれども、その辺はどうなんですか。

○総務課長（原田俊昭君）

一応予定でございますが、総事業として1億1,700万を予定しております。

○5番（肥後充浩君）

これはもう締結は終わったんですか。締結が終わっていたら、議会のほうにも報告があって、議会の承認を得なければいけないような金額だと思うんですけれども。

○総務課長（原田俊昭君）

今まだ設計の段階でございますが、金額的には議会のところまではいっていないという段階であります。

○5番（肥後充浩君）

あくまでもこれはもう設計の契約ということですね、工事費じゃなくて、分かりました。

それでは、次に台風なんですけれども、住家とか、いろいろあったと思うんですけれども、農作物で保険に加入しては、ある程度いらっしゃいますか、農家では。

○産業振興課長（柳 栄治君）

今回の台風13号、14号では、直接保険の対応で農家さんがされたかどうかというのは、ちょっと把握しておりませんが、保険にかんしましては、農業共済とか、そういったものの加入は農家個人でされていますので、役場のほうでは農家数とかいうのは、把握をしておりません。

○5番（肥後充浩君）

それもやはり振興課で本当は進めるべきじゃないかと思うんです。前は農業共済というのが、村の役場の中にもありましたが、それが一本化されて、今、瀬戸内のほうで農業共済を取り扱っているんですけれども、それに対して、やっぱり村としてのある程度関わってもらって、保険はやっぱり大事ですので、大きな台風が来たときは、やっぱり保険で助かっているところは、家屋なんか特に助かっていますので、その辺はまた村としても進めていって、各農家に進めて、保険の加入等を推進していく考えはないですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

近年、ハウスを導入されて栽培される方々に関しましては、そういった台風や、そういった被害の恐れがあるということで、保険の加入を勧めております。また、昨年も水害等でいろんな農作物

に被害が起きておりますので、今後またそういった保険の加入も推進をしていきたいと思います。

○5番（肥後充浩君）

是非お願いします。それと、この防災についてなんですけれども、廃屋とか、そういった家屋からの物が飛んで来て被害を受けたとか、そういったのは今回はなかったですか。

○総務課長（原田俊昭君）

被害調査で回ったものが、そちらのほうに上がっておりますが、それ以外の被害は入っておりません。

○5番（肥後充浩君）

やはり我々が回って見ても、もう崩れそうな家とか、廃屋とか、そういったのは、やはり物が飛んできそうな感じのものが多々見受けられますので、その辺の対応策とか、そういったのは、村としてはまだ今のところ考えてないですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

危険廃屋に対しての対処というのは、村民からも集落からもいろいろ相談が上がっているところなんです。その物件に関しましては、相続人とか、また課税対象者、そういう方々にお話をして、相談というか、対処するよにということも申し上げてはいるんですけども、どうしても解体するにあたっては、金額的にちょっと高くなるという部分で、それぞれの事情でなかなか進まない部分もあります。そういう物件に対して、今、宇検村で補助金対象として空き家対策、そしてまた解体対策ということで補助金の制度を設けているんですけども、それだけではちょっと進まないという現状があるので、今後は、促進をするために、県も弁護士の派遣とか、いろいろ県としても自治体が進まないということを受けて、いろいろ検討しているようですので、今後は新しい施策を投げないといけないということで、検討している段階になっています。

○5番（肥後充浩君）

村としてもいろいろ法的なものもあるんでしょうけれども、やはり許可をもらって、ただ単に、その廃屋を平たくする、結局風を受けやすくしているから、風で持って行かれるので、そうじゃなくて、やはりそれをもうただ単に平たくして、潰すだけ潰して、そしてその上に要らない網みたいなものを置いて、その物が飛散しないような形のことは、そんなに金もかからず、その家主の許可をもらえれば、そういったことは早くでできると思いますので、その辺もまた考慮されて、安くて、やっぱりそばにそういったのがあると、みんな心配になりますので、その物が飛んで行かないためにはどうするかというと、法的になことをやっていたら、やっぱり金もかかるし時間もかかります。個人の持出しも多くなりますので、そうじゃなくて、やはり重機で、単にただ潰すだけ潰しておいて、その上に網とか、そんなのを、農家によくイノシシ防護柵のために、漁協じゃなくて、養殖場からの網をもらっています、あの網は大きくて強い、引っ張りにも強いので、そういったのを上において、土のうで押えると、ある程度飛散とか、そういったのは抑えられると思うので、すごい台風にはちょっと無理かもしれませんが、小さなこの前の14号ぐらいの台風だったら、十

分に耐えられるものができると思いますので、その辺もやっぱり金をあまりかけないでできるような方法を取ってもらえればと思っています。これは要望です。

次に、先ほど避難場所の情報提供はどのようにしているのかということで、私がお聞きしたのは、中にいる方々に対して、避難している中にいる方々に対して、役場としてはどんな情報を提供しているのかということをお聞きしたかったんですけど、その辺はどういうふうなことをやっていますか。

○総務課長（原田俊昭君）

役場からの情報は、村民全体にやはり伝えなければいけないということがありますので、やはり一番は防災無線を使っております。ですから、避難所となると、やはり閉めているということもあります。ですから、合わせて防災ラジオを使っても届けているという状況、今のところは情報連絡を伝える手段としては、そのような状況であります。ですが、今、試験的にというか、どんどん運用を始めているのが、LINEを使った周知ですね。防災無線で流した情報がLINEにそのまま入ってくるというふうなことも、どんどん今、進めておりますので、そういったものを使って情報を伝えていきたいと思っております。

○5番（肥後充浩君）

なかなかそれはいい、次々といろんな手を使ってでも、情報の提供はしてほしいと思うんですけども、公民館とか、そういったところに防災ラジオは設置されてますか。

○総務課長（原田俊昭君）

公民館に防災ラジオは奄美通信さんがしっかり設置してございます。

○5番（肥後充浩君）

湯湾の場合を言いますと、上の生活会館とか、その辺のほうにはないと私は見ているんですけども、下の会館のほうには確かにあると思うんですけども、その辺は把握は全然されてないですか、各集落でどれだけ設置されているのか。

○総務課長（原田俊昭君）

総務課としては、全集落に設置したと思っておるんですが、実際、私が行って見ているというわけではないので、もし議員さんが付いてないところがあったとなれば、そこにはしっかり対応して付けていきたいと思っております。

○5番（肥後充浩君）

それともう一つ、各避難所にテレビがあるのかどうか。というのは、やはり役場でもそうですが、我々もそうですが、台風の動きは、やはりテレビを見て、それと雨雲の状況もテレビを見て行っております。ですので、やはり避難所にもテレビが絶対、どうしても役場の方々も待機している間は、ずっとテレビの動向を見ながらやっていますので、その辺はどういった形でしていかないといけないと思いますので、テレビがある避難所は、何箇所あるのか、その辺は。

○総務課長（原田俊昭君）

テレビは各集落がそれぞれで設置しているところがほとんどだと思っております。こちらからのテレビでのいろんな情報提供というのはできないんですが、情報を収集する側として、集落としてテレビを設置することは、役場側からは推奨していききたいと思います。そのテレビを見る上では、電気が必要ですので、やっぱり発電機ですね、そういうのがしっかり回るように、その発電施設に対しての支援もしっかり行っていききたいと思います。

○5番（肥後充浩君）

本当に長時間にわたって、やはり待機している方々、避難している方々は、やはりいろんなところからの情報というのが必要になります。ですので、やはりテレビのないところには、宝くじ助成金みたいなものを利用してでも、是非村としても対応してほしいと思います。県議会においても、やはり県のこの前の一般質問の中でも、避難所に冷房装置を、冷房を全部つけようというようなことを検討しているということが、この前の県議会でもありましたので、我々としては冷房まではちょっとお金がかかりすぎるのでどうかなと思うんですけども、せめてテレビぐらいは情報として、今この辺にいるから、もう大丈夫だなと、もうちょっと頑張らんといかん、じゃ、休んで、そこで避難している間に、やはりテレビを見て時間を潰したり、いろいろなことができますので、ぜひその辺の対応は総務課が調査を入れてしてほしいと思うんですけど、そういった考え方はないですか。

○総務課長（原田俊昭君）

その点につきまして、また区長会を通してですね、区長さん方としっかり状況を聞きながら把握をして、どういった対応が必要か、聞き取りを行った上で対応していききたいと思います。

○5番（肥後充浩君）

それと、本当にこれは難しいと思うんですけども、この前、停電が2日にわたって屋鈍、あの辺の方面はなりました。大型冷蔵庫を持っている方なんかは、自分たちで発電機は持っているんですけども、いつまでの、灯油10ℓを持っていたら、それが使い終わる時間までに停電が終わるのか、終わらないのかという、その判断もなかなかつかないのが現状だったと思います。ですので、大まかなのでいいですから、多分九電は出さないとと思うんですけども、今日の夕方までとか、明日の午前中とか、そういったのが大まかなのが分かるようなことで放送ができないのか。でないと、発電機が止まってしまうと、もうどうしようもないですから、その前にやっぱり買って、明日までだったら、やっぱり今晚で、今日中に買って置かなければいけないとか、そういったことの目安になりますので、その辺はやはり九電との交渉はできないでしょうか。

○総務課長（原田俊昭君）

今回もやり取りは、もうしょっちゅうやっているんですけども、今回も九電のほうから文書が来てですね、放送してほしいという内容の文書がありました。そういったしっかりしたのがあれば、住民にこちらも自信を持って伝えることができるので、そういったものがあれば、逐次対応していききたいと思います。今回、そういうのがあったので、1回はお伝えしております。お伝えしたよ

りも早くついたので、こちらとしてはほっとしたところであります。

○5番（肥後充浩君）

そういったのを、是非たくさん出せるような、もう本当に長期間になると、みんな困ってしまいますので。それと、昔、前は役場のほうには衛星電話があったんですけど、それは今もあるんですか。

○総務課長（原田俊昭君）

お答えいたします。役場のほうに県とのつながっている電話でしょうか。衛星電話ですか、ちょっと確認いたします。

○5番（肥後充浩君）

前、孤立集落とか、そういったのを勘案して、役場とその衛星電話で現状とか、そういったのをするために、役場は確か買っていたはずなんですよね。それが今、使われてない、使うようなことはなかったんですけども、やはり今回みたいに停電がこれだけ続くと、やはりそういった衛星電話等も必要じゃないかと思うんですけども、それをまだ充実していく考え方はないですか。

○総務課長（原田俊昭君）

先ほどの衛星電話についてお答えいたします。役場に2台、消防に1台ございます。

○5番（肥後充浩君）

役場に2台、阿室方面と宇検方面ということで2台だと思うんですけども、総務課長があまり知らなかったりということは使っていないということですよね。使っていないということはいいことなんですけども、是非その辺は把握して、定期的にやはりチェックをしながら、いつでも使えるような形でしてほしいと思います。それと、今回は携帯電話がある程度使えていたんですけども、携帯電話の電波塔があるから使えていると、私は認識しているんですけども、あそこの発電機があって、あの発電機は何時間ぐらいもつ予定なんですか。その辺は把握してないですか。

○総務課長（原田俊昭君）

こちらのほうは時間までは把握しておりません。あちらのほうには防災無線の塔もありますので、定期的に見て、燃料供給をしているところであります。

○5番（肥後充浩君）

携帯電話は停電しても使えるんですけども、あれはどういったシステムで使えているんですか。

○総務課長（原田俊昭君）

多分、停電しても使えるということは、そちらのほうに蓄電しているか、発電機が回っているかだと思いますので、そこら辺をしっかりと対応したいと思います。今、確認できましたのでお答えいたします。ドコモの発電機とバッテリーで3日はもつということでございます。

○5番（肥後充浩君）

ありがとうございます。ということは、3日間は携帯は充電さえしておけば使えるということですか。

と認識してよろしいですね。分かりました。是非3日間も停電がないようなことを祈っております。

次に、農業振興の粉砕機なんですけれども、やはり粉砕機はどれぐらい、この前のときはどれぐらい、3,000万ぐらいの予算を計上したんですかね。実際に買うとすれば3,000万ぐらいで足りるんですかね。

○産業振興課長（柳 栄治君）

前回購入を検討したときは、2千何百万か、3,000万近い金額だったと把握しております。

○5番（肥後充浩君）

今、昨日丸平とか、いろんなところから、外から買ってくると、やはりトラック1台6,500円ということで、聞いております。ということは、1台で8tぐらい、8tも積めないと思います、あれは空立米ですから、8tも積めないと思うんですけれども、全体的に割ると、やはり大きな金額になります。ですので、それが5年間から10年間のことを考えると、もう元は取ると思うんですけれども、その辺は今後、私この9月に議会に質問したのも、今から予算を組むはずですので、来年度には予算化されて、それを購入できるんじゃないかと思って、ここで質問しているんですけど、その辺どうですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

昨日の倉本議員の質問にもお答えしましたが、粉砕機を購入するにあたりましては、先ほど申し上げました3,000万近い購入費用がかかります。肥後議員の質問の中にも、堆肥の供給量が年々減少している。そういった今後の堆肥の生産量、また粉砕機を購入することにより、産業廃棄物の受入れの許可が必要だったり、そういった原木等のバークの資材、資材といいますか、原料がどれだけ確保できるのかとか、また、粉砕機を運用するにあたって、それにかかる修繕費だとか、そういったののコストも検討する必要があるので、ここの村長が先ほど述べた宇検村の大型機械の運用協議会、この中で検討を行いながら、長いサイクルでどれだけで元が取れるとか、そういったところも比較しながら、検討を進めていきたいと考えております。

○5番（肥後充浩君）

私は一般質問でも言いましたけれども、村民はやはり困っているわけですね。雑木とか庭木を剪定したときに捨てる場所がない。しかし役場はいえ、いろんなところでモクマオを切ったりとか、いろんなところを切った木は、田検のその辺に持って行って、たくさん積まれているわけですよ。やはりそれは役場だからここに置いていいよ、一般の方々はそこに置いたらだめよということで、一時的にでもだめということで、村民の方々は困っています。ですので、やはりそれを解消するためにも、役場はいいのに、何でと言われるよりは、やはり皆さん、ここに持って来てください、粉砕切りしますということも考えるべきじゃないかと思うんですよ。協議するということですので、是非、私はこれで3回ぐらい、購入せ、購入せということを、ずっともう4年ぐらいかけて言っているんですけれども、あくまでも、原料を全てこれで賄えとは思っていません。ただ、農家とか、そういった方々が困っているところを、やはり補足材として使えるようなことができないかと

いうことでやっていますので、あくまでもこれが、この機械を使って原料を全部賄えということ
は、なかなか厳しいことだと思っていますので、その辺は考えを、そういったふうな考え方をし
てほしいと思います。今、永良部でも去年、一昨年はもう龍郷も買って稼働していますので、その辺
はやはり、聞いてみますと、そこまでランニングコストとか、そんなのはまだ今のところは全然か
かってないよということで、いろんな災害のときの木くずとか、そういったのも全部そこで処理す
るようなことをやっていますので、産廃の許可とか、そんなのも、龍郷町は取れるのに、宇検村は
取れないということはないと思いますので、是非その辺はもう一度考えを、別な方面からも考えて
もらって、お願いしたいと思うんですけど、その辺はどうですか。

○村長（元山公知君）

肥後議員の今の質問は、本当に我々としても、やはりそういう結構高額の農業機械ですので、や
はりいろんな視点から、やはり分析しながら、また調査しながら、その根拠になるものをしっかり
と持って、購入に向けてはしっかりと前向きに取り組んでいきたいと思っています。今までちょっ
と予算を上げて、ちょっとそれを取り下げるとか、その購入をストップしたのはですね、これまで
は丸平リースとか、いろんなところから機械が借りれて、それが処理できるということだったんで
すけれども、最近、それがなかなか丸平リースさんも機械が2台あったのが、1台ちょっと今調子が
悪くて、その1台が貸せない、そういうふうな事情も出てきて、また最初、昨日も申しましたが、
チップ工場跡地でされている方が、原料をしっかりと供給しますよということの約束だったんで
すけど、それができていないという、全部、全て勘案しながら、先ほど言った検討委員会においてで
すね、また皆さんと意見を交換しながら進めていきたいと思っています。

○5番（肥後充浩君）

是非委員会を、協議会を早めにして、今年度予算の計上に間に合うようにしてほしいと思いま
す。これは要望です。

ソバの実験実証は、今後ともやってはいくんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

ソバの実証につきましては、昨秋撒きを芦検で20 a、そして春撒きを10 a 行いました。本年度
は圃場を変えまして、阿室のほうで実証を行う予定であります。

○5番（肥後充浩君）

阿室地区では全然、作付けがまだ出されてなかったですから、今後もやっていくということだ
すね。

それと、村長の施政方針の中で、機械や設備を検討を行っていくということで、施政方針の中で
ソバに対してまだ検討する段階以前の問題だと思うんですけども、その辺はもう検討しないとい
うことで、まだ実証実験の形も本当にできていませんで、1回植えて、2回目植えたのがだめにな
ったということですので、その辺は検討をしないような方向でお願いしたんですけど、どうで
すか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

ソバを植え付ける、その機械の購入に関しても、すぐすぐ面積が拡大していくとか、そういうところまで至っていない状況でありますので、また今後、実証を続けながら、宇検村で確実に収穫が得られる、収量が出るというふうに見込みが検証で得られれば、そういった機械の購入も今後考えていきたいと思います。

○5番（肥後充浩君）

是非、検証が先ですので、機械とかそういったのは、まだまだ先のことだと思っておりますので。

次に、パッションなんですけれども、苗の生産はどこで、来年度から行うんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

パッションの苗につきましては、本年度まで生勝の苗木生産組合のほうで作られておりました。代表の山下さんが高齢とか、名瀬からの通勤といえますか、通う、そういった疲労もあって、降りたいということを役場に相談に来られましたが、またその同じ生勝の生産組合で活動されていた方が、継続して生産を続けていきたいという話ももらっております。また、生勝の生産されている方以外にも、独自で苗を作って販売していきたいという意見等もいただいておりますので、今後また村内から、今年も約1,800本の苗を提供しておりますが、供給のほうに間に合うように、今後も生産を検討していきたいと思います。

○5番（肥後充浩君）

それを聞いて安心しました。約2,000本ぐらいの、毎年苗の受注があると聞いておりますので、もう来年の6月、7月から植付けを、苗づくりをしないと間に合わないというような状況ですので、是非その辺は役場が完全にサポートして、農家が困らないようなことをお願いしたいと思います。

それと、コロナワクチンについてですけれども、コロナワクチンは、接種料が65歳以上は3,000円ということで来ています。それと、定期じゃない方は、任意接種の方は1万5,300円ぐらいかかるといって聞いておるんですけれども、最初にコロナがはやったときに、一番最初、優先的にしてもらったのが、看護婦さんとか、それから救急隊員とか、保健婦さんとか、そういった方々は優先的にワクチンを受けてもらったわけですよ。しかし、その方々は、大概65歳以下なんですよ。その方々が、わざわざ1万5,300円出して、接種をするのかと思ったときに、村としてもう少し、せめて5,000円程度の出費とか、5,000円から7,000円ぐらいの出費でできるような、村としての補助ができないのかということでお聞きしたいんですけど、どうでしょうか。

○保健福祉課長（松井 学君）

お答えします。ただいま肥後議員が申したとおり、接種費用は1万5,300円となりまして、定期接種の方は国・村の助成があつて、個人負担が3,000円となります。この事業というのが、コロナ禍が進んでから大島本島の5市町村で一緒に取り組んでいるワクチン接種の事業で、足並みをそろえて現在やっているところなんですけれども、接種に関する医療機関に関しましても、大島本島内の44医

療機関と契約をして、どこでも接種ができるように体制は整えておりまして、金額も今のところ任意接種者も、先ほど肥後議員がおっしゃった1万5,300円で、助成がない状態になっております。5市町村の課長会の中でも、いろいろ話はしておりますが、今年度の実績を踏まえて、来年度以降どうするかというのを話し合いは持つ必要があると認識しておりますが、現段階では、助成のほうは本年度に関しては検討しておりません。

○5番（肥後充浩君）

任意接種者が851名ということになってるんですけども、多分、この数の方々は、全部が全部受けるとは思わないんですよ。ですので、これの半分以下だと思うんですよ。コロナで有名になった尾身会長も、自分も受けますよって、何で自分は受けるかという、確かに予防が確実ということではないと、彼は断言している。だけど、その後遺症に対しては効き目があるということで、自分は受けますよということで、尾身会長もみんなの前でも公言しております。ですので、やはり一番接する方々、そのコロナ患者とか、そういった方々には、やはり限定でもいいですけども、看護婦とか、そういった保健婦さんとか、そういった方々には、やはり限定してでも一番最初に、コロナを先に優先的に受けさせた職業種の関しては、ある程度役場としても補助を出してやるべきじゃないかと、今年度はできなくても、来年度の予算的に配置ができないかということで、お願いしたいんですけど、その辺どうですか。

○保健福祉課長（松井 学君）

肥後議員がおっしゃること、非常によく分かります。それ以外の方でも、例えば、疾病を持っていて、若い方で主治医から受けたほうがいいと言われる方もいるかとは思いますが、すみません、最後に昨年のワクチン接種が580名いまして、65歳以上が415名、65歳未満は165名受診しております。今回の補正予算でも、300名ほど、昨年のデータを基に予算計上しているんですけども、現時点の申込みがインフルエンザと同時に申込んだ方が71名、コロナのみの接種が6名、インフルエンザの接種のみの50名と、比較的ちょっと今のところ低調な状況にありますが、先ほど言いましたように、今年度の実績を踏まえて、来年度どうもっていくかというのは、検討させていただきたいと思います。

○議長（喜島孝行君）

時間が来ましたので。本当に最後ですか。

○5番（肥後充浩君）

ありがとうございます。是非そのようにお願いしたいと思います。やはりみんなが健康で安心して暮らせる宇検村づくりのためには、是非必要だと思います。工事請負に関しては、また災害が復旧がたくさん、早急にできているようでございますので、感謝をして私の質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（喜島孝行君）

暫時休憩いたします。再開は10時40分といたしたいと思います。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時40分

○議長（喜島孝行君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4番、海原議員。

○4番（海原隆家君）

会場の皆様、おはようございます。令和6年度第3回定例会質問の前に、一言私の所見を述べたいと思います。今年度8月に行われました宇検村議会議員選挙におきまして、無投票という結果ではございましたが、私自身、3期目の当選をさせていただき、誠にありがとうございました。これからの議員活動におきましては、私の政治信条であります誠心誠意一生懸命をモットーに、村民の声を聞き、宇検村発展のため、村当局とともに、車の両輪となり頑張ってまいりたいと思います。また、石川県能登地方におきましては、地震災害から復興し立ち直りかけたところで、今度の豪雨災害に見舞われ、多くの方々が被災し、死者も出たようです。亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災に遭われた方々にお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、質問のほうに移りたいと思います。

まず最初に、防災関連について伺いたいと思います。

まず一つ目、台風10号、13号、14号と短期間に三つの台風の影響が来ましたが、村内の被災状況とその災害に対する対応について伺いたいと思います。

二つ目、これは昨年6月議会でも質問したんですが、昨年度の災害復旧工事の進捗状況について伺いたいと思います。台風13号、14号などの被害で二次被害は出ていないかということで伺います。

三つ目に、これも去年6月議会で質問したんですが、湯湾大棚線、宇検船越線の調査ということで、その結果はどういうふうに出たのか伺いたいと思います。

次に、空き家対策について。宇検村の取組について伺いたいと思います。村内の空き家廃屋対策として、現在、家屋撤去に係る費用の助成金制度が施行されており、利用実績もあり、少しずつではありますが、空き家対策は進んでいると思いますが、一方で管理所有者が村内在住ではなく、助成金以外の高額な撤去費用が負担できず、敷地は荒れ放題で、家屋が半壊している家も数件見受けられます。このような廃屋は今回の台風や梅雨時期の大雨のたびに、近隣住民には不安材料として大きな精神的負担となっているのが現状だと思います。自然災害はいつ起こるか予測できません。災害防止対策の関連からも、どのように空き家対策を考えているのか、村当局の考えを伺います。

次に、集落内の村道についてでございますが、田検集落内の村道の幅員が狭く、車両通行時に側溝上蓋の上を通っている状況であり、蓋の破損により騒音が懸念されております。何らかの対応はできないか伺いたいと思います。

この後は再質問席にて質問させていただきます。これで質問を終わります。

○議長（喜島孝行君）

ただいまの海原議員の質問に対して、答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

海原議員のご質問にお答えいたします。

まず、防災関連についての①台風10号、13号、14号の被災状況について伺うのご質問ですが、台風10号における被害状況は、一部破損が5戸であります。台風13号における被害状況は、家屋は16戸に被害がありました。内訳は住家が12戸、非住家が4戸、損壊状況は半壊1戸、一部損壊15戸であります。農作物の被害につきましては、台風通過後に各集落の圃場を巡回し、聞き取り調査を行いました。サトウキビの倒伏や柑橘類の倒木はみられたものの、収量には大きく影響する被害ではないものと把握しております。道路等は、県道湯湾新村線で崖崩れが2件、部連須古線、石良油井線で崩れがありましたが、現在は通行可能であります。台風14号における被害は発生しておりません。

次に、②の昨年度の災害復旧工事の進捗状況についてのご質問ですが、村内における令和5年度に被災し、災害復旧工事を行っている箇所は、県管理分が道路、河川、全箇所発注済で、道路9カ所のうち完了3カ所、河川は4カ所が現在も工事中です。村管理分も、全箇所発注済で、道路10カ所のうち完了2カ所、河川5カ所のうち完了1カ所になります。また、県や村の未完了箇所についても、年度内に完了する見込みとなっております。

次に、③の村道湯湾大棚線、宇検船越線の調査結果はとのご質問ですが、同僚議員へもお答えしましたが、令和5年6月の梅雨前線豪雨により、村道湯湾大棚線4カ所と、村道宇検船越線1カ所が被災し、そのうち村道湯湾大棚線2カ所と村道湯湾船越線が地滑りの恐れがあることから、被災直後より地滑り観測調査を実施してきました。観測を継続する中で、今年6月の梅雨前線豪雨時に地滑りの兆候のある観測データが確認され、学識者、鹿児島大学教授と協議した結果、地滑りであると判断されたことから、現在、国土交通省と復旧工法の事前協議を実施している段階であります。なお、復旧工法決定や現場条件を考慮した復旧工事費が決定した段階で、災害査定を受検する予定となっております。

次に、空き家対策についての、宇検村の取組について伺うのご質問ですが、令和3年2月に各集落の空き家の所有者、または空き家の納税対象者に対し、利用されていない理由や管理方法、困りごとを把握するため、アンケート調査を行いました。その結果を基に、行政が行える支援などを検討し、その年の10月に宇検村危険廃屋解体撤去補助金交付要綱を制定し、利活用可能と判断される空き家においては、定住促進空き家活用事業により改修を進めております。昨年度、空き家活用事業で改修した物件は3件、解体撤去補助を活用した物件は3件で、当初の計画どおり事業を実施しております。しかし、現在の各集落の空き家を見ると、利活用可能な物件が少なく、危険度、環境面から解体が望ましい物件が非常に多い状況となっております。昨今の台風などの接近で、住民からも危険廃屋の対応の相談を受けております。現在行っている事業だけでは解決できない様々な課題や

問題があり、今後も行政としての更なる施策を検討しながら、引き続き空き家対策に取り組んでまいる所存であります。

次に、集落内の村道についての、田検集落内の村道の幅員が狭く、車両通行時に側溝蓋の上を通っている状況であり、蓋の破損により騒音が懸念されている。何らかの対応はできないか伺うところのご質問ですが、村内全集落でも、道路幅員が狭く、車輪が側溝蓋の上を走行しなければならない状況が多く起きているものと思われます。側溝蓋自体に車輪の荷重をかけて走行するのは、構造上問題は無いのですが、蓋や側溝の破損による異常な騒音や、危険箇所と判断される場合には、取替や補修が必要と思われますので、担当課へ状況を報告し、相談されるようお願いいたします。以上であります。

○議長（喜島孝行君）

再質問がありますか。

○4番（海原隆家君）

防災関連に関しましては、数名の同僚議員とほぼ質問内容が同じですので、省略してきたいと思います。

それで、空き家対策についてお伺いしたいと思うんですが、今現在、撤去にかかる費用の助成金が施行されており、3件の改修物件3件、撤去補助金物件を3件と、当初のとおり実施したということではありますが、村内の状況を見回してもですね、これぐらいの撤去の数で、とてもじゃないですけど、その廃屋の解体には追いつかないんじゃないかと思うんですけど、そこはどうでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

先ほどの一般質問の中にも、廃屋の関係でありましたが、今、宇検村のみならず各自治体の大きな課題となっているのが、この廃屋の関係だと思います。それぞれの物件にも、本当に非常にいろんな問題を抱えておまして、登記がなされてなかったり、1世代、2世代前の登記のまま廃屋になってしまったという物件や、相続者がいないという物件などもいろいろあって、先日町村会が委託している弁護士の方にも、直接相談したんですけども、本当に村が、行政側が主体となってこの問題を進めるには、やはり法に則ってきちんとした手続を取っていないといけないという部分で、負の財産ですけども、それを引き継ぐ方、そして行政が手を入れて解体するにあたっては、全てのその相続人に許可をもらわないといけないという、いろんな難しい案件があります。行政代執行はもちろんすることもできるんですけども、行政代執行をした場合に、その負担というのは、必ずその持ち主のほうに請求をしていくという、そういう手続も踏まないといけないということで、私たちも何らかの手段を講じていかないと、この問題は解決できないという、それはもう重々承知して、いろいろ調査をしている段階です。鹿児島県はもとより、国の施策なども、空き家に対しての、廃屋に対しての対処というものは、国も自治体が進まないという案件を受けて、いろいろ検討しているということなので、国・県を通じていろいろ施策を検討しながら、宇検村ができる範囲の施策というのをみんなで検討していければと思っています。

○4番（海原隆家君）

法的な問題が壁になっていることは、重々に承知しています。危険を感じたら、その隣近所の方たちで優先的に所有者を探して、交渉してくださいというようなことだと思うんですけども、村内在住にその使用者がいなくて、都会のほうに所有者がおられて、その所有者もですね、もう今の時代は3世、多分4世ぐらいにまでなっていると思うんですよ。そしたら、個人的にその方々の所在地を探し出すというのは、ちょっと無理があると思うので、役場のほうでそういう窓口とか、そういうのを設けていったらどうかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

その空き家関係に対しての相談窓口という部分、担当課というのは企画観光課が今担っているところです。先ほども申し上げたように、何らかの施策を打たないと、今のこの状況では進まないというのは重々承知しているところで、今後、検討が必要というのも認識しているところです。個人の財産ということで、過去この危険廃屋の解体撤去の補助金制度を制定するときもそうだったんですけども、個人の財産を個人の予算で、迷惑をかけないようにという部分で解体をした方々がいる中で、その補助金を制定するのはどうかという、そういう議論もいろいろあったんですが、そういう補助金を補助金制度を設けないと、なかなかこの空き家の解体というのが進まないということで、制定がなかったところです。しかし、その処分料という部分がすごく高くなって、20坪、30坪の解体で約300万ぐらい、補助が50万としても、かなり個人の負担が高くなるという、今の現状なんですけれども、そういうことも勘案しながら、補助金をどうするのか、行政が執行する部分では、やはり法に基づいてやっていかないといけないという、そういうことも踏まえながら、宇検村ができる対処方法というのも、空き家対策協議会の委員たちも含めて、これから検討を急がないといけない課題ということを、行政側もしっかりと受け止めながら対処していくように努力していきたいと思います。

○4番（海原隆家君）

当然、その所有者に全ての責任があるとは思いますが、どうしてもこの所有者が撤去を行わないというのは、今ある廃屋などに資産価値がなくてですね、また固定資産税とか、そういう村の税金が安くて、それよりも高額な費用を払うよりも、ほっといたほうがいいんじゃないかなというような考えで、所有者がなかなか撤去に応じてこないと思うんですが、難しい面もあると思いますけれども、ここは村も本腰を入れてですね、何というんですか、条例みたいなものを作ってですね、その所有者が廃屋を撤去するように、そういう厳しい条例、難しいと思うんですけど、そういうような考えはないでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

本当に村の課題でありますし、もちろんこちら宇検村に住んでいる方々、住民の危険を及ぼすような物件が多いということも認識しているので、この問題に対してはしっかりと取り組んでいく努力をしていきたいと思っています。

○4番（海原隆家君）

この問題はですね、廃屋撤去問題だけではなくて、災害の二次被害にも関係してくると思います。もう完全、今度の台風で潰れるんじゃないというような家屋も見受けられますので、先に同僚の議員が言ったようにですね、何か、急ぎ対応してもらいたいと思います。

次にですね、田検集落内の村道の幅員が狭く、車両通行時に側溝蓋の上を通っている状況であり、蓋の破損による騒音が懸念されているというような要望をもらいまして、村当局としてはこの問題を把握しているのでしょうか。

○建設課長（栄 平四郎君）

お答えします。議員が一般質問に出した後に、集落のほうから要望書が来ました。それで現場のほうは確認しております。それで、今のところ他市町村にもそういう状況があるところも多いので、そういう他市町村、市町村のほうにもそういう騒音対策ができないかということ、今聞いている段階であります。

○4番（海原隆家君）

側溝の蓋の全面がそういうようながたがたというような音を立てるようなあれじゃないんで、就寝中にですね、車が通ると、その音で目覚めてしまうというような苦情も来ているので、その場所だけでもですね、応急的に何らかの対策対処とか、そういうことはできないのでしょうか。

○建設課長（栄 平四郎君）

集落からの要望書の中には、その一部だけではなくてですね、延長的に言えば50m程度の路線と30mぐらいの路線が2カ所あります。その音がする、騒音がするところだけという場合である場合は、またほかの今、そういう専門の内地に業者がいまして、そういうゴムを敷いたりするとかいう、そういう工法も今調べておりますので、本当にご迷惑をおかけしますが、今早急に対応しようと考えております。

○4番（海原隆家君）

僕もあれなんですけど、トラフの蓋というのは、もう既製品で、あの幅に決まっているんですか。

○建設課長（栄 平四郎君）

ちょっと今、聞き取れなかったんですけど。すみません。

○4番（海原隆家君）

トラフの蓋は大体50cmですよ、あの長さ、トラフの蓋。あれが短いから車が通れはがたがたというんじゃないかなと思って、例えば、もう今、掃除するときにしても、人力で上げるわけじゃないんで、例えば1mぐらいの長い大きい蓋を設置したら、ああいう問題は起きないんじゃないかと思うんですけども、これはどうでしょうか。

○建設課長（栄 平四郎君）

工法的なことに関しては、蓋をそのまま10m程度コンクリートで埋めるとか、その間にグレーチ

ングを敷いてするとかという工法もあります。そうした場合に、今度、掃除のときに大変になるんじゃないかという懸念もされますので、その現場を、今見て感じたところは、ゴムを敷いて騒音を防ぐという工法に、今試験的に行いたいと考えております。

○4番（海原隆家君）

夜中にですね、車が通るとしょっちゅう音が鳴るというような苦情もきていますので、なるべく早い対処をお願いしたいと思います。

それと、これも要望で上がっていると思うんですけど、大雨のときなどにですね、非常に、必ず集落で一番低いところがありますよね。そこに水が溜まって床下浸水とかするんですけど、そういうところにポンプとか、そういうものを緊急用時に、ポンプでくみ上げて排水するような、そういう設備とか、造ることはできないでしょうか。

○総務課長（原田俊昭君）

お答えいたします。それは集落内の浸水箇所が、大体、浸水する場所が大体決まっていて、毎回溜まるので、そこを排水する方法はないかということだと思いますが、排水するにしても、排水させる場所は側溝なり、川なり、そういった排水できる箇所というところもありますので、そこまでの延長だったり、いろんな工法、排水で吸い上げるにしても、一旦落とす必要があるので、溜め枳を造ったりとか、いろんなことも考えられます。一時的にそういったことでその浸水が防げるのか、水がどんどん来たときに、今度はほかのところにその排水が影響しないのか、いろんなことが考えられますので、そこら辺は集落を見て回ったり、いろんな角度からちょっと検討しなければいけないので、今ここでお答えすることはできませんが、集落の区長さんとかとも話をしてですね、いい方法ないか、検討していきたいと思います。

○議長（喜島孝行君）

すみません、通告外なもんだから、打ち切りますので、すみません。通告に載ってないもんだから。終了いたします。通告外の質問だから、すみませんが、ほかにあったら、通告がありますか。今の関連は、もともと通告外だから。

○4番（海原隆家君）

通告外のことでもども申し訳ございませんでした。各集落、いろいろ要望があると思いますが、優先順位を決め、住民の要望にしっかりと応えるようにお願いしたいと思います。これで私の質問を終わります。

○議長（喜島孝行君）

これで、4番、海原議員の質問を終わります。

これで、一般質問は終了しました。

暫時休憩いたします。再開は20分からいたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時20分

○議長（喜島孝行君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

- △ 日程第2 認定第1号 令和5年度宇検村一般会計歳入歳出決算について
- △ 日程第3 認定第2号 令和5年度宇検村国保事業特別会計歳入歳出決算について
- △ 日程第4 認定第3号 令和5年度宇検村国保施設事業特別会計歳入歳出決算について
- △ 日程第5 認定第4号 令和5年度宇検村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について
- △ 日程第6 認定第5号 令和5年度宇検村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- △ 日程第7 認定第6号 令和5年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- △ 日程第8 認定第7号 令和5年度宇検村介護保険事業特別会計歳入歳出決算について
- △ 日程第9 認定第8号 令和5年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について

○議長（喜島孝行君）

日程第2、認定第1号、令和5年度宇検村一般会計歳入歳出決算についてから、日程第9、認定第8号、令和5年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてまでの8件を一括議題とします。

本8件について、提出者の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

認定第1号、令和5年度宇検村一般会計歳入歳出決算についてから、認定第8号、令和5年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてまでの提案理由をご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度の宇検村一般会計、宇検村国保事業特別会計、宇検村国保施設事業特別会計、宇検村簡易水道事業特別会計、宇検村農業集落排水事業特別会計、宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計、宇検村介護保険事業特別会計、宇検村後期高齢者医療事業特別会計、それぞれの歳入歳出決算を監査委員の意見書を添えて議会の認定に付するものであります。

以上、8件についてよろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで提出者の説明を終わりました。

お諮りします。

本8件については、全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

本8件については、全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

これから、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。

委員会の場所を議員控室と定めます。

暫時休憩します。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時23分

○議長（喜島孝行君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果をお知らせします。

委員長に海原隆家議員、副委員長に杉浦治俊議員が決定しました。

以上、互選の結果をお知らせしました。

△ 日程第10 議案第50号 令和6年度宇検村一般会計補正予算について

○議長（喜島孝行君）

日程第10、議案第50号、令和6年度宇検村一般会計補正予算についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第50号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第50号は、令和6年度宇検村一般会計補正予算についてですが、規定の予算に1億1,684万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ44億512万7,000円とするため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで、提出者の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○2番（倉本富夫君）

12ページの21目の地域おこし協力隊費で区分の12の委託料が協力隊募集事業委託料とありますけ

ど、どこに委託をして、どういうふうな事業をするのかというのを少しお聞きしたいです。

○企画観光課長（辰島月美君）

この地域おこし協力隊の募集に関しましては、当初予算で皆様に承諾をいただいた交付税措置を取られるその200万という部分で計上させていただきました。今回上げているのは、その200万の組替になる事業となります。10月の1日、昨日から東京の離島百貨店のほうで1カ月間の物産展を行っております。併せて、10月1日から19日まで、宇検村ランチとして宇検村の特産品、クルマエビやモズクを使った宇検村ランチというの、その離島百貨店で提供することになっております。その期間中に移住定住を考えていらっしゃる方、また地域おこし協力隊に興味のある方、もしくは協同組合が設立されたんですけれども、宇検村協同組合のほうに働く興味のある方等を募集をして、10月18日、19日の2日間、金曜日、土曜日になるんですけれども、東京の離島百貨店で宇検村フェアとして移住定住の説明会ということも行う計画になっております。それを全部含めた部分が委託費として120万計上させていただいております。

○議長（喜島孝行君）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（壽山新太郎君）

私からは1点だけ確認させてください。21ページの2目18節、このスポーツ少年団等大会出場の補助30万なんです、これはスポ少大会の県大会の費用なんでしょうか。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

議員の質問にお答えします。この補助金に関しましては、スポ少の大会及びそのほかの競技団体が主催する大会にも出場した場合、7割の補助を出すというふうに要綱で決められていますので、その部分も含まれております。

○議長（喜島孝行君）

ほかに質疑ありませんか。

○7番（吉永常明君）

ちょっと何点か、まず11ページ、7目の企画費、この中の報酬について、会計年度職員の報酬が96万上がっているんですけど、これ6月に294万上がっているんですよ。これ、新しく人が入ったのとなのかどうかの説明。それと18ページ、道路維持費の中の委託料で県道の管理除草業務委託とあるんですけど、これ当初で業務委託した金額が年間そのままずっとやっていくんだと、僕は思っているんだけど、今回、新たに50万ほど補正を組んでいるけど、その説明をお願いしたいと思います。とりあえずそれ、お願いします。

○企画観光課長（辰島月美君）

11ページの企画費、会計年度任用職員の報酬なんですけれども、6月の会計年度任用職員のその報酬の部分は、人事異動によって企画観光課の職員が1名減になったので、会計年度を採用して充当する部分で6月補正をお願いしたところです。今回上げたのは、今、ふるさと納税関係の業務を地域お

こし協力隊が担っているんですが、退任前ということで業務の引き継ぎを行う関係上、10月1日から任用付職員の採用をお願いしたところで、昨日から1人増員となっております。

○建設課長（栄 平四郎君）

18ページの道路維持費委託料になりますが、これは県のほうから委託を受けているものです。当初は前年度と同額程度を上げていまして、その後にまた燃料費の高騰とかいうこともありますので、そのときにまた内示が増えて、その分の増額になります。

○7番（吉永常明君）

これ、この今の課長の財源なんだけど、これは一般財源から出てるよね、県の委託事業だから、県から出るお金じゃないのかな。

○建設課長（栄 平四郎君）

県から100%いただいている事業になります。歳入のほうにも県補助金として入っております。

○議長（喜島孝行君）

よろしいですか。

○7番（吉永常明君）

これ一般財源で、多分下の部分も含めてだけど200万になっているんだけど、奄美中央線が180万だから、あと一般財源からこの委託料になっているような気がするんだけど、それはどうなんだろう。

○建設課長（栄 平四郎君）

調べてお答えいたします。

○議長（喜島孝行君）

ほかに質疑ありませんか。

○5番（肥後充浩君）

12ページの39目の職員手当、時間外勤務手当が45万円組まれているんですけども、これはどういったことで45万円もするのか。それと、13ページの扶助費1,500万、40世帯調整給付金、これはどういった形で給付するのか、その辺をお願いいたします。

○住民税務課長（小松洋仁君）

まず12ページ、13ページですね、職員手当です、45万円、これは時間外勤務手当なんですけれども、今回の調整給付金を支給するにあたり、通常業務外で業務が多数発生する見込みでありますので、その分の事務にあたる職員の時間外勤務手当ということで計上させていただいております。

次に扶助費でまず新たに住民税課税均等割のみ課税世帯支援給付金40世帯分として400万円、まずは計上させていただいておりますが、これは令和5年度は個人住民税が課税、所得割が課税をされていたが、令和6年度に個人住民税が所得割の課税がなく均等割のみ、もしくは非課税に変わった世帯に対する1世帯10万円を支給、給付するという予算が400万円計上しております。それから、その下の調整給付の分なんですけれども、これ令和6年度に行われる定額減税で、定額減税で減税しきれな

かった分に対して給付を行うということになります。この給付の仕方なんですけれども、こちらのほうでシステム改修費等も上げてありますが、該当世帯をピックアップした上で、確認書というのをそれぞれの世帯に送付をします。その上で確認をしていただいて戻ってきた分からとりまとめながら、各世帯宛て支給をしていくという形になります。以上です。

○5番（肥後充浩君）

20ページの3目財産管理費で、学校の設備費修繕費なんですけれども、当初1,500万組んで、また今度500万組まれていますけど、これはどの辺を中心にやるのか、教えてください。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

お答えします。学校施設等修繕費ということで500万計上させていただいておりますが、今からするところがですね、大体エアコンなんですけれども、田検小学校、阿室校の特別教室1部屋ずつ、エアコンの導入と、あと田検小学校給食室、共同調理場のエアコンの増設、あと元気の出る館の調理実習室ですね、あそこもエアコンが壊れていますので、そのやり替えです。あと事務所のほうもエアコンの調子が悪いので、その修理と、あと野球場のフェンスが一部倒れている部分、その補修、約20mぐらいだったんですが、そことあと陸上競技場の観覧席の屋根、大分台風とかで屋根が飛んでおりますので、そこをやり替える予定です。以上です。

○議長（喜島孝行君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

失礼しました。

○建設課長（栄 平四郎君）

先ほどの質問になりますけど、一般財源も入っております。

○5番（肥後充浩君）

この業務は県の完全委託だから、県のお金じゃないの、というふうに俺は思っているんだけど。

○建設課長（栄 平四郎君）

そのほかにユンボのリース代とか、あと軽トラのリース代とか入っておりますので、足りない分は一般財源で補っております。

○5番（肥後充浩君）

県はその辺も勘案して宇検村にその金額全部を委託しているんじゃないんですか。そういったものを全部含めて県道の管理にはこの分だけですよということで、委託として私は流れて来ていると思っていたんですよ。それ全額使って、村の業者に委託してするという、だから、村費は全然使わないと、前言うのを聞いていたんですけども、その辺はやはり追加だったら、次は県に来年は、こ

の分多くかかるから、その分もくださいということで、請求してもいいんじゃないですかね、その辺どうですか。

○建設課長（栄 平四郎君）

これは100%除草に関しては県の補助になっています。それ以外のリース料とか、足が出る部分に関してだけ一般財源を入れている状態です。あくまでも除草に関しては100%県の補助になっております。

○5番（肥後充浩君）

除草に関して以外のことが、そんなにたくさんあつてはいけないんじゃないですか。というのは、県が委託管理するのは、ここをこうやって除草をちゃんとしなさいよと、ここをきれいにするために、この分の金が積算されて、金が上がるからその分で、それだったら、最初からもう村の、もし足が出るような金だったら、県にもう、じゃ、県にしてくださいということを言ってもいいんじゃないですか。でないと、これも追加、これも追加、これも追加となったら、それはあくまでも村単独で、やはり除草作業とか、そういったのをさせるべきだと思うんですけども、だから、県がこれだけしか金をくれないから、じゃ、残りは村が追加しますよという形の、これは話じゃないと思うんですけども、その辺はどうなんですかね。

○建設課長（栄 平四郎君）

県からきた額をそのまま委託に出すわけではなくて、村としてはその額から積算して、低い額で除草作業をするところに委託を出しています。その残った部分に関して、リースとか、そういう重機の使用料とか、使用料じゃないですね、リース料と軽トラのリース料を払っていて、そのリース料が少しだけ足りないところを一般財源で補っているという状況になっております。

○5番（肥後充浩君）

ということは、県からの委託金は、これ以上、まだ多いということですか。県から除草をしてくださいという委託する、極端に言えば、1,600万が当初に組まれていますので、2,000万ぐらいの県からの委託料がある。その中の1,600万を使って一般業者をお願いをしているという、そういう形と考えるといいんですか。

○建設課長（栄 平四郎君）

内示額としては1,800万あります。その額を下げて委託させているという状況です。

○議長（喜島孝行君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第50号、令和6年度宇検村一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第50号、令和6年度宇検村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 議案第51号 令和6年度宇検村国保事業特別会計補正予算について

○議長（喜島孝行君）

日程第11、議案第51号、令和6年度宇検村国保事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案についての提出者の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第51号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第51号は、令和6年度宇検村国保事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算に121万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ1億9,599万7,000円とするため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで、提案理由の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○7番（吉永常明君）

一般質問でもちょっとやりましたけど、マイナンバーカードの健康保険証の一本化に伴うシステム改修とあるんですけど、一般質問の中で課長の答弁を聞いて、もう実際にマイナンバーカードを使っていると思っているので、この改修って、どういう意味の改修ですかね。

○保健福祉課長（松井 学君）

随時、マイナンバーカードに使っているシステム基幹業務のシステムがあるんですけども、役場側の使っている基幹業務なんですけど、それはまだ改修が終わってなくて、連合会とか、そういうところのやつは、もう既に改修が進んでいる段階だと思っております。ですので、基幹業務、役

場の中の業務と、やっぱり広域で使っている連合会とか、そういうシステムは別ですので、基幹業務のほうのシステムの改修費となっております。

○議長（喜島孝行君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第51号、令和6年度宇検村国保事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第51号、令和6年度宇検村国保事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第12 議案第52号 令和6年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について

○議長（喜島孝行君）

日程第12、議案第52号、令和6年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案についての提出者の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第52号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第52号は、令和6年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算に357万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ1億4,621万8,000円とするため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○1番（川上真理君）

7ページの医療材料費、ここは訂正が入るんですよね、330万というふうに聞いていますけども、この医療材料費ですが、何か高額なものを購入されたのか、それとも今、物価高騰によって医療材料費かなり上がってきているかと思います。そういったところでの補正なのか、お尋ねします。

○保健福祉課長（松井 学君）

お答えします。一般質問でもありましたが、コロナワクチンが接種が始まるということで、ワクチン代300名分を一応予算計上しております。1アンプル1人分が1万1,000円、それを300名分、これはあくまでも宇検診療所に係る分で計上しております。以上でございます。

○議長（喜島孝行君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

これで討論を終わります。

これから、議案第52号、令和6年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第52号、令和6年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第13 議案第53号 令和6年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算について

○議長（喜島孝行君）

日程第13、議案第53号、令和6年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第53号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第53号は、令和6年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算に1,386万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ3億3,485万9,000円とするため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで、提案理由の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

これで討論を終わります。

これから、議案第53号、令和6年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第53号、令和6年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第14 議案第54号 令和6年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

○議長（喜島孝行君）

日程第14、議案第54号、令和6年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第54号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第54号は、令和6年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算に4万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ5,457万8,000円とするため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第54号、令和6年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算についての件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第54号、令和6年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第15 議案第55号 令和6年度宇検村簡易水道事業会計補正予算について

○議長（喜島孝行君）

日程第15、議案第55号、令和6年度宇検村簡易水道事業会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第55号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第55号は、簡易水道事業会計補正予算についてですが、収益的収入及び支出の予定額に収入支出それぞれ840万を追加し、資本的収入及び支出の予定額にそれぞれ1,000万円を追加するため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで提案理由の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第55号、令和6年度宇検村簡易水道事業会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第55号、令和6年度宇検村簡易水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第16 議案第56号 令和6年度宇検村集体排水事業会計補正予算について

○議長（喜島孝行君）

日程第16、議案第56号、令和6年度宇検村集体排水事業会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第56号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第56号は、集落排水事業会計補正予算についてですが、収益的収入及び支出の収入に213万2,000円を追加し、支出に133万2,000円を追加し、資本的収入及び支出に80万円を追加するため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○1番（川上真理君）

3ページです。給与明細書のところですけれども、勉強不足で申し訳ありません、ちょっと教えていただきたいです。

本人の職員1人に対し合計で約1,000万近く、980万組まれていますけれども、先ほどの簡易水道のところでもそうでしたけれども、報酬というのはどういったものなのかを教えていただければと思います。

○産業振興課長（柳 栄治君）

お答えします。3ページの給与費明細表の中の報酬費というのは、任用職員の人件費にあたります。給料、手当、こういったものは職員の人件費になります。

○議長（喜島孝行君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第56号、令和6年度宇検村集落排水事業会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第56号、令和6年度宇検村集落排水事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

○事務局長（保枝力人君）

ご起立願います。一同、礼。

散会 午前11時59分

令和 6 年第 3 回宇検村議会定例会

第 3 日

令和 6 年 10 月 9 日

令和 6 年第 3 回宇検村議会定例会会議録
令和 6 年 1 0 月 9 日（水曜日）午前 9 時 3 0 分開議

1. 議事日程（第 3 号）

- 日程第 1 認定第 1 号 令和5年度宇検村一般会計歳入歳出決算について
- 日程第 2 認定第 2 号 令和5年度宇検村国保事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第 3 認定第 3 号 令和5年度宇検村国保施設事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第 4 認定第 4 号 令和5年度宇検村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第 5 認定第 5 号 令和5年度宇検村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第 6 認定第 6 号 令和5年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第 7 認定第 7 号 令和5年度宇検村介護保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第 8 認定第 8 号 令和5年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について
- （以上8件一括上程・説明・委員会付託）
- 日程第 9 議案第 57 号 宇検村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- （説明・質疑・討論・採決）
- 日程第 10 議案第 58 号 宇検村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- （説明・質疑・討論・採決）
- 日程第 11 議案第 59 号 宇検村堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- （説明・質疑・討論・採決）
- 日程第 12 議案第 60 号 工事請負契約について
- （説明・質疑・討論・採決）
- 日程第 13 議員派遣の件について
- 日程第 14 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 15 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 閉会の宣言

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	川 上 真 理 議員	2 番	倉 本 富 夫 議員
3 番	壽 山 新太郎 議員	4 番	海 原 隆 家 議員
5 番	肥 後 充 浩 議員	6 番	杉 浦 治 俊 議員
7 番	吉 永 常 明 議員	8 番	喜 島 孝 行 議員

1. 欠席議員

なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 保 枝 力 人 君 書 記 森 妙 子 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

村 長 元 山 公 知 君	企画観光課長 辰 島 月 美 君
副 村 長 植 田 稔 君	教育委員会事務局長 藤 貴 文 君
教 育 長 村 野 巳代治 君	建 設 課 長 栄 平四郎 君
総 務 課 長 原 田 俊 昭 君	住民税務課長 小 松 洋 仁 君
保健福祉課長 松 井 学 君	産業振興課長 柳 栄 治 君
会 計 課 長 柳 百々代 君	

△ 開 会 午前9時30分

○事務局長（保枝力人君）

ご起立願います。一同、礼。

○議長（喜島孝行君）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお配りしたとおりです。

△ 日程第1 認定第1号 令和5年度宇検村一般会計歳入歳出決算について

△ 日程第2 認定第2号 令和5年度宇検村国保事業特別会計歳入歳出決算について

△ 日程第3 認定第3号 令和5年度宇検村国保施設事業特別会計歳入歳出決算について

△ 日程第4 認定第4号 令和5年度宇検村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について

△ 日程第5 認定第5号 令和5年度宇検村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について

△ 日程第6 認定第6号 令和5年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計歳入歳出決算について

△ 日程第7 認定第7号 令和5年度宇検村介護保険事業特別会計歳入歳出決算について

△ 日程第8 認定第8号 令和5年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について

○議長（喜島孝行君）

日程第1、認定第1号、令和5年度宇検村一般会計歳入歳出決算についてから、日程第8、認定第8号、令和5年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてまでの8件を一括議題とします。

本8件について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（海原隆家君）

おはようございます。ただいまより、令和5年度宇検村一般会計及び特別会計決算審査報告を行います。

令和6年第3回定例会において、全員で構成する決算審査特別委員会に付託されました令和5年度宇検村一般会計歳入歳出決算及び7特別会計歳入歳出決算審査の結果を下記のとおり報告いたします。

《審査の概要》

令和5年度宇検村一般会計歳入歳出決算及び特別会計の国保事業、国保施設事業、簡易水道事業、農業集落排水事業、漁港漁村集落排水事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業の歳入歳出決算について審査いたしました。

住民の税収を財源に住民生活や福祉向上のために、単年度にどれ程の行政効果・経済効果をもたらしたか、無駄を省いた歳入・歳出が的確に執行されているか、又、全ての村民に公正、公平に行

政運営が行われているかを、重点に審査した結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと可決いたしました。

審査の詳細について以下報告いたします。

◎一般会計決算について

歳入決算総額39億3,744万1,000円で、主な内訳は自主財源7億6,095万3,000円で19.3%、依存財源は31億7,648万8,000円で80.7%、繰越金は1億7,192万7,000円で4.4%となっております。

村税と税外収入については、現年度の徴収率が97.9%となっており、収入未済総額は977万9,000円、不納欠損額が38万7,000円と多額で深刻な状況にあります。主な収入未済額については、固定資産税が220万3,000円で不納欠損額は34万9,000円、住宅使用料が722万7,000円であり前年度より42万4,000円増加している。滞納者対策については、村民の公平公正な観点からも適正な徴収対策をしていただくことを強く望みます。

歳出決算総額は33億9,763万4,000円で、内訳は義務的経費13億7,836万4,000円、前年度比5,935万8,000円の増、投資的経費6億9,989万8,000円、前年度比5,898万7,000円の減、その他物件費等は13億1,937万2,000円で前年度比1億5,647万9,000円の減、本年度歳出総額は前年度比1億5,610万9,000円の減となっております。

◎特別会計決算について

7特別会計歳入決算総額11億2,846万5,000円、前年度比1億7,679万6,000円の増、歳出決算総額10億4,381万4,000円、前年度比1億1,484万2,000円の増となっております。

国民健康保険事業においては、現年度の国保税の徴収率は95.4%で前年度より0.5ポイント低く、収入未済総額は129万9,000円であります。

その他の6特別会計で収入未済総額は858万4,000円であります。全特別会計で滞納額が高額となっており、今後一般会計と同様に、全庁的な取り組みを求めます。

集落排水事業においては、加入率の向上に努めていただきたい。特に漁業漁村集落排水事業においては、90.2%が繰入となっている現状から、将来を見据えた抜本的な対策と方向性を引き続き模索する必要があると考えられる。

本来、特別会計は独立採算が原則であるが、依然として一般会計からの繰入が多く、一般会計の財政を圧迫している状況は長期的な計画や抜本的な対策が求められます。

令和5年度決算は概ね初期の目的に沿って執行されたと評価します。

経常収支比率92.8%、実質公債費比率9.3%、将来負担比率はなしで、やや改善傾向にあるが、財政健全化に向けてなお一層の努力を切望します。

また、一般会計及び7特別会計の起債残高合計は48億9,021万6,000円で前年度比1億4,569万6,000円減である。財政の弾力化、健全化にむけて、更なる行財政改革の持続的な努力と自主財源確保のための施策が求められることが今後の課題と言えます。

<主な意見・質疑>

村税、各種使用料の滞納対策について、ほかの課と連携して情報を共有し、一般会計、各特別会計においても、全庁で徴収対策に取り組んでもらいたい。

次に、鳥獣被害については、イノシシ被害のみならず、カラス・ネズミ被害対策にも力を入れてもらいたい。

次に、時代に応じた、単身者専用の住宅の建築はできないか。

次に、県道、村道等へのカーブミラーの設置を望む。

次に、各種検診、人間ドックへの助成制度等の周知を徹底してほしい。

次に、特定健診及び結果報告会を集落単位での開催を望む。

次に、会計年度任用職員の雇用人数は妥当か。

次に、公用車の保有台数は妥当か。効率的な活用方法はないのか。

次に、使用料請求については、チェック体制を強化し、適正な事務処理を望む。

次に、集落排水事業において、宇検中央処理場と田検処理場統合の早期実現を望む。

最後に、制度改正に伴う条例の改正を迅速に行ってもらいたい。

《審査の結果》

本決算審査特別委員会に付託された令和5年度一般会計及び7特別会計決算は、全会一致で認定することに決定しました。

社会情勢や経済が変動を続ける中、財政も厳しい状況が続くと予想されますが、本村の未来を見据えた行財政運営に努められるよう要望し、令和5年度決算審査特別委員会の報告いたとします。以上です。

○議長（喜島孝行君）

以上をもって委員長報告を終わります。

ただいま委員長報告がありましたが、全員で構成する特別委員会で慎重に審査が尽くされておりますので、認定第1号から認定第8号までの委員長に対する質疑は省略したいと思います。

これから、認定第1号から認定第8号までの8件を一括して討論を行います。

討論ありませんか。

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これから、認定第1号、令和5年度宇検村一般会計歳入歳出決算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長報告は、認定すべきものの報告であります。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜島孝行君）

起立多数です。

認定第1号、令和5年度宇検村一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第2、認定第2号、令和5年度宇検村国保事業特別会計歳入歳出決算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長報告は、認定すべきものの報告であります。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜島孝行君）

起立多数です。

認定第2号、令和5年度宇検村国保事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第3、認定第3号、令和5年度宇検村国保施設事業特別会計歳入歳出決算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長報告は、認定すべきものの報告であります。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜島孝行君）

起立多数です。

認定第3号、令和5年度宇検村国保施設事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第4、認定第4号、令和5年度宇検村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長報告は、認定すべきものの報告であります。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜島孝行君）

起立多数です。

認定第4号、令和5年度宇検村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第5、認定第5号、令和5年度宇検村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長報告は、認定すべきものとの報告であります。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜島孝行君）

起立多数です。

認定第5号、令和5年度宇検村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第6、認定第6号、令和5年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長報告は、認定すべきものとの報告であります。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜島孝行君）

起立多数です。

認定第6号、令和5年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第7、認定第7号、令和5年度宇検村介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長報告は、認定すべきものとの報告であります。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜島孝行君）

起立多数です。

認定第7号、令和5年度宇検村介護保険事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第8、認定第8号、令和5年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長報告は、認定すべきものとの報告であります。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜島孝行君）

起立多数です。

認定第8号、令和5年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決については、認定することに決定しました。

△ 日程第9 議案第57号 宇検村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（喜島孝行君）

日程第9、議案第57号、宇検村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

皆様、おはようございます。先ほどは決算審査のご承認、誠にありがとうございました。決算審査の委員長の報告にもありましたように、本村の未来をみすえた行財政運営に努めてまいりますので、引き続きご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議案第57号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第57号は、宇検村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてですが、健康保険法の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給金額改正及びマイナンバー法等の一部改正に伴う条文の改正を行おうとするもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで、提案理由の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第57号、宇検村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第57号、宇検村国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第58号 宇検村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（喜島孝行君）

日程第10、議案第58号、宇検村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第58号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第58号は、宇検村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてですが、子ども子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例に一部を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第58号、宇検村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につ

いてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第58号、宇検村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 議案第59号 宇検村堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（喜島孝行君）

日程第11、議案第59号、宇検村堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第59号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第59号は、宇検村堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてですが、堆肥センターの位置を827番地に改めるための条例の一部を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第59号、宇検村堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第59号、宇検村堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第12 議案第60号 工事請負契約について

○議長（喜島孝行君）

日程第12、議案第60号、工事請負契約についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第60号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第60号は、工事請負契約についてですが、宇検村陸上競技場大規模改修工事について、長谷川体育施設株式会社九州支店支店長、伊藤佳典氏と契約するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○7番（吉永常明君）

ちょっと何点かお尋ねしたいと思います。

まず最初に、今度陸上競技場の張替は、特殊な多分技術だと思うんですけど、そこに入札に参加された業者は何業者か、お尋ねしたいと思います。それと、この会社を決められた理由というか、金額なのか、総合的に技術面を含めてこの会社になったのか、説明をお願いします。それと、工事の日にちと、いつから始まっていつ完成予定か。あと工事内容、トラックだけをいじるのか、そのほかをいじるのか、ちょっとお願いします。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

お答えします。建設課のほうに指名願い出していた業者で、体育施設に関する特化した事業者が3社

ありましたので、その3社を指名しております。落札の結果なんですけれども、金額です。あと工事の中身なんですけれども、トラックの張替と、あとフィールド内のゴムがあるところ、そことあと観覧席の前ですね、走り幅跳びの部分、そこも陸上競技場の中に入っておりますので、その張替となっております。あと内側に側溝が入っているんですけども、その側溝の悪いところもやり替えるという工事となっております。以上です。

○7番（吉永常明君）

日程と完了。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

本日ですね、議会の議決を得られましたら、工期としては、契約がですね、本日から来年2月の28日までが工期となっております。

○議長（喜島孝行君）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（壽山新太郎君）

先ほど工期が2月28日までということなんですけど、これ、村民はいつからこの競技場は使用されるのか。それと、やはり村民の皆さんは、この陸上競技場に関しては、かなり気にしておられますので、例えば、運動でマラソンをしたり、中には結構グラウンドゴルフで使われる方もいらっしゃいますので、いつから使用できるのかと、あと村民に対する、いつから使用できますよという周知はどのような周知をするのか、伺います。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

一応ですね、工期は2月28日までとっておりますが、業者のほうには極力早く完成を目指して工事に取り組んでいただきたいという旨を伝えてありますので。あとですね、村民への周知なんですけれども、一応、完成後にこけら落としではないんですが、イベントとして村の完走大会を予定しております。それ以降の村の皆様の使用は可能だと思っておりますので、完走大会で村民を集めて周知のほうを図っていきたいと思っております。以上です。

○3番（壽山新太郎君）

工期のないようにもよるとは思いますけど、なるべくですね、村民がいつから使用できるというのを分かり次第ですね、やはりホームページなり、防災無線なりで、やはり村民に対する周知は非常に大事だと思いますので、そのあたりはひとつよろしくお願いします。

○5番（肥後充浩君）

今は使える方向で質問してたんですけども、逆にいつから使えないのかというのも周知しないといけないと思いますので、その辺も、今日から契約したら多分材料を持ってきたりとか、いろいろすると、10月の半ば以降になるんじゃないかと思うんですけども、何日から完全に使えないよというのがはっきり分かったら、まだ業者との打ち合わせとか、そのようながあると思いますので、それはもう確実に村民に分かるようにしてもらわないと、今現在使っている方々がいらっしや

いますので、是非その辺は漏れなくするような方法をお願いいたします。以上です。

○議長（喜島孝行君）

よろしいですか。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

ありがとうございます。是非そのようにしたいと思っております。

○議長（喜島孝行君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第60号、工事請負契約についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第60号、工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第13 議員派遣の件について

○議長（喜島孝行君）

日程第13、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配布のとおり、本村議会議員を派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

お手元に配布のとおり、本村議会議員を派遣することに決定しました。

△ 日程第14 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（喜島孝行君）

日程第14、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題とします。

総務文教常任委員長及び建設経済常任委員長から所管事務調査のうち会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

それぞれの委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

したがって、各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△ 日程第15 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（喜島孝行君）

日程第15、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしてあります本会議の会期日程と会議の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第3回宇検村議会定例会を閉会します。

○事務局長（保枝力人君）

ご起立願います。一同、礼。

閉会 午前10時10分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宇検村議会議長 喜 島 孝 行

宇検村議会議員 壽 山 新太郎

宇検村議会議員 海 原 隆 家